

2019年度保険者機能強化推進交付金（都道府県分）に係る評価指標

I 管内の市町村の介護保険事業に係るデータ分析等を踏まえた地域課題の把握と支援計画

指 標	趣旨・考え方	配点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料 (予定)
<p>地域包括ケア「見える化」システムその他の各種データを活用し、当該都道府県及び管内の市町村の地域分析を実施し、当該地域の実情、地域課題を把握しているか。 また、その内容を保険者と共有しているか。 ※ 単に見える化システムデータを共有しているだけでは課題把握とはいえない ア 地域包括ケア「見える化」システム、国保データベース(KDB)システムその他の各種データを活用し、地域分析を実施している(単に地域包括ケア「見える化」システムデータを閲覧するのではなく、分析が必要) イ 有識者を変えた検討会を開催し、地域分析を実施している ウ 地域分析を元に、各市町村における課題を把握している エ 現状分析や地域課題を保険者と共有している</p>	<p>管内の市町村の支援に関し、まずは、その前提として地域分析、地域の実情把握、地域課題を把握する取組を行っていることを評価するもの</p>	<p>各 15 点 複数選択可</p>	<p>2019 年度の事業実施に当たった地域課題の把握等であることが必要であるため、2018 年度に実施したものが対象</p>	<p>一人当たり給付費(費用種)(年齢等調整済み)、要介護認定率(年齢等調整済み)、在宅サービスと施設サービスのバランスその他のデータ等に基づき、全国平均その他の数値との比較や経年変化の分析を行う一つ、当該地域の特徴と要因分析を行っているものが対象</p>	<p>○ ①分析に活用したデータ ②分析方法、全国その他の地域(具体的名)との比較や経年変化(具体的年数)の分析等 ③当該地域の特徴 ④その要因を記載(例示で可) ○ 上記について、既存の資料(審議資料等)がある場合には当該資料の該当部分の資料で可 ○ 保険者との共有については、どのように共有しているか概要を記載</p>
<p>保険者が行っている自立支援・重度化防止等に係る取組の実施状況を把握し、管内の保険者における課題を把握しているか。また、その内容を保険者と共有しているか。 ア 各保険者へ出向いて意見交換を行う、保険者間の情報交換の場の設定、各保険者へのアンケート等により全保険者の取組状況を把握している イ 保険者向け 2018 年度の評価指標の結果を用いて、各保険者の取組状況を分析している ウ 把握した各保険者の取組状況を管内保険者へ横展開するなど保険者と共有している</p>	<p>上記と同様に、管内の市町村の支援に関し、まずは、その前提として管内市町村で実施している自立支援・重度化防止等に係る取組の実施状況を把握する取組を行っていることを評価するもの</p>	<p>各 15 点 複数選択可</p>	<p>2019 年度の事業実施に当たった地域課題の把握等であるため、2018 年度に実施したものが対象</p>	<p>○ 課題の把握方法及びその内容の概要を記載 ○ 保険者との共有については、どのように共有しているか概要を記載</p>	<p>○ 課題の把握方法及びその内容の概要を記載 ○ 保険者との共有については、どのように共有しているか概要を記載</p>
<p>保険者が行っている自立支援・重度化防止等に係る取組に関し、都道府県の支援に係る保険者のニーズを把握しているか。</p>	<p>管内の市町村の支援に関し、市町村のニーズを把握するための取組を行っていることを評価するもの</p>	<p>15 点</p>	<p>2019 年度の事業実施に当たったニーズ把握であることが必要であるため、2018 年度に実施したものが対象</p>	<p>ここでは、都道府県として市町村からの要望を把握している場合のみならず、地域分析等を含み、管内の市町村のニーズを把握している場合も含む</p>	<p>ニーズの把握方法及び内容の概要を記載</p>
<p>現状分析、地域課題、保険者のニーズを踏まえて自立支援・重度化防止等に係る保険者への支援事業を企画立案しているか。</p>	<p>上記の①～③を踏まえた市町村支援に関する事業であることを評価するもの</p>	<p>15 点</p>	<p>2019 年度の事業実施に当たった企画立案であることを対象</p>	<p>都道府県が過去に行った事業について、市町村においてどのような効果があったかを把握していることが対象</p>	<p>どのような現状分析、地域課題、保険者のニーズを踏まえて支援事業を企画立案したかの概要を記載</p>
<p>当該都道府県が実施した保険者支援に関する取組に係る市町村における効果について、把握し評価を行った上で、保険者と共有しているか。</p>	<p>事業の PPOA サイクルによる評価により、より効果的な事業へと改善していく取組を評価するもの</p>	<p>15 点</p>	<p>2018 年度に実施した事業についての評価を行っていることが対象</p>	<p>都道府県が過去に行った事業について、市町村においてどのような効果があったかを把握していることが対象</p>	<p>効果の概要や保険者との共有方法等について概要を記載</p>

指 標	趣旨・考え方	配点	時点	留意点	報告様式への記載事項・提出資料(予定)
⑥	管内の市町村の介護保険事業に関する現状や将来推計に基づき、2025年度に向けて、自立支援・重度化防止等に資する市町村の支援のための施策について、目標及び目標を実現するための重点施策の実績を把握して進捗管理しているか。	15点	2018年度実績(見込)を把握した上で、2019年6月までの評価(2019年6月時点で実施)が対象	介護保険事業支援計画に記載されていることを必ずしも求めるわけではないが、何らかの方法により公表されていることが必要	報告様式への記載事項・提出資料(予定) 内容の概要及び公表方法を記載 (2019年6月までに提出)

Ⅱ 自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容
(1) 保険者による地域分析、介護保険事業計画の策定

指 標	趣旨・考え方	配点	時点	留意点	報告様式への記載事項・提出資料(予定)
①	<p>保険者による地域包括ケア「見える化」システムによる地域分析、介護保険事業計画策定後の進捗管理に係り、市町村への研修事業やアドバイザー派遣事業等を行っているか。</p> <p>ア 市町村への研修事業を実施している</p> <p>イ 市町村へのアドバイザー派遣事業を実施している</p> <p>ウ その他必要な事業を実施している(モデル事業や市町村の取組への財政支援等)</p> <p>(ア) 都道府県の単独事業として実施しているもの</p> <p>(イ) 国の補助事業として実施しているもの</p> <p>(ウ) 保険者機能強化推進交付金を活用して事業を実施しているもの</p> <p>(エ) 地域医療介護総合確保基金を活用して事業を実施しているもの</p>	<p>ア、イ 各10点</p> <p>複数選択可</p> <p>ウ (ア) 〇点 (イ) 〇点 (ウ) 〇点 (エ) 〇点</p> <p>(ア)～(エ)のいずれかを選択</p>	2018年度の事業が対象		<p>報告様式への記載事項・提出資料(予定)</p> <p>〇 実施する事業内容・計画を記載</p> <p>〇 事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡潔に記載</p> <p>〇 実施した日時を記載</p>

(2) 地域ケア会議・介護予防

	指 標	趣旨・考え方	配点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
<p>①</p> <p>地域ケア会議に関し、自立支援、重度化防止等に資するものとなるよう市町村への研修事業やアドバイザー派遣事業等を行っているか。</p> <p>ア 市町村、地域包括支援センターの管理職・管理者に対して研修等を実施している</p> <p>イ 都道府県医師会等関係団体と協力して、郡市区医師会等関係団体の管理職・管理者に対して研修等を実施している</p> <p>ウ 介護関係者等の管理職・管理者に対して研修等を実施している</p> <p>エ 市町村、地域包括支援センターの担当者に対して研修等を実施している</p> <p>オ 都道府県医師会等関係団体と協力して、郡市区医師会等関係団体の担当者に対して研修等を実施している</p> <p>カ 介護関係者等の担当者に対して研修等を実施している</p> <p>キ 市町村へのアドバイザー派遣事業を実施している</p> <p>ク その他必要な事業を実施している（モデル事業や市町村の取組への財政支援等）</p> <p>ケ (ア) 都道府県の単独事業として実施しているもの</p> <p>（イ）国の補助事業として実施しているもの</p> <p>（ウ）保険者機能強化推進交付金を活用して事業を実施しているもの</p> <p>（エ）医療介護総合確保基金を活用して事業を実施しているもの</p> <p>ケ 管内市町村の評価指標Ⅱ(3)①得点の達成状況はどのようになっているか（平均点の上位5割を評価）</p>	<p>地域ケア会議について、多職種等が連携して、利用者の自立支援、重度化防止等に資する検査が行われるよう、保険者への研修やアドバイザー派遣、その他の事業を行うもの</p>	<p>ア～キ 各10点</p> <p>複数選択可</p> <p>ク (ア)～ ○点 (イ) ○点 (ウ) ○点 (エ) ○点</p> <p>(ア)～ (エ)のい れかを選択</p> <p>ケ ○点</p>	<p>2018年度に実施の事業が対象</p>	<p>○ 管理職・管理者とは、市町村や地域包括支援センター、郡市区医師会等関係団体、介護関係者等のトップ層を想定</p> <p>○ 担当者とは、地域ケア会議に出席する者を想定</p> <p>○ ケについては、実績把握後、ア～ウの得点率の高い場合にのみ加点することとする</p>	<p>○ 実施する事業内容・計画を記載</p> <p>○ 事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡潔に記載</p> <p>○ 実施した日時を記載</p> <p>○ ケについては、厚生労働省において集計データを使用</p>	
<p>②</p> <p>一般介護予防事業における通いの場の立ち上げ等、介護予防を効果的に実施するための市町村への研修事業やアドバイザー派遣事業等を行っているか。</p> <p>ア 介護予防に専事する市町村職員や関係者に対し、介護予防を効果的に実施するための技術的支援に係る研修会等を実施している</p> <p>イ 介護予防を効果的に実施するための実地支援等を行うアドバイザーを養成し、派遣している</p> <p>ウ その他介護予防を効果的に実施するための必要な事業を実施している（モデル事業や市町村の取組への財政支援等）</p> <p>(ア) 都道府県の単独事業として実施しているもの</p> <p>(イ) 国の補助事業として実施しているもの</p> <p>(ウ) 保険者機能強化推進交付金を活用して事業を実施しているもの</p> <p>(エ) 地域医療介護総合確保基金を活用して事業を実施しているもの</p> <p>エ 管内市町村の評価指標Ⅱ(6)⑤の得点の達成状況はどのようになっているか（平均点の上位5割を評価）</p>	<p>介護予防について、通いの場や介護予防を効果的に実施するための保険者支援に関する事業を行うもの</p>	<p>ア、イ 各10点</p> <p>複数選択可</p> <p>ウ (ア) ○点 (イ) ○点 (ウ) ○点 (エ) ○点</p> <p>(ア)～ (エ)のい れかを選択</p> <p>エ ○点</p>	<p>2018年度実施の事業が対象</p>	<p>エについては、実績把握後、ア～ウの得点率の高い場合にのみ加点することとする</p>	<p>○ 実施する事業内容・計画を記載</p> <p>○ 事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡潔に記載</p> <p>○ 実施した日時を記載</p> <p>○ エについては、厚生労働省において集計データを使用</p>	

(3) 生活支援体制整備等

指 標	趣旨・考え方	配点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
生活支援体制の整備に関し、市町村の進捗状況を把握し、広域的調整に関する支援を行っているか。 ア 研修等の実施により生活支援コーディネーターを養成している イ 市町村、NPO、ボランティア、民間事業者等を対象とした普及啓発活動を実施している ウ 生活支援・介護予防サービスを担う者のネットワーク化のための事業を実施している エ その他必要な事業を実施している（モデル事業や市町村の取組への財政支援等） （ア）都道府県の単独事業として実施しているもの （イ）国の補助事業として実施しているもの （ウ）保険者機能強化推進交付金を活用して事業を実施しているもの （エ）地域医療介護総合確保基金を活用して事業を実施しているもの ① オ 好事例の発信を行っている カ 市町村による情報交換の場を設定している キ 生活相談支援体制の整備に関する市町村からの相談窓口の設置等、相談・助言を行っている ク その他必要な支援を行っている	市町村が行う生活支援体制整備に関し、それぞれの地域の抱える課題に応じて、都道府県としてこれを支援するための事業を行うもの	ア～ウ 各10点 複数選択可 エ （ア） ○点 （イ） ○点 （ウ） ○点 （エ） ○点 （ア）～ （エ）のいずれかを選択	2018年度実施の事業が対象	○ 市町村は、生活支援体制整備事業を通じて、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に取り組んでいる 市町村がそれぞれ適切に取組を進めるためには、都道府県が、広域的支援の観点から人材確保や普及啓発等を行うことが重要であり、これらの事業を行っていただければ、それを評価対象とする ○ 相談窓口は、市町村からの相談に応じられるものであればよいが、明確に、相談を受け付けるための連絡先として市町村に周知されていることが必要 ○ クには、都道府県が主導して行う ・ 複数市町村における介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスに係る共通の基礎の設置 ・ 複数市町村から参加できる通いの場の整備の検討の取組も含む	○ 実施する事業内容・計画を記載 ○ 事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡潔に記載 ○ 実施した日時を記載

(4) 自立支援・重度化防止等に向けたリハビリテーション専門職等の活用

指 標	趣旨・考え方	配点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
自立支援・重度化防止等に向けた市町村の取組支援のため、リハビリテーション専門職等の人的支援を関係団体と連携して取り組んでいるか ア 都道府県医師会等関係団体と連携し、市町村に対する地域リハビリテーション支援体制について協議会を設けている イ 都道府県医師会等関係団体と協議し、リハビリテーション専門職等の派遣に関するルールを作成し、派遣調整をする機関を設置している ウ リハビリテーション専門職等を派遣する医療機関等を確保している エ 市町村に対して、派遣に際して必要となる知識に関する研修会を実施している オ リハビリテーション専門職等に対して、派遣に際して必要となる知識に関する研修会を実施している ① カ 市町村に対して、リハビリテーション専門職等の派遣にかかる体制や活用方法について周知している キ リハビリテーション専門職等を地域ケア会議や通いの場等に派遣している実績がある ク その他、リハビリテーション専門職等の職能団体との連携に関し必要な事業を実施している（モデル事業や市町村の取組への財政支援等） （ア）都道府県の単独事業として実施しているもの （イ）国の補助事業として実施しているもの （ウ）保険者機能強化推進交付金を活用して事業を実施しているもの （エ）地域医療介護総合確保基金を活用して事業を実施しているもの	自立支援、重度化防止等を推進する観点から、リハビリテーション専門職等との連携が重要 ○ こうした団体との調整等に関し、都道府県として事業を行うもの	ア～キ 各10点 複数選択可 ク （ア） ○点 （イ） ○点 （ウ） ○点 （エ） ○点 （ア）～ （エ）のいずれかを選択	2018年度実施の事業が対象	○ 「リハビリテーション専門職等」に対して、派遣に際して必要となる知識に関する研修会を実施している。については、都道府県医師会等関係団体が開催する研修会に経費を助成している場合も含む。 ○ 本評価指標では地域リハビリテーションに係る実績のみを対象とし、介護報酬上規定されているリハビリテーション専門職等が関与する加算等による実績は対象外とする	○ 実施する事業内容・計画を記載 ○ 事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡潔に記載 ○ 実施した日時を記載

(5) 在宅医療・介護連携

指 標	趣旨・考え方	配点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
在宅医療・介護連携について、市町村を支援するために必要な事業を行っているか。 ア 在宅医療・介護資源や診療報酬・介護報酬のデータの提供をしている イ 地域の課題分析に向けたデータの活用方法に対する指導・助言をしている ウ 医師のグループ制や後方病床確保等広域的な在宅医療の体制整備の取組を支援している エ 切れ目のない在宅医療・在宅介護の提供体制整備に関する事例等の情報を提供している オ 広域的な相談窓口を設置している カ 広域的な相談窓口に従事する人材の育成に取り組んでいる キ 遠隔支援ルーラーの作成等市町村単独では対応が難しい広域的な医療介護連携に関して支援を行っている ① ク 入院に関わる医療介護専門職の人材育成に取り組んでいる ケ 二次医療機関等地域の実情に応じた圏域において、地域の医師等の医療関係団体と介護関係者と連絡会等を開催している コ 在宅医療をはじめとした広域的な医療資源に関する情報提供を市町村に対して行っている サ 在宅医療・介護連携推進のための人材育成を行っている シ 住民啓発用の媒体を作成し、市町村が実施する普及啓発の支援を実施している ス 管内市町村の評価指標Ⅱ(4)⑦の得点の達成状況はどのようになっているか（平均点の上位5割を評価）	在宅医療・介護連携については、関係団体との調整や広域的な調整について、都道府県の役割が重要 ○ 都道府県が在宅医療・介護連携に関し、関係者の連絡会等、関係者の支援事業を行うもの	ア～エ 各10点 複数選択可 ス ○点	2018年度実施の事業が対象	○ 「人材育成」については、特定の職種は想定しておらず、多職種のいずれかを想定。なお、コーディネートも含む ○ スについては、実績把握後、ア～シの得点率の高い場合のみ加点することとする	○ 実施する事業内容・計画を記載 ○ 事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡潔に記載 ○ 実施した日時を記載 ○ スについては、厚生労働省において集計データを使用

(6) 認知症総合支援

指 標	趣旨・考え方	配点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
認知症施策の推進に関し、現状把握、計画の策定、市町村の取組の把握等を行っているか。 ア 認知症施策に関する取組(※)について、各年度における都道府県の具体的な計画(事業内容、実施(配置)予定数、受講予定人数等)を定め、進捗状況について点検・評価している。 ※ 早期診断、早期対応の連携体制等の整備、認知症対応力向上研修実施、認知症サポーターの養成・活用、若年性認知症施策の実施、権利擁護の取組の推進等 (ア)点検・評価にあたり、認知症当事者(認知症の人やその家族)の意見を聞いている (イ)点検・評価にあたり、第三者の意見を聞いている (ウ)点検・評価を行っている(第三者の意見は聞いていない) イ 市町村の認知症施策に関する取組(※)について、都道府県内の全市町村の取組状況を把握したうえで、市町村の状況の一覧を作成し、その状況を自治体HPに掲載する等公表している。 ※ 認知症初期発見支援チームの運営等の推進、認知症地域支援推進委員の活動の推進、権利擁護の取組みの推進等、地域の見守りネットワークの構築及び認知症サポーターの養成、活用本人・家族への支援等 (ア)市町村の取組状況を把握の上、公表し、かつ進捗が遅れている市町村に対し支援するための取組(御言・支援事業の実施等)を行っている。 (イ)市町村の取組状況を把握の上、公表している	認知症施策の推進に関し、現状把握、計画の策定、市町村の取組の把握等を行うもの	ア (ア) ○点 (イ) ○点 (ウ) ○点 (ア)～ (ウ)のいずれ れかを選択 イ (ア) ○点 (イ) ○点 (ア)又は (イ)のいずれ れかを選択	○ 計画の策定については、2018年度の評価時点における状況が対象 ○ 全市町村の取組状況の把握等については、2019年度の評価時点における状況が対象	○ 計画の内容の概要を記載 ○ 点検評価は、どのような手法で評価をしたか、実施時期を記載 ○ イについては、市町村の状況について概要を記載	

(7) 介護給付の適正化

指 標	趣旨・考え方	配点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
<p>介護給付費の適正化に関し、市町村に対して必要な支援を行っているか。（国保連への委託に係る「医療情報との突合」「総覧点検」の実施を支援している（国保連への委託への委託を含む）</p> <p>イ 国保連の適正化システムとの操作研修や実地における支援を実施している</p> <p>ウ ケアプラン点検に関する研修や実地における支援を実施している</p> <p>エ 保険者の効果的な取組事例を紹介する説明会等を実施している</p> <p>オ その他、都道府県として市町村の実情に応じた支援を実施している（モデル事業や市町村の取組への財政支援等）</p> <p>(ア) 都道府県の単独事業として実施しているもの</p> <p>(イ) 国の補助事業として実施しているもの</p> <p>(ウ) 保険者機能強化推進交付金を活用して事業を実施しているもの</p> <p>(エ) 地域医療介護総合確保基金を活用して事業を実施しているもの</p> <p>カ 管内市町村の評価指標Ⅲ(1)②の得点の達成状況はどのようになっているか（平均点の上位5割を評価）</p> <p>①</p>	<p>○ 介護給付の適正化については、従来から都道府県の計画策定を推進しており、都道府県が重要な役割を担っているところ。</p> <p>○ 各種適正化事業に係り、都道府県が事業を行うもの</p>	<p>ア～エ 各10点</p> <p>複数選択可</p> <p>オ</p> <p>(ア) 〇点</p> <p>(イ) 〇点</p> <p>(ウ) 〇点</p> <p>(エ) 〇点</p> <p>(工) 〇点</p> <p>(ア)～(エ)のいずれかを選択</p> <p>カ 〇点</p>	<p>2018年度実施の事業が対象</p>	<p>カについては、実績把握後、ア～オの得点率の高い場合にのみ加点することとする</p>	<p>○ 実施する事業内容・計画を記載</p> <p>○ 事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡潔に記載</p> <p>○ 実施した日時を記載</p> <p>○ カについては、厚生労働省において集計データを使用</p>

(8) 介護人材の確保

指 標	趣旨・考え方	配点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
<p>2025年及び第7期計画期間における介護人材の将来推計を行い、具体的な目標を掲げた上で、必要な施策を企画立案しているか。</p> <p>ア 2025年、第7期計画期間における介護人材の推計に対する実績を把握し進捗管理している</p> <p>① 定量的な目標及び実施時期を定めている</p>	<p>介護人材の確保について、都道府県として、将来推計や目標の設定等を行い進捗管理していることを評価するもの</p>	<p>各10点</p> <p>複数選択可</p>	<p>介護人材の推計、定量的な目標及び実施時期を定めていなかっただ都道府県が、2019年度～2020年度を含めて推計又は定めた場合には対象とする</p>		<p>推計値、目標及び実施時期の概要を記載</p>

指 標	趣 意・考 え 方	配 点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
<p>介護人材の確保及び質の向上に関し、当該地域における課題を踏まえ、必要な事業を実施している。</p> <p>ア 介護人材の確保及び質の向上に関し、「介護に関する入門的研修」の実施状況はどのようになっているか。</p> <p>(ア) 研修を実施しているか</p> <p>(イ) 研修修了者に対するマッチング件数の割合（上位3割）</p> <p>イ 介護職員の後職・再就職支援策を実施している</p> <p>ウ 介護事業所の認証・評価制度を実施している</p> <p>エ 都道府県として、介護ロボットやICTの活用に向けたモデル事業等の推進策を実施している</p> <p>オ その他、人材確保・質の向上に向けた取組を実施している</p> <p>(ア) 都道府県の単独事業として実施しているもの</p> <p>(イ) 国の補助事業として実施しているもの</p> <p>(ウ) 保険者機能強化推進交付金を活用して事業を実施しているもの</p> <p>(エ) 地域医療介護総合確保基金を活用して事業を実施しているもの</p> <p>②</p>	<p>地域の実情や将来推計を踏まえつつ都道府県が介護人材の確保や質の向上に向けた事業を行うもの</p>	<p>ア (ア) のいずれかを選択可</p> <p>オ (ア) 〇点</p> <p>(イ) 〇点</p> <p>イ～エ 各〇点</p>	<p>ア 2018年4月～12月未までの取組が対象</p> <p>イ～オ 2018年度実施の事業が対象</p>	<p>ア (イ) については、実績把握後、保険者の規模により評価に差異が生じる場合は、規模別上位3割を決定することとする</p>	<p>〇 実施する事業内容・計画を記載</p> <p>〇 事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡潔に記載</p> <p>〇 実施した日時を記載</p> <p>〇 ア (イ) については、実際の数値を提出</p>

(9) その他の自立支援・重度化防止等に向けた各種取組への支援事業

指 標	趣 意・考 え 方	配 点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
<p>(1)～(8)の他、自立支援、重度化防止に向けた市町村の取組について、管内の市町村の現状を把握した上で、必要な取組を行っているか。</p> <p>ア 都道府県の単独事業として実施しているもの</p> <p>イ 国の補助事業として実施しているもの</p> <p>ウ 保険者機能強化推進交付金を活用して事業を実施しているもの</p> <p>エ 地域医療介護総合確保基金を活用して事業を実施しているもの</p> <p>①</p>	<p>地域の課題に応じて、都道府県が様々な事業を構想し実施するもの</p>	<p>ア〇点</p> <p>イ〇点</p> <p>ウ〇点</p> <p>エ〇点</p> <p>ア～エのいずれかを選択</p>	<p>2018年度実施の事業が対象</p>	<p>(1)～(8)以外に地域の課題に応じて実施している取組が対象</p>	<p>〇 実施する事業内容・計画を記載</p> <p>〇 事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡潔に記載</p> <p>〇 実施した日時を記載</p>

Ⅲ 管内の市町村における評価指標の達成状況による評価

指標	趣旨・考え方	配点	時点	留意点	報告様式への記載事項・提出資料 (予定)
① 都道府県における管内市町村の評価指標の達成状況の平均について、分野毎にどのような状況か。	管内市町村の評価指標の達成状況を評価するもの	各〇点 (計〇点)	2019年度評価指標		厚生労働省において集計データを使用
② 都道府県における管内市町村の評価指標の得点が著しく低い市町村があるか。	管内市町村の評価指標の達成状況を評価するもの	複数配点 マイナス 〇点	2019年度評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 得点率 30% (2018 年度評価指標では 200 点以下が目安) を下回っている市町村がある場合を想定 配点・評価方法については、実績把握後改めて検討することとする 	厚生労働省において集計データを使用
③ (要介護認定等基準時間の変化) 管内市町村における一定期間における、要介護認定者の要介護認定等基準時間の変化率の状況はどのようなようになっているか。 ア 時点 (1) の場合〇% (全保険者の上位 5 割を評価) イ 時点 (2) の場合〇% (全保険者の上位 5 割を評価)	要介護状態の維持・改善の状況として、認定を受けた者について要介護認定等基準時間の変化率を測定するもの	10 点 ア又はイのいずれかに該当すれば加 点	(1) 2018 年 1 月→2019 年 1 月の変化率 (2) 2018 年 1 月→2019 年 1 月と 2017 年 1 月→2018 年 1 月の変化率の差	<ul style="list-style-type: none"> 県内でデータが提出されている市町村全体の平均値の意 上位 5 割の都道府県に配点 要介護認定のみ対象とし、年齢調整を行う 	厚生労働省において統計データを使用
④ (要介護認定の変化) 管内市町村における一定期間における要介護認定者の要介護認定の变化率の状況はどのようなようになっているか。 ア 時点 (1) の場合〇% (全保険者の上位 5 割を評価) イ 時点 (2) の場合〇% (全保険者の上位 5 割を評価)	要介護状態の維持・改善の状況として、認定を受けた者について要介護認定の变化率を測定するもの	10 点 ア又はイのいずれかに該当すれば加 点	(1) 2018 年 1 月→2019 年 1 月の変化率 (2) 2018 年 1 月→2019 年 1 月と 2017 年 1 月→2018 年 1 月の変化率の差	<ul style="list-style-type: none"> 県内でデータが提出されている市町村全体の平均値の意 上位 5 割の都道府県に配点 要介護認定のみ対象とし、年齢調整を行う 	厚生労働省において統計データを使用

2019年度保険者機能強化推進交付金（市町村分）に係る評価指標

I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築

指 標	趣旨・考え方	配点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料(予定)
<p>①</p> <p>地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握しているか。</p> <p>ア 地域包括ケア「見える化」システムを活用して、他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。その上で、HPによる周知等の住民や関係者と共通理解を持つ取組を行っている</p> <p>イ 地域包括ケア「見える化」システムは活用していないが、代替手段(独自システム等)により当該地域の介護保険事業の特徴を把握している</p> <p>ウ 地域包括ケア「見える化」システムを活用して、他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握している</p> <p>エ 地域包括ケア「見える化」システムは活用していないが、代替手段(独自システム等)により当該地域の介護保険事業の特徴を把握している</p> <p>日常生括領域ごとの65歳以上人口を把握しているか。</p>	<p>保険者として各事業や取組の必要性を検討する上で不可欠な基本的な作業である地域分析を実施していることを評価するもの</p> <p>ア 10点 イ 10点 ウ 5点 エ 5点</p> <p>ア～エのいずれかを選択</p>	<p>2018年度における分析が対象。また、第7期計画の策定過程(2017年度)における分析も対象としてよい</p>	<p>一人当たり給付費(費用額)(年齢等調整済み)、要介護認定率(年齢等調整済み)、在宅サービスと施設サービスのバランスその他のデータ等に基づき、全国平均その他の数値との比較や経年変化の分析を行いつつ、当該地域の特徴の把握と要因分析を行っているものが対象</p> <p>○ 保険者として取組むべき課題の考察に至っている現状把握や地域分析を対象とし、単に認定率や保険料額の高低を認識しているにとどまる場合は、非該当とする</p>	<p>○ ①分析に活用したデータの地域(具体名)との比較や経年変化(具体的年数)の分析等、 ②当該地域の特徴 ③その要因を記載(例示可) ○ 上記について、既存の資料(審議会資料等)がある場合は当該資料の該当部分で可 ○ ア及びイについては、上記に加えて、HPによる周知等の住民や関係者と共通理解を持つ取組の具体例を記載</p>	<p>○ ①分析に活用したデータの地域(具体名)との比較や経年変化(具体的年数)の分析等、 ②当該地域の特徴 ③その要因を記載(例示可) ○ 上記について、既存の資料(審議会資料等)がある場合は当該資料の該当部分で可 ○ ア及びイについては、上記に加えて、HPによる周知等の住民や関係者と共通理解を持つ取組の具体例を記載</p>
<p>②</p> <p>日常生括領域ごとの65歳以上人口を把握しているか。</p>	<p>10点</p>	<p>2019年度における報告時点での任意の時点における把握が対象</p>	<p>日常生括領域そのものは自治体の実情に応じて設定</p>	<p>日常生括領域ごとの65歳以上人口を記載</p>	<p>日常生括領域ごとの65歳以上人口を記載</p>
<p>③</p> <p>以下の将来推計を実施しているか。</p> <p>ア 2025年度における要介護者数・要支援者数</p> <p>イ 2025年度における介護保険料</p> <p>ウ 2025年度における日常生括領域別の65歳以上人口</p> <p>エ 2025年度における認知症高齢者数</p> <p>カ 2025年度における一人暮らし高齢者数</p> <p>キ 2025年度に必要となる介護人材の数</p>	<p>各2点 複数選択可</p>	<p>第7期計画の策定過程(2017年度)における推計又は2018年度に行った推計も対象とする</p>	<p>○ 推計方法は自治体の任意の方法で可 ○ 基本的に第7期計画の策定過程における推計を対象とするものであり、第7期計画やその検討のための審議会資料その他の資料に記載され公表されているものを対象とする ○ 2018年度に行った推計を対象とする場合にも、何らかの方法により公表されているものを対象とする ※ 推計方法の例 ・ ア、イの推計方法の例：地域包括ケア「見える化」システム上のサービス量等の推計ツールを参照 ・ ウの推計方法の例：各市町村の日常生括領域別の性・年齢階級別人口を基に、国立社会保障・人口問題研究所が性・年齢階級別に公表している各市町村の出生率と純移動率を乗じることで推計 ・ エの推計方法の例：厚生労働省科学研究費補助金「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」報告書の表3、表4「認知症患者数と有病率の将来推計」に掲載されている認知症患者推定有病率を参考に推計 ・ カの推計方法の例：各市町村の推計人口を基に、国立社会保障・人口問題研究所が性・年齢階級別に公表している2025年の各都道府県の単独世帯の世帯主になる割合を乗じることで推計 ・ キの推計方法の例：厚生労働省の提示した、2025年を含む介護人材の推計ツールを利用し推計</p>	<p>○ ア～カの将来推計値及び公表方法を記載(推計値の大小そのものは評価しない) ○ 第7期計画やその他の検討のための審議会資料その他の資料に記載され公表されている資料でも可</p>	<p>○ ア～カの将来推計値及び公表方法を記載(推計値の大小そのものは評価しない) ○ 第7期計画やその他の検討のための審議会資料その他の資料に記載され公表されている資料でも可</p>

	指 標	趣旨・考え方	配点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料 (予定)
④	<p>認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)しているか。</p> <p>定期的にモニタリングするとともに、運営協議会等で公表している</p> <p>定期的にモニタリングしている</p>	<p>地域の課題に対応できるよう、介護保険給付に係る各種実績により、地域の動向を定期的に把握することを評価するもの</p>	<p>10点</p> <p>5点</p> <p>又はイのいずれかを選択</p>	<p>2018年度に行ったモニタリングが対象</p>	<p>○ 計画値と実績値との乖離状況とその要因を考察しているものを対象とし、単に認定者数、受給者数、サービス種類別の利用者数、給付実績等の数値を把握したにすぎないものは非該当とする○「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き」参照</p>	<p>○ 考察結果を提出する</p> <p>○ モニタリング実施日を記載する</p> <p>○ アについては、公表した資料の名称及び公表場所(HIP)等を記載</p>
⑤	<p>第7期計画の要介護者数及び要支援者数の見込に対する実績を把握して進捗管理を行っているか。</p>	<p>介護予防等の施策反映状況を進捗管理していることを評価するもの</p>	<p>10点</p>	<p>2018年度実績(見込)を把握した上での評価(2019年6月めどで実施)が対象</p>	<p>○ 計画値と実績値との乖離状況を把握し、その要因を、施策の効果の予想と実績が要介護者数にどのように影響を与えたかも含めて分析していること</p> <p>○ 計画に、保険者において実施する各種取組の定量的な効果を見込んでいない場合は、各種取組の効果がどのような影響を与えたかも含めて分析していること</p> <p>○「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き」参照</p>	<p>分析結果を提出(2019年6月までに提出)</p>
⑥	<p>第7期計画に定めたサービス見込量のうち、地域医療構想における介護施設・在宅医療等の追加的ニーズに対応するものについて、実績を把握して進捗管理を行っているか。</p>	<p>医療計画との整合性を確保するための進捗管理していることを評価するもの</p>	<p>10点</p>	<p>2018年度実績(見込)を把握した上での評価(2019年6月めどで実施)が対象</p>	<p>○「第7次医療計画及び第7期介護保険事業(支援)計画における整備目標及びサービスの量の見込みに係る整合性の確保について」(平成29年8月10日医政地発0810第1号、老発策0810第1号、保連発0810第1号)を参考に推計したものであること</p> <p>○ 第7期計画(上記通知を踏まえた介護施設・在宅医療等の追加的ニーズに対応するサービス見込み量を定めていない場合には、そのことがサービス見込み量の計画値と実績値の乖離の要因になっていること)を分析していること</p>	<p>○ 地域医療構想を含む医療計画との整合性について、どのような考え方により2020年度、2025年度の介護サービスの見込み量を設定したかの記載と、それに対する分析結果を提出</p> <p>○ 第7期計画で介護施設・在宅医療等の追加的ニーズに対応するサービス見込み量を定めていない場合には、分析結果を提出(2019年6月までに提出)</p>

	指 標	趣旨・考え方	配点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料 (予定)
⑦	自立支援、重度化防止等に資する施策についての目標及び目標を策定するための重点施策について、実績を把握して進捗管理を行っているか。	2025年に向けた着実な取組を推進するために進捗管理することを評価するもの	10点	2018年度実績(見込)を把握した上での評価(2019年6月時点で実施)が対象	○ 2018年度に策定したものを対象とする場合にも、何らかの方法により公表されているものを対象とする ○ 設定した目標及び重点施策の内容は評価しない	○ 2018年度に重点施策を定めた場合は、公表している資料の該当部分を提出 ○ 分析結果を提出(2019年6月までに提出)
⑧	自立支援・重度化防止等に関する目標が未達成であった場合に、具体的な改善策や、理由の提示と目標の見直しとといった取組を講じているか。	PDCAサイクルにより、具体的な改善策が講じられていることを評価するもの	10点	2018年度実績(見込)を把握・分析した上での改善策(2019年6月頃までに提示)が対象	○ 第7期計画から必須記載事項となった自立支援、重度化防止、介護給付の適正化に関する取組及びその目標について、2018年度における実施状況を把握し、進捗状況として未達成の場合には改善策や理由の提示・目標の見直し等を行うことを評価 ○ 計画値と実績値との乖離状況とその要因を考察しているものを対象とし、単に数値を把握したにすぎないものは非該当とする ○ 「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き」参照 ○ 設定した目標及び重点施策の内容は評価しない	○ 達成状況の把握、改善策や理由の提示・目標の見直し等を行った時期及び内容の概要を記載 ○ 目標が全て達成されている場合はその旨を記載(2019年6月までに提出)
⑨	地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定しているか。	介護給付費の地域差縮減に向けて、介護給付費の適正化の方策を策定していることを評価するもの	0点	第7期計画又はその他の他の方策に、2018年度の適正化に係る内容を盛り込んでいくものが対象	既に第7期計画に盛り込んでいるものも含む ※2020年度評価指標において、達成していない場合、減点とすることを検討予定	第7期計画又はその他の他の方策における該当部分を提出

Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進
 (1) 地域密着型サービス

指 標	趣旨・考え方	配点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料 (予定)
<p>保険者の方針に沿った地域密着型サービスの整備を図るため、保険者独自の取組を行っているか。</p> <p>ア 地域密着型サービスの指定基準を定める条例に保険者独自の内容を盛り込んでいる</p> <p>イ 地域密着型サービスの公募指定を活用している</p> <p>ウ 参入を検討する事業者への説明や働きかけを実施している(説明会の開催、個別の働きかけ等)</p> <p>エ 必要な地域密着型サービスを確保するための上記以外の取組を行っている</p>	<p>地域密着型サービスについて、保険者として地域のサービス提供体制等の実情に合わせた基盤整備を図るための取組を評価するもの</p>	<p>各○点 複数選択 可</p>	<p>2018年度の取組・実施内容が対象</p> <p>ア 2018年度の評価時点までの任意の時点において条例が整備されている</p> <p>イ 2018年度の任意の時点において公募を実施している</p> <p>ウ 2018年度の任意の時点において説明会等を実施している</p> <p>エ 2018年度の任意の時点において取組を実施している</p>	<p>○ 当該指標は、保険者に指定権限がある地域密着型サービスについて、地域に必要なサービスを確保されるための取組を行っているかどうかを評価するもの</p> <p>アの項目については、「暴力団排除条例」等は一般的に多くの保険者の基準に盛り込まれており、こうした「独自性」とはいえないものは対象としな</p> <p>い</p> <p>○ イの公募指定については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護に限る</p> <p>○ エには、そもそも地域密着型サービスが十分整備されてお</p> <p>りこれ以上の基盤整備が不要である場合も含むこととする</p> <p>○ 「そもそも地域密着型サービスが充分整備されてお</p> <p>りこれ以上の基盤整備が不要である場合」としてエを選択した場合には、どのような状況から不要であるのかを簡単に記載すること</p>	<p>ウ、エについては具体的な取組内容を記載</p>
<p>地域密着型サービス事業所の運営状況を把握し、それと踏まえ、運営協議会等で必要な事項を検討しているか。</p>	<p>地域の状況の变化に応じた対応を推進するため、点検の取組を評価するもの</p>	<p>10点</p>	<p>2018年度の取組が対象</p>	<p>○ 当該「運営協議会等」とは、介護保険法第42条の2第5項、第78条の2第6項、第78条の4第5項等に規定する措置として各市町村に設置される地域密着型サービスの運営に関する委員会のことをいう(既存の介護保険事業計画策定委員会、地域包括支援センター運営協議会等)を活用して差し支えないこととされている</p> <p>○ 検討内容として、地域密着型サービス等の確保、運営評価、指定基準等の設定その他地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要な事項について検討した対象(地域密着型サービスの指定及び指定拒否、介護報酬の設定について検討する場合を除く)</p>	<p>検討した時期及び検討テーマを記載</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型サービスの指定基準等の検討 ・ 指定の際に条件を付す場合の当該条件の検討 ・ 自治体内の地域密着型サービス事業者のサービスの提供状況について報告、検討 等

	指 標	趣旨・考え方	配点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料 (予定)
③	<p>所管する介護サービス事業所について、指定の有効期間中に一回(16.6%)以上の割合で実地指導を実施しているか。</p> <p>ア 実地指導の実施率(実施数÷対象事業所数)が3年に1回(33.3%)以上</p> <p>イ 実地指導の実施率(実施数÷対象事業所数)が6年に1回(16.6%)以上</p>	<p>指定権限が保険者にある地域密着型サービス等について、保険者としての計画的な指導監督を評価するもの</p>	<p>ア 10点</p> <p>イ 0点</p> <p>ア又はイのいずれかを選択</p>	<p>2018年度の取組が対象</p>	<p>○ 既に指定されている介護サービス事業所について、指定の有効期間である6年のうちに実地指導が行われていることが対象</p> <p>○ ただし、事業所数や実地指導計画等は地域の実情に応じて異なるものであるため、2018年度の実績又は2016年度～2018年度の平均の実績のいずれかで確認する</p> <p>○ 地域密着型サービス事業所が極端に少ない場合等においては、2013年度～2018年度の実績で確認する</p> <p>○ 2016年度は小規模な通所介護の指定権限が地域密着型通所介護として市町村に移った初年度であることとを考慮し、指定都市・中核市以外の市町村の場合、2016年度実績は地域密着型通所介護を評価対象から除外して算出する</p>	<p>実地指導の実施率 (実施数÷対象事業所数)</p>
④	<p>地域密着型サービス事業所における機能訓練・口腔機能向上・栄養改善を推進するための取組を行っているか。</p>	<p>地域密着型サービス事業所において、機能訓練・口腔機能向上・栄養改善が推進されるための、保険者としての取組を評価するもの</p>	<p>10点</p>	<p>2018年度の取組が対象</p>	<p>○ 保険者として、地域密着型サービス事業所における「機能訓練・口腔機能向上・栄養改善を推進するための取組」を実施しているものが対象</p> <p>○ 取組は具体的には以下のような内容が考えられる(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機能訓練・口腔機能向上・栄養改善を推進するためのリハビリテーション専門職等との連携に関する仕組みづくり ・ 機能訓練・口腔機能向上・栄養改善を推進するための事業所への説明会の開催等 	<p>取組の概要及び実施時期を簡単に記載</p>

(2) 介護支援専門員・介護サービス事業所

	指 標	趣旨・考え方	配点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料 (予定)
①	<p>保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、介護支援専門員に対して伝えているか。</p> <p>ア 保険者のケアマネジメントに関する基本方針を伝えるためのガイドライン又は文書を作成した上で、事業者連綿会議、研修又は集回指導等において周知している</p> <p>イ ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、介護支援専門員に対して伝えている</p>	<p>高齢者の自立支援、重度化防止等に資することを目的として、ケアマネジメントが行われるよう、市町村として、ケアマネジメントが行われるよう、介護支援専門員に対して、保険者の基本方針を伝えていくことを評価するもの</p>	<p>ア 10点 イ 5点</p> <p>ア又はイのいずれかを選択</p>	<p>2018年度の取組が対象</p>	<p>自立支援、重度化防止等に資することを目的としてケアマネジメントが行われるよう、市町村として基本的な方針を介護支援専門員と共有していることが対象</p> <p>○ アについては、都道府県が策定したガイドラインや文書を利用している場合を含む</p> <p>○ ケアマネジメントに関する保険者の基本方針については、居宅介護支援のみならず、介護予防支援、第1号介護予防支援を含む、ケアマネジメント全般を対象とする</p> <p>○ 基本方針とは、例えば、居宅介護支援で言えば・運営基準省令第1条の2（基本方針）や・運営基準省令第12条・13条（指定居宅介護支援の基本的・具体的取扱方針）等といった基本的な考え方に加えて、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメンツの提供を目的として管内で統一して活用する込んだ内容を想定している</p>	<p>○ アについては、介護支援専門員や事業者等に文書でどのように周知したか及び実施日を簡単に記載</p> <p>○ 保険者のケアマネジメントに関する基本方針を伝えるためのガイドライン又は文書を提出</p> <p>○ イについては、介護支援専門員にどのように基本方針を伝えていくかを簡単に記載</p>
②	<p>介護サービス事業所（居宅介護支援事業所を含む。）の質の向上に向けて、具体的なテーマを設定した研修等の具体的な取組を行っているか。</p> <p>ア 市町村が主催する研修等の他、市町村として、民間事業者等における自主的な研修やスキルアップ等を促進するために財政支援を行う等具体的な取組を実施しているか</p> <p>イ 地域支援事業における介護相談員派遣等事業を実施しているか</p>	<p>介護サービス事業所の質の向上に向けた保険者の取組を評価するもの</p>	<p>各○点 複数選択可</p>	<p>2018年度の取組が対象</p>	<p>アの具体例としては、地域リハビリテーション活動支援事業等を活用し、介護サービス事業所にリハビリテーション専門職等を派遣し、自立支援・重度化防止等の観点から研修会の開催や意見交換会を開催するものや介護ロボット等の活用、ICT活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインの活用促進する観点からの研修会の開催もある</p> <p>○ イについては、介護相談員が担当する事業所等を概ね1～2週間に1回程度訪問し、介護サービスの利用者や事業者との間の橋渡し役となつて、利用者の疑問や不満、心配事等に対応しサービス改善の途を探るための具体的な活動内容があるものが対象</p>	<p>○ アについては、実施している具体的な取組内容及び時期を簡単に記載</p> <p>○ イについては、介護相談員の人数、訪問事業所等の種別・数、訪問周期や具体的な活動内容を簡単に記載</p>

(3) 地域包括支援センター

指 標	趣 旨・考 え 方	配 点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料 (予定)
<p>① <地域包括支援センターの体制に関するもの> 地域包括支援センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づき3職種の配置を義務付けているか。</p>	<p>地域包括支援センターにおいて必要なサービスが提供されるよう体制が確保されていることを評価するもの</p>	10点	2018年度の取組が対象※ 「義務付けているか」なので、取組として聞く	<p>○ 市町村として地域包括支援センターに介護保険法施行規則に定める原則基準に基づき3職種の配置を義務付けているかを評価するもの</p> <p>○ 直営実施の地域包括支援センターについては、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づき3職種の配置が、組織規則等において定められている、又はその他の方法により明示されていることをもって、指標を満たしているものとする。</p> <p>○ 基準を定める事例への記載のみでは対象としない</p>	<p>受託法人に示している委託契約書、委託方針等(複数のセンターを有する市町村の場合、提出資料は1か所のみで可)。また、当該箇所の抜粋のみで可。直営の場合は、組織規則等の該当部分の抜粋</p>
<p>② 地域包括支援センターの3職種(準ずる者を含む)一人当たり高齢者数(圏域内の第1号被保険者数/センター人員)の状況が1,500人以下 ※ 小規模の担当圏域における地域包括支援センターについては配置基準が異なるため以下の指標とする。 担当圏域における第1号被保険者の数が概ね 2,000人以上3,000人未満:1,250人以下 第1号被保険者の数が概ね 1,000人以上2,000人未満:750人以下 第1号被保険者の数が概ね1,000人未満:500人以下</p>	<p>地域包括支援センターの人員配置状況を評価するもの</p>	10点	2019年4月1日時点における配置状況が対象	<p>○ 市町村平均値により判定</p> <p>○ 3職種の人員配置基準については、介護保険法施行規則第140条の66に定める基準とする</p> <p>○ 市町村に規模の異なる担当圏域が存在する場合、各地域包括支援センターの一人当たり高齢者数の合計が、各地域包括支援センターの担当圏域の規模ごとの基準人数の合計を下回る場合には、配点に該当するものとする</p>	<p>実際の数値を提出</p>
<p>③ 地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談について、地域包括支援センターから保険者に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。</p>	<p>委託型の地域包括支援センターが多い中で、保険者と地域包括支援センターの連携を評価するもの</p>	10点	2018年度において仕組みを設けているか	<p>○ 具体的には、例えば定期的な報告の仕組みや、会議の開催の仕組み等を導入していることが対象</p> <p>○ 地域包括支援センターが委託であるか直営であるかを問わない</p>	<p>定期的な仕組みや会議開催日等について簡潔に記載</p>
<p>④ 介護サービス情報公表システム等において、管内の全域包括支援センター事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。</p>	<p>住民による地域包括支援センターの活用を促進するため、情報公表の取組を評価するもの</p>	10点	2018年度の取組が対象	<p>○ 具体的な公表項目は、名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、職員体制、事業の内容、活動実績等</p> <p>○ 情報公表システム以外で公表している場合も含む</p>	<p>○ 情報公表システムの場合は公表項目を記載</p> <p>○ 情報公表システム以外の場合は名称と公表項目等を記載</p>
<p>⑤ 地域包括支援センター運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、地域包括支援センターへの支援・指導の内容を改善している</p>	<p>地域包括支援センターの業務や体制等の課題に適切に対応するため、毎年度の検討・改善のサイクルを評価するもの</p>	10点 ア 10点 イ 5点	2018年度の取組が対象	<p>直営型・委託型いずれの場合においても、運営協議会の議論を踏まえた上での、地域包括支援センターの運営に関する保険者としての取組を評価する</p>	<p>○ アについては、改善点を具体的に記載。既存の文書(対応状況に関する運営協議会への報告書類等)の該当部分でも可</p> <p>○ イについては、検討概要を具体的に記載。既存の文書(市町村内の会議、打合せの議事概要等)の資料でも可</p>

報告様式への記載事項・提出資料(予定)	留意点	時点	配点	趣旨・考え	指標
研修会・事例検討会等の開催計画を提出	地域包括支援センターとの協議の上で開催計画が立てられていることを問う指標であり、当該開催計画に盛り込まれる研修は、都道府県主催のものや、地域包括支援センターが共同開催する研修会等も含む。また、同様に、開催計画に盛り込まれるものについては、市町村が民間事業者等による自主的な研修やスキルアップ等を促進するために財政支援を行う等具体的な取組によるものも評価の対象とする	2018年度の開催計画の策定を評価	10点	適切に保険者と連携(協議)した上で、計画的な介護支援専門員向け研修等の開催計画の作成を評価するもの	<ケアマネジメント支援に関するもの> 地域包括支援センターと協議の上、地域包括支援センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。
開催日時及び出席した関係者・関係機関の概要を記載	○ 介護支援専門員のニーズに基づいた関係者との意見交換の場を通じた多対多の顔の見える関係の有無を問うものであり、在宅医療・介護連携推進事業等の枠組みで実施するものであっても差し支えない ○ したがって、介護支援専門員のニーズに基づいて設けられているものであれば、都道府県主催のものも対象とする ○ ただし、上記の趣旨から、地域ケア会議は含まない ○ 相談内容の「整理・分類」と「経年的(概ね3年程度)の件数把握」を管内全ての地域包括支援センターについて行っている場合を対象とする	2018年度の取組が対象	10点	介護支援専門員のニーズに基づき、介護支援専門員と医療機関等の関係者の連携を推進するための場の設定を評価するもの	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。
「過去〇年分について、〇〇××という整理をしている」等、どのように整理をしているか概要がわかるものを提出	機能、構成員、開催頻度を記載した開催計画を提出(市町村が作成し、地域包括支援センターや関係者に対して提示した資料に限る。)	2018年度の取組が対象	ア 10点 イ 〇点 ア又はイのいずれかを選択	介護支援専門員からの相談に基づき、適切に地域課題を解決していくことを促進するため、まずは相談事例の内容整理や把握の状況の評価するもの	管内の各地域包括支援センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、件数を把握しているか。 ア 経年的に件数を把握している イ 2018年度の件数を把握している
	5つの機能については、会議ごとによどの機能に対応しているかが明示されている必要がある	2018年度の開催計画の策定を評価	ア 10点 イ 5点 ア又はイのいずれかを選択	地域ケア会議の機能を活かす、当該地域及び地域ケア推進会議それぞれ機能、構成員、開催頻度を決定し、計画的に開催していることを評価するもの	<地域ケア会議に関するもの> 地域ケア会議について、地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定しているか。 ア ①～⑤のすべての機能を含む開催計画を策定している場合 イ ①～③の機能のみを含む開催計画を策定している場合 ①個別課題の解決 ②地域包括支援ネットワークの構築 ③地域課題の発見 ④地域づくり・資源開発 ⑤政策の形成
地域ケア会議の会議録や議事メモ等のうち、個別事例に対する対応策が記載されている部分の提示(いくつもの事例をピックアップすることを想定)	○ 地域ケア会議として位置づけられているものが対象 ○ 多職種から受けた助言等を活かして対応策を講じることとし、対応策とは具体的に以下のようなものをいう ・ 課題の明確化 ・ 長期・短期目標の確立 ・ 優先順位の確立 ・ 支援や対応及び支援者や対応者の確認 ・ モニタリング方法の決定 等	2018年度の取組が対象	10点	地域ケア会議において、多職種連携や個別事例の検討、対応策の実施を評価するもの	地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。

指 標	趣旨・考え方	記点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料 (予定)
<p>個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か。(個別ケースの検討件数/受給者数)</p> <p>ア 個別ケースの検討件数/受給者数 ○件以上 (全保険者の上位3割)</p> <p>イ 個別ケースの検討件数/受給者数 ○件以上 (全保険者の上位5割)</p>	<p>当該保険者において開催される地域ケア会議での個別ケースの検討頻度を評価するもの</p>	<p>10点 5点</p> <p>ア又はイのいずれかに該当すれば加 点</p>	<p>2018年4月から2018年12月末までに開催された地域ケア会議において検討された個別事例が対象</p>	<p>留意点</p> <p>○「個別事例の検討件数」は、2018年4月から2018年12月末までに開催された地域ケア会議において検討された個別事例の延べ件数とする</p> <p>○「受給者数」は2018年12月末日現在の受給者数とする</p> <p>○「受給者数」は、サービス種別や要介護度を問わず、給付を受けている者とする</p> <p>○「受給者数」は、介護保険事業報告(2018年12月報公表)①から⑩までのサービス受給者数の合計を用いる</p> <p>・第3-2-1表 ①特定施設入居者生活介護、 ②介護予防支援・居宅介護支援 ・第4-2-1表 ③小規模多機能型居宅介護、 ④認知症対応型共同生活介護、 ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護、 ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑦複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) ・第5-1表 ⑧介護老人福祉施設(特養)、⑨介護老人保健施設、 ⑩介護療養型医療施設、⑪介護医療院○ 実績把握後、保険者の規模により評価に差異が生じる場合は、規模別に上位3割、5割を決定することとする</p>	<p>実際の数値を提出</p>
<p>生活援助の訪問回数が多いケアプラン(生活援助ケアプラン)の地域ケア会議等での検証についての、実施体制を確保しているか。</p>	<p>当該保険者が開催する地域ケア会議等において、平成30年度介護報酬改定によりケアマネジャーに届出が義務付けられた生活援助ケアプランを検証することになるが、その実施体制を確保しているかを評価するもの</p>	<p>10点</p>	<p>2018年度の取組が対象</p>	<p>保険者のケアマネの届出件数見込みに対して、地域ケア会議等(ケアプラン点検を含む)における検証の実施体制を確保しているかを評価する</p>	<p>地域ケア会議等における検証の実施計画を提出</p>

指 標	趣旨・考え方	配点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料 (予定)
⑬ 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	個別事例の検討を行ったのち、フォローアップをしていること等を評価するもの	10点	2018年度の取組が対象	個別事例の検討において、(3)④に記載されたような何らかの対応策を講じたものについて、フォローアップのルールの有無を問う指標である	<ul style="list-style-type: none"> ○ ルールや仕組みの概要及び具体的な実行内容について簡潔に記載 ○ 2018年9月末までに地域ケア会議で検討した個別事例について、フォローアップが必要とされた事例の件数及びフォローアップ実施件数(2018年度以降にルールや仕組みを構築した場合は、その実績)
⑭ 地域ケア会議において複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村へ提言しているか。 ア 複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言している イ 複数の個別事例から地域課題を明らかにしているが、解決するための政策を市町村に提言してはいない	地域ケア会議における検討が、地域課題の解決につながる仕組みとなっており、これを評価するもの	ア 10点 イ 5点 ア又はイのいずれかを選択	2018年度の取組が対象	提言を行う地域ケア会議の設置主体は市町村でも地域包括支援センターでも可	<ul style="list-style-type: none"> ○ アについては、提言された政策の概要を簡潔に一つ記載 ○ イについては、明らかにされた地域課題の概要を簡潔に一つ記載
⑮ 地域ケア会議の議事録や決定事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	多職種による課題共有を評価するもの	10点	2018年度の取組が対象		仕組みの概要を簡潔に記載

(4) 在宅医療・介護連携

指 標	趣旨・考え方	記 点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料 (予定)
<p>地域の医療・介護関係者が参画する会議において、市町村が所持するデータのほか、都道府県等や都市医師会等関係団体から提供されるデータ等も活用し、在宅医療・介護連携に関する課題を検討し、対応策が具体化されているか。</p> <p>ア 市町村が所持するデータに加え、都道府県等や都市医師会等関係団体から提供されるデータ等も活用し、課題を検討し、対応策を具体化している</p> <p>イ 市町村が所持するデータを活用して課題を検討し、対応策を具体化している</p>	<p>在宅医療・介護連携推進事業の(ア)(イ)の事業項目に関連して、対応策を検討するだけでなく、適切に具体化されていることを評価するもの</p>	<p>2018年度の取組が対象</p> <p>ア 10点 イ 5点</p> <p>ア又はイのいずれかを選択</p>	<p>2018年度の取組が対象</p>	<p>○ 対応策の具体化については、例えば以下の内容が考えられる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が、(ア)の事業項目で得たデータ等を鑑みつつ、将来の等の見込み等地域の医療・介護関係者とともに地域の連携に関する課題を抽出し、対応策を検討する。その結果、例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報共有のルールの策定について、媒体、方法、進め方のスケジュール等が決定し、策定に向けた取組が開始された ・ 切れ目のない在宅医療・在宅介護の体制構築に向けて、都市医師会等関係団体と主治医、副主治医の導入に係る具体的な話し合いの場を設けることに繋がった ・ 多職種研修の内容について、地域課題を基にテーマを決定し、スケジュール等を確定した等 ○ 対応策の具体化が平成29年度又は平成30年度であること(分析の年度を問うていない) ○ 都道府県が行っている事業との連携により実施している場合も対象 ○ なお、市町村においては、都道府県に適宜、データの提供依頼等を行うことが重要である 	<p>○ 会議の構成員について医療と介護の関係者がわかるように記載すること 例えば、都市医師会、〇〇病院・〇〇診療所医師、ケアマネ協会等</p> <p>○ 具体化された対応策を一つ簡潔に記載</p> <p>○ 活用した具体的なデータの一例を記載</p> <p>○ 事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡潔に記載</p> <p>○ 実施した日時を記載</p>
<p>医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要に応じて、都道府県等からの支援を受けつつ、(4)①での検討内容を考慮して、必要となる具体的取組を企画・立案した上で、具体的に実行するとともに、実施状況の検証や取組の改善を行っているか。</p> <p>ア 実施状況の検証を行っている</p> <p>イ 実施状況の検証を行っている</p>	<p>在宅医療・介護連携推進事業の(ウ)の事業項目に関連して、具体的な実施状況とそとのPDCAサイクルの実施を評価するもの</p>	<p>2018年度の取組が対象</p> <p>ア 10点 イ 0点</p> <p>ア又はイのいずれかを選択</p>	<p>2018年度の取組が対象</p>	<p>○ 具体的な実行については、例えば以下の内容が考えられる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主治医・副主治医制 ・ 在宅療養中の患者・利用者についての救急時診療医療連携の確保 ・ かかりつけ医と訪問看護の連携体制の構築(これらその他、「在宅医療・介護連携推進事業の手引き ver.2」を参照) ○ 都道府県が行っている事業との連携により実施している場合も対象	<p>○ 具体的な実行内容及び改善内容を一つ簡潔に記載</p> <p>○ 事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡潔に記載</p> <p>○ 実施した日時を記載</p>

指 標	趣旨・考え方	配点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料 (予定)
③	医療・介護関係者間の情報共有ツールの整備又は普及について具体的な取組を行っているか。	在宅医療・介護連携推進事業の(エ)の事業項目に関連して、具体的な取組状況を評価するもの 10点	2018年度の取組が対象	○ 具体的な取組については、例えば以下の内容が考えられる ・ 地域の医療・介護関係者が既に活用している情報共有のツールを収集し、活用状況等を確認し、新たに情報共有ツールを作成する、既存のツールの改善を図る等の意思決定をした。 ・ ワーキンググループを設置し、情報共有ツールの媒体、情報共有の媒体や様式、使用方法、普及方法等について検討した ・ 郡市区医師会等関係団体と協力し、関係者向けの情報共有ツールの活用に関する研修会を開催した(これらその他、「在宅医療・介護連携推進事業の手引き ver2」を参照) ○ 都道府県が行っている事業との連携により実施している場合も対象	○ 具体的な取組を一つ簡潔に記載 ○ 事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡潔に記載 ○ 実施した日時を記載
④	地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療・介護連携に関する相談に対応するための相談窓口を設置し、在宅医療・介護連携に関する相談内容を、郡市区医師会等の医療関係団体との会議等に報告しているか。	在宅医療・介護連携推進事業の(オ)の事業項目について、地域における在宅医療・介護連携に関する相談事例について、医療関係団体と共有することとを評価するもの 10点	2018年度の取組が対象	○ 郡市区医師会等関係団体との会議等への報告については、在宅医療・介護連携推進事業における(イ)の事業項目で開催される会議等を活用している場合も対象 ○ 相談が無い場合にはその旨及び理由等を報告している場合も対象 ○ 都道府県が行っている事業との連携により実施している場合も対象	○ 報告日時及び会議名を記載 ○ 事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡潔に記載 ○ 実施した日時を記載
⑤	医療・介護関係の多職種が合同で参加するグループワークや事例検討など参加型の研修会を、保険者として開催又は開催支援しているか。	在宅医療・介護連携推進事業の(カ)の事業項目について、介護支援専門員をはじめと、医療関係者が合同で行う研修会等により、お互いの連携を推進するための取組を評価するもの 10点	2018年度の取組が対象	○ 参加型の研修とは、グループワークを活用した研修や多職種連携を要する事例に関する検討会といったものをいう ○ 都道府県主催や医師会主催のもの等であっても保険者が把握し、主体的に関わっていれば対象とする	○ 開催日時及び名称を記載 ○ 事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡潔に記載 ○ 実施した日時を記載

	指 標	趣旨・考え方	配点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料 (予定)
⑥	関係市町村や都市区医師会等関係団体、都道府県等と連携し、退院支援ルール等、広域的な医療介護連携に関する取組を企画・立案し、実行しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携推進事業の(ク)の事業項目に関連する指標 入院時、退院時の医療・介護連携に係る具体的な取組を評価するもの 	10点	2018年度の取組が対象	<p>都道府県主催や医師会主催のもの等であっても保険者が把握し、主体的に関わっていなければ対象とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な実行内容を一つ簡潔に記載 事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡潔に記載 実施した日時を記載
⑦	<p>居宅介護支援の受給者における「入院時情報連携加算」又は「退院・退所加算」の取得率の状況はどうか。</p> <p>ア ○%以上（全保険者の上位5割）入院時情報連携加算</p> <p>イ ○%以上（全保険者の上位5割）退院・退所加算</p>	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携推進事業の(ク)の事業項目に関連する指標 入院時、退院時の医療・介護連携に係る介護報酬上の加算の取得率を評価するもの 	各5点 ア又はイのいずれかに該当すれば加算点	2019年3月時点及び2018年3月から2019年3月の変化率が対象	厚労省において統計データを使用	

(5) 認知症総合支援

指標	趣旨・考え方	記点	時点	留意点	報告様式への記載事項・提出資料 (予定)
<p>市町村介護保険事業計画又は市町村が定めるその他の計画等において、認知症施策の取組（「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第2の3の1の（二）に掲げる取組）について、各年度における具体的な計画（事業内容、実施（配置）予定数、受講予定人数等）を定め、毎年度その進捗状況について評価しているか。</p> <p>① ア 計画に定めており、かつ、進捗状況の評価にあたり、認知症当事者（認知症の人やその家族）の意見を聞いている</p> <p>イ 計画に定めており、かつ、進捗状況の評価にあたり、第三者の意見を聞いている</p> <p>ウ 計画に定めており、かつ、進捗状況の評価を行っている（第三者の意見は聞いていない）エ 計画に定めていないが、進捗状況の評価は行っていない</p>	<p>認知症総合支援策に係る、具体的な計画及びそのPDCAを評価するもの</p>	<p>ア ○点 イ ○点 ウ ○点 エ ○点</p> <p>ア～エのいずれかを選択</p>	<p>第7期計画への記載が対象。または、市町村が定める他の計画でも構わないこととする。（評価については、2018年度実績を把握した上で、の評価が対象）</p>	<p>○ 進捗状況の評価については、目標に対して進捗が現れているものについて原因を分析するといった評価を行っている場合を対象とする</p> <p>○ イについては、介護保険事業計画作成委員会等の場を活用するなど、幅広い関係者から意見を聞いている場合を対象とする</p> <p>※ 意見を聞く場、認知症の人やその家族が参加している場合は、アに該当する</p>	<p>○ 計画の該当部分を提出</p> <p>○ 評価の内容（どのような会議や打合せを行い、どのような手法で評価したのか）、実施日、を記載</p>
<p>② 認知症初期集中支援チームは、認知症地域支援推進員に情報提供し、具体的な支援方法の検討を行う等、定期的に情報連携する体制を構築しているか。</p>	<p>認知症支援に係る適切な体制を評価するもの</p>	<p>10点</p>	<p>2018年度の取組が対象</p>	<p>○ 認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置だけでは対象としない</p> <p>○ 認知症初期集中支援チームが認知症地域支援推進員に情報提供するだけでは対象とせず、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員が、支援に関わる医療・福祉の関係機関と連携し、具体的な支援につなぐ体制を構築している場合などを対象とする</p> <p>以下の①～③の条件を満たしたうえで、体制の構築として指標に掲げる取組を行っている場合は対象とする</p> <p>① 認知症初期集中支援チームの設置だけでは対象としない</p> <p>② 体制を構築するにあたり、地区医師会等の医療関係団体に協力依頼していること。ただし、都道府県と連携して協力依頼している場合も対象（都道府県が行っている事業との連携により実施している場合も対象）</p> <p>③ 保険者として取り組んでいないものは該当しない。ただし、情報連携ツールなど他団体等が作成した情報連携ツールの活用を団体と調整し、活用している場合など、関係団体と調整している場合は対象</p>	<p>取組内容（情報連携の場の開催頻度）を簡潔に記載</p> <p>構築している体制の概要を簡潔に記載</p>
<p>③ 地区医師会等の医療関係団体と調整し、認知症のおそれがある人に対して、かかりつけ医と認知症疾患医療センター等専門医療機関との連携により、早期診断・早期対応に繋げるための体制を構築しているか。</p> <p>ア もの忘れ相談会などの実施によりスクリーニングを行っている</p> <p>イ 以下（ア）及び（イ）両方の取組を行っている</p> <p>（ア）関係者間の連携ルールを策定し、活用している（情報連携ツールや認知症ケアバスの利用ルールの共有等）</p> <p>（イ）認知症に対応できるかかりつけ医や認知症疾患医療センターを把握しリストを公表している</p>	<p>認知症支援に係る医療との連携の重要性に鑑み、医療関係者との連携を評価するもの</p>	<p>各10点 複数選択可</p>	<p>2018年度の取組が対象</p>	<p>○ 以下の①～③の条件を満たしたうえで、体制の構築として指標に掲げる取組を行っている場合は対象とする</p> <p>① 認知症初期集中支援チームの設置だけでは対象としない</p> <p>② 体制を構築するにあたり、地区医師会等の医療関係団体に協力依頼していること。ただし、都道府県と連携して協力依頼している場合も対象（都道府県が行っている事業との連携により実施している場合も対象）</p> <p>③ 保険者として取り組んでいないものは該当しない。ただし、情報連携ツールなど他団体等が作成した情報連携ツールの活用を団体と調整し、活用している場合など、関係団体と調整している場合は対象</p>	<p>構築している体制の概要を簡潔に記載</p>
<p>④ 認知症支援に携わるボランティアの定期的な養成など認知症支援に関する介護保険外サービスとしてア～エの整備を行っているか。</p> <p>ア 認知症の人の見守りネットワークなどの体制の構築</p> <p>イ 認知症サポーター養成講座の受講者のうち希望者を具体的な活動に繋げる仕組みの構築</p> <p>ウ 認知症カフェの設置、運営の推進</p> <p>エ 本人ミーティングや家族介護者教室の開催</p>	<p>地域の実情に応じた、様々な認知症支援の体制づくりに向けられた取組を評価するもの</p>	<p>各○点 複数選択可</p>	<p>2018年度の取組が対象</p>	<p>○ 介護保険外サービスの整備としてア～エの取組を行っている場合に、それぞれ加算点とする</p> <p>○ アについて、都道府県が構築している体制と連携している場合も対象とする</p> <p>○ イについて、認知症サポーター養成講座の開催のみは対象としない</p> <p>○ エについて、認知症の人の支援ニーズに認知症サポーターをつなげる仕組みの構築を含む</p> <p>○ エについて、認知症本人のピア活動を含む</p>	<p>取組内容を簡潔に記載。養成講座は実施日も記載</p>

(6) 介護予防/日常生活支援

指 標	趣 旨・考 え 方	配 点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料 (予定)
①	介護予防・日常生活支援総合事業の創設やその趣旨について、地域の住民やサービス事業者等地域の関係者に対して周知を行っているか。	10点	2018年度の取組が対象	○ 周知方法は、説明会・座談会等の開催や広報誌、HP掲載等 ○ 内容としては、介護予防・日常生活支援総合事業の創設趣旨、当該市町村の現状や将来の姿、目指すべき地域像を含むこと	周知方法やその内容を簡潔に記載
②	介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス(基準を緩和したサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービス、移動支援を指し、予防給付で実施されてきた旧介護予防訪問介護相当サービス・旧介護予防通所介護相当サービスに相当するサービスは含まない。以下同じ。)及びその他の生活支援サービスの量の見込みを立て、その見込み量の確保に向けた具体策を記載した上で、計画1年目のサービス量を確認しているか。	10点	2018年度の取組が対象	○ 「見込み量の確保に向けた具体策」とは、例えば、運営経費の補助、場所の提供、研修の実施、運営ノウハウに関するアドバイザーの派遣等が考えられ、生活支援体制整備事業等を通じて、実施主体が必要とする支援を行うことが重要である ○ 各サービスの見込み量等を定めたものについては、必ずしも介護保険事業計画に限らないが、取組の計画として、住民等へ公開されているものとする	第7期計画等の該当部分及び把握したサービス量がわかる資料を提出
③	介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスやその他の生活支援サービスの開始にあたり、生活支援コーディネーターや協議体、その他地域の関係者との協議を行うとともに、開始後の実施状況の検証の機会を設けているか。	10点	2018年度の取組が対象	一般介護予防事業評価事業等において協議や検証を行っている場合に対象とする	検証の場、メンバー、結果の概要等を簡潔に記載
④	高齢者のニーズを踏まえ、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス、その他生活支援サービス創設しているか。	10点	2018年度までの取組が対象	○ 「多様なサービス」には、介護予防・生活支援サービス事業に位置付けられた住民主体のボランティア活動を含む	創設されたサービスの概要及び創設時期を記載
⑤	介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の参加者数(【通いの場への参加率=通いの場の参加者実人数/高齢者人口】等) ア 通いの場への参加率が〇% (上位3割) イ 通いの場への参加率が〇% (上位5割)	ア10点 イ5点 ア又はイのいずれかに該当すれば加算点	前年度実績(2018年4月から2019年3月)	○ 住民主体の通いの場は以下のとおりとする 【介護予防に資する住民運営の通いの場】 ・ 体操や趣味活動等を行い介護予防に資すると市町村が判断する通いの場であること ・ 通いの場の運営主体は、住民であること ・ 通いの場の運営について、市町村が財政的支援(地域支援事業の一次予防事業、地域支援事業の任意事業、市町村の独自事業等)を行っているものに限らない ※ 週1回以上の活動実績がある通いの場について計上すること ※ 「主な活動内容」及び「参加者実人数」を把握しているものを計上すること ○ 実績把握後、保険者の規模により評価に差異が生じる場合は、規模別に上位3割、5割を決定することとする	実際の数値を記載

(7) 生活支援体制の整備

	指 標	趣旨・考え方	配点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料 (予定)
①	<p>生活支援コーディネーターに対して市町村としての、支援を行っているか。</p> <p>生活支援コーディネーターからの相談の受付</p> <p>市町村で把握している地域のニーズや情報等に関する情報の提供</p> <p>他市町村におけるコーディネーターの活動情報や先進事例の提供</p> <p>地域の関係者への説明（同行等の支援を含む）</p> <p>地域ケア会議への参加の支援</p> <p>活動方針・内容の提示</p> <p>生活支援コーディネーターの活動計画の点検</p> <p>生活支援コーディネーターの活動の評価</p> <p>市町村や都道府県等が開催する研修・情報交換会への参加の支援</p> <p>その他</p>	<p>生活支援コーディネーターについて、地域の実情に応じた、効果的な活動が行われるよう、市町村としての支援を評価するもの</p>	各〇点 複数選択可	2018年度の取組が対象		
②	<p>生活支援コーディネーターが地域資源の開発に向けた具体的な取組（地域ニーズ、地域資源の把握、問題提起等）を行っているか。</p> <p>地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起</p> <p>地域組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ</p> <p>関係者のネットワーキング化</p> <p>目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一</p> <p>生活支援の担い手の養成やサービスの開発</p>	<p>生活支援コーディネーターについて、単なる配置にとどまるのではなく、具体的な取組を行っていることとを評価するもの</p>	各〇点 複数選択可	2018年度の取組が対象	<p>○ 具体的な取組を実施していることが対象</p> <p>○ 資源開発は、地域における支えあいの仕組みづくりであるという観点を踏まえて取組を進めることが重要</p>	

指 標	趣旨・考え方	配点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料 (予定)
③	協議体が地域資源の開発に向けた具体的な取組（地域ニーズ、地域資源の把握等）を行っているか。 地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の見える化の推進（実態調査の実施や地域資源マップの作成等）の企画、立案、方針策定（生活支援等サービスの担い手養成に係る企画等を含む） ウ 地域づくりにおける意識の統一	ア○点 イ、ウ各○点 複数選択可	2018年度の取組が対象	○ 具体的な取組を実施していることが対象 ○ 資源開発は、地域における支えあいの仕組みづくりであるという観点から取組を進めることが重要	
④	生活支援コーディネーター、協議体の活動を通じて高齢者のニーズに対応した具体的な資源の開発（既存の活動やサービスの強化を含む）が行われているか。	10点	2018年度の取組が対象	○ 具体的な資源開発が行われたことが対象 ○ 資源開発は、地域における支えあいの仕組みづくりであるという観点から取組を進めることが重要 ○ 「高齢者のニーズに対応した具体的な資源の開発」には、NP0、ボランティア及び地域住民の自主的な活動の状況を把握し、適切に支援することを含む	開発されたサービス・取組等の名称と、その具体的な内容について簡潔に記載（強化の場合は、既存の内容と、2018年度に強化された内容についてそれぞれ記載）

(8) 要介護状態の維持・改善の状況等

指 標	趣旨・考え方	配点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料 (予定)
①	(要介護認定等基準時間の変化) 一定期間における、要介護認定者の要介護認定等基準時間の変化率の状況はどのようになっているか。 ア 時点(1)の場合0% (全保険者の上位5割を評価) イ 時点(2)の場合0% (全保険者の上位5割を評価)	10点 ア又はイのいずれかに該当すれば加算	(1) 2018年1月→2019年1月の変化率 (2) 2018年1月→2019年1月と2017年1月→2018年1月の変化率の差	○ 実績把握後、保険者の規模により評価に差異が生じる場合は、規模別に上位3割、5割を決定することとする ○ 要介護認定のみ対象とし、年齢調整を行う	○ 厚労省において統計データを使用 ○ 厚労省でデータが把握できない場合、対象外となるが、独自に計算した値を提出した場合に対象とすることとする
②	(要介護認定の変化) 一定期間における要介護認定者の要介護認定の変化率の状況はどのようになっているか。 ア 時点(1)の場合0% (全保険者の上位5割を評価) イ 時点(2)の場合0% (全保険者の上位5割を評価)	10点 ア又はイのいずれかに該当すれば加算	(1) 2018年1月→2019年1月の変化率 (2) 2018年1月→2019年1月と2017年1月→2018年1月の変化率の差	○ 実績把握後、保険者の規模により評価に差異が生じる場合は、規模別に上位3割、5割を決定することとする ○ 要介護認定のみ対象とし、年齢調整を行う	○ 厚労省において統計データを使用 ○ 厚労省でデータが把握できない場合、対象外となるが、独自に計算した値を提出した場合に対象とすることとする

Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進
 (1) 介護給付の適正化

指 標	趣旨・考え方	配点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料 (予定)
① 介護給付の適正化事業の主要5事業のうち、3事業以上を実施しているか。	「介護給付適正化計画に関する指針」(平成29年7月7日老介発第0707第1号別紙)を踏まえた、介護給付の適正化事業の実施を評価するもの	10点	2018年度の取組が対象 月)分が対象	○ 主要5事業の内訳 ・ 要介護認定の適正化 ・ ケアプランの点検 ・ 住宅改修等の点検 ・ 縦覧点検・医療情報との突合 ・ 介護給付費通知	5事業のうち実施している事業を記載(選択式)
② ケアプラン点検をどの程度実施しているか。 ア ケアプラン数に対するケアプランの点検件数の割合が○% (全保険者の上位3割を評価) イ ケアプラン数に対するケアプランの点検件数の割合が○% (全保険者の上位5割を評価)	ケアプラン点検の実施状況を評価するもの	ア 10点 イ 0点 ア又はイのいずれかに該当すれば加算点	2018年度上半期(4月～10月)分が対象	○ ケアプラン点検は、地域支援事業の任意事業(介護給付等費用適正化事業)及びその他の枠組みで行われるケアプラン点検を差し、1居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業所からの提出、又は事業所への訪問等による保険者の視点からの確認及び確認結果に基づく指導等を行う。」もの ○ 実績把握後、保険者の規模により評価に差異が生じる場合は、規模別に上位3割、5割を決定することとする ○ ケアプラン数は自治体では把握していないため、介護保険事業状況報告(月報)公表 第3-2-1表 2018年4月分から2018年10月分における介護予防支援・居宅介護支援サービスの実績を半年分積み上げた数とする	実際の数値を記載することとする
③ 医療情報との突合・縦覧点検を実施しているか。	医療情報との突合・縦覧点検は、特に適正化効果が高いため、実施を評価するもの	10点	2018年度の取組が対象		実施形態を選択 ア 保険者職員が実施 イ 国保連に委託 ウ ア及びイ
④ 福祉用具の利用に関しリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているか。 ア 地域ケア会議の構成員としてリハビリテーション専門職を任命し、会議の際に福祉用具賞与計画も合わせて点検を行う イ 福祉用具専門相談員による福祉用具賞与計画の作成時に、リハビリテーション専門職が点検を行う仕組みがある ウ 賞与開始後、用具が適切に利用されているか否かをリハビリテーション専門職が点検する仕組みがある	福祉用具について、リハビリテーション専門職が関与した適切な利用を推進するため、保険者の取組を評価するもの	10点 複数選択可	2018年度の取組が対象		実施している事業を記載

指 標	趣旨・考え方	配点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料 (予定)
⑤ 住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等に福祉住環境コーディネーター等が適切に関与する仕組みを設けているか。 被保険者から提出された住宅改修費支給申請書の市町村における審査の際に、建築専門職、リハビリテーション専門職等により点検を行う仕組みがある 住宅改修の実施前又は実施の際に、実際に改修を行う住宅をリハビリテーション専門職が訪問し、点検を行わせる仕組みがある	「介護給付適正化計画に関する指針」(29年7月7日老介発第0707第1号別紙)を踏まえ、給付実績の活用による適正化事業の実施を評価するもの	10点 複数選択可	2018年度の取組が対象	建築専門職、リハビリテーション専門職等に福祉住環境コーディネーター等以上の資格を有する者も含む	実施している事業を記載
⑥ 給付実績を活用した適正化事業を実施しているか。	「介護給付適正化計画に関する指針」(29年7月7日老介発第0707第1号別紙)を踏まえ、給付実績の活用による適正化事業の実施を評価するもの	10点	2018年度の取組が対象	給付実績を活用した適正化事業とは、国保連で実施する審査支払いの結果から得られる給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の育成を図るものをいう	実施した時期・内容の概要を記載

(2) 介護人材の確保

指 標	趣旨・考え方	配点	時 点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料 (予定)
① 必要な介護人材を確保するための具体的な取組を行っているか。	第7期計画から、市町村介護保険事業計画への任意記載事項となった介護人材の確保に向けた取組について、保険者の取組を評価するもの (取組例) ・ 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進 ・ 若者、女性、高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ・ 多様な人材を「介護助手」等として活用する取組の支援 ・ 多様な人材層に対する介護人材キヤリアップ研修支援等	0点	2018年度の取組が対象		実施した時期・内容の概要を記載
② 介護人材の確保及び質の向上に関し、「介護に関する入門的研修」の実施状況はどのようになっているか。 ア 研修を実施しているか イ 研修修了者に対するマッチングを行っているか	第7期計画から、市町村介護保険事業計画への任意記載事項となった介護人材の確保に向けた取組について、保険者の取組を評価するもの	各0点 複数選択可	2018年4月～12月 月末までの取組が対象		○ 実施した時期・内容の概要を記載 ○ 研修修了者及びマッチング件数に係る資料を提出

第7期介護保険事業計画におけるサービス見込量の推計方法の概要(計画作成プロセス等に関するアンケートより)

1.高齢者人口の推計

推計人口は、以下のうち、どれを活用しましたか？

ア「見える化」システムに初期値として表示されている数値	10.6%
イ 介護保険計画課から7月上旬に提供された推計人口	15.6%
ウ 市町村がすでに保有していた推計人口	9.5%
エ 住民基本台帳を基に独自に推計した人口	57.8%
オ その他	6.5%

2.各種調査等の実施、活用

(1) 介護離職ゼロ分の推計の基礎として活用したデータについて、該当するものすべてに○を付けてください。

ア:自治体で実施した在宅介護実態調査の調査結果	41.7%
イ:在宅介護実態調査の試行調査結果	3.6%
ウ:在宅介護実態調査の全国集計結果	9.5%
エ:介護を理由に離職・転職した者の数に関する都道府県による試算結果	69.4%
オ:介護を理由に離職・転職した者の数を把握するための市町村独自の調査結果	2.6%
カ:28年度に実施した特養待機者調査の結果	32.0%
キ:特養待機者の優先度を把握するための市町村独自の調査結果	6.2%
ク:その他	3.9%

(2) その他、現状把握の方法として実施した調査について、該当するものすべてに○を付けてください。

ア:独自の項目を追加した在宅介護実態調査	34.4%
イ:独自の項目を追加した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	58.7%
ウ:事業者の事業展開の意向を確認するアンケート	34.4%
エ:事業者の介護人材の需給等を推計するためのアンケート	8.7%
オ:高齢者のみの世帯数やひとり暮らし高齢者数を把握するための調査	12.7%
カ:認知症高齢者の数を把握するための調査	4.5%
キ:住民や高齢者の意識、ニーズ等を把握するための調査	24.0%
ク:その他	10.9%

(3) 地域包括ケア「見える化」システムの活用状況について、該当するものすべてに○を付けてください。

ア:「見える化」システムの現状分析機能を閲覧した。	93.7%
イ:「見える化」システムの現状分析機能の数値やグラフを利用し、資料を作成した。	59.1%
ウ:「見える化」システムを活用した地域分析の手引きを参考にして、地域の傾向や対策を考察した。	39.7%
エ:同手引き附録の「地域分析・検討結果記入シート」に記入した。	19.8%
オ:「見える化」システムの実行管理機能を閲覧した。	58.3%
カ:「見える化」システムの実行管理機能の数値やグラフを利用し、資料を作成した。	28.3%
キ:その他	1.2%

第7期介護保険事業計画に、介護給付費の適正化に関する取組と目標を記載した保険者の一覧

北海道	美幌市	北海道	鹿部町	北海道	網走市	青森県	黒石市	岩手県	盛岡北部行政
北海道	芦別市	北海道	森町	北海道	紋別市	青森県	五所川原市	事務組合	
北海道	赤平市	北海道	八雲町	北海道	美幌町	青森県	十和田市	岩手県	久慈広域連合
北海道	三笠市	北海道	長万部町	北海道	津別町	青森県	三沢市	岩手県	二戸地区広域
北海道	滝川市	北海道	江差町	北海道	斜里町	青森県	つがる市	行政事務組合	
北海道	砂川市	北海道	上ノ国町	北海道	清里町	青森県	平川市	宮城県	仙台市
北海道	深川市	北海道	厚沢部町	北海道	小清水町	青森県	平内町	宮城県	石巻市
北海道	南幌町	北海道	乙部町	北海道	訓子府町	青森県	今別町	宮城県	塩竈市
北海道	由仁町	北海道	奥尻町	北海道	釧路町	青森県	蓬田村	宮城県	気仙沼市
北海道	長沼町	北海道	今金町	北海道	佐呂間町	青森県	外ヶ浜町	宮城県	名取市
北海道	栗山町	北海道	せたな町	北海道	遠軽町	青森県	鱒ヶ沢町	宮城県	角田市
北海道	月形町	北海道	旭川市	北海道	湧別町	青森県	深浦町	宮城県	岩沼市
北海道	妹背牛町	北海道	幌加内町	北海道	滝上町	青森県	藤崎町	宮城県	栗原市
北海道	秩父別町	北海道	鷹栖町	北海道	興部町	青森県	大鱒町	宮城県	東松島市
北海道	北竜町	北海道	当麻町	北海道	西興部村	青森県	田舎館村	宮城県	大崎市
北海道	沼田町	北海道	比布町	北海道	雄武町	青森県	板柳町	宮城県	富谷市
北海道	空知中部広域	北海道	愛別町	北海道	大空町	青森県	鶴田町	宮城県	蔵王町
連合		北海道	上川町	北海道	帯広市	青森県	中泊町	宮城県	七ヶ宿町
北海道	札幌市	北海道	大雪地区広域	北海道	士幌町	青森県	野辺地町	宮城県	大河原町
北海道	江別市	連合		北海道	上士幌町	青森県	七戸町	宮城県	村田町
北海道	千歳市	北海道	士別市	北海道	鹿追町	青森県	六戸町	宮城県	川崎町
北海道	恵庭市	北海道	名寄市	北海道	新得町	青森県	横浜町	宮城県	丸森町
北海道	北広島市	北海道	和寒町	北海道	湧水町	青森県	東北町	宮城県	亘理町
北海道	石狩市	北海道	剣淵町	北海道	芽室町	青森県	六ヶ所村	宮城県	山元町
北海道	当別町	北海道	下川町	北海道	中札内村	青森県	大間町	宮城県	松島町
北海道	新篠津村	北海道	美深町	北海道	更別村	青森県	東通村	宮城県	七ヶ浜町
北海道	小樽市	北海道	音威子府村	北海道	大樹町	青森県	風間浦村	宮城県	利府町
北海道	寿都町	北海道	中川町	北海道	広尾町	青森県	佐井村	宮城県	大和町
北海道	岩内町	北海道	富良野市	北海道	幕別町	青森県	三戸町	宮城県	大畑町
北海道	余市町	北海道	上富良野町	北海道	池田町	青森県	五戸町	宮城県	大衡村
北海道	後志広域連合	北海道	中富良野町	北海道	豊頃町	青森県	田子町	宮城県	色麻町
北海道	室蘭市	北海道	南富良野町	北海道	本別町	青森県	南部町	宮城県	加美町
北海道	苫小牧市	北海道	占冠村	北海道	足寄町	青森県	階上町	宮城県	涌谷町
北海道	登別市	北海道	留萌市	北海道	陸別町	青森県	新郷村	宮城県	美里町
北海道	伊達市	北海道	増毛町	北海道	浦幌町	岩手県	盛岡市	宮城県	女川町
北海道	豊浦町	北海道	小平町	北海道	釧路市	岩手県	宮古市	宮城県	南三陸町
北海道	壮瞥町	北海道	苦前町	北海道	釧路町	岩手県	大船渡市	秋田県	秋田市
北海道	白老町	北海道	羽幌町	北海道	厚岸町	岩手県	花巻市	秋田県	能代市
北海道	厚真町	北海道	初山別村	北海道	浜中町	岩手県	遠野市	秋田県	横手市
北海道	洞爺湖町	北海道	遠別町	北海道	標茶町	岩手県	陸前高田市	秋田県	男鹿市
北海道	安平町	北海道	天塩町	北海道	弟子屈町	岩手県	釜石市	秋田県	湯沢市
北海道	むかわ町	北海道	稚内市	北海道	鶴居村	岩手県	奥州市	秋田県	鹿角市
北海道	平取町	北海道	猿払村	北海道	白糠町	岩手県	滝沢市	秋田県	湯上市
北海道	様似町	北海道	浜頓別町	北海道	根室市	岩手県	雫石町	秋田県	北秋田市
北海道	えりも町	北海道	中頓別町	北海道	別海町	岩手県	紫波町	秋田県	小坂町
北海道	函館市	北海道	枝幸町	北海道	中標津町	岩手県	矢巾町	秋田県	藤里町
北海道	北斗市	北海道	豊富町	北海道	標津町	岩手県	住田町	秋田県	三種町
北海道	松前町	北海道	礼文町	北海道	羅臼町	岩手県	大槌町	秋田県	八峰町
北海道	福島町	北海道	利尻富士町	青森県	青森市	岩手県	山田町	秋田県	五城目町
北海道	知内町	北海道	幌延町	青森県	弘前市	岩手県	岩泉町	秋田県	八郎潟町
北海道	七飯町	北海道	北見市	青森県	八戸市	岩手県	田野畑村	秋田県	大潟村

秋田県	東成瀬村	福島県	古殿町	茨城県	大洗町	群馬県	高山村	埼玉県	吉見町
秋田県	本荘由利広域	福島県	三春町	茨城県	城里町	群馬県	東吾妻町	埼玉県	鳩山町
市町村圏組合		福島県	小野町	茨城県	大子町	群馬県	片品村	埼玉県	ときがわ町
秋田県	大曲仙北広域	福島県	矢吹町	茨城県	美浦村	群馬県	川場村	埼玉県	横瀬町
市町村圏組合		福島県	棚倉町	茨城県	阿見町	群馬県	昭和村	埼玉県	皆野町
山形県	山形市	福島県	塙町	茨城県	河内町	群馬県	みなかみ町	埼玉県	長瀬町
山形県	米沢市	福島県	喜多方市	茨城県	八千代町	群馬県	玉村町	埼玉県	小鹿野町
山形県	鶴岡市	福島県	北塩原村	茨城県	五霞町	群馬県	板倉町	埼玉県	東秩父村
山形県	酒田市	福島県	猪苗代町	茨城県	境町	群馬県	千代田町	埼玉県	美里町
山形県	新庄市	福島県	会津坂下町	栃木県	宇都宮市	群馬県	大泉町	埼玉県	神川町
山形県	寒河江市	福島県	三島町	栃木県	足利市	群馬県	邑楽町	埼玉県	上里町
山形県	上山市	福島県	金山町	栃木県	栃木市	埼玉県	さいたま市	埼玉県	宮代町
山形県	村山市	福島県	会津美里町	栃木県	佐野市	埼玉県	川越市	埼玉県	杉戸町
山形県	長井市	福島県	下郷町	栃木県	鹿沼市	埼玉県	川口市	埼玉県	松伏町
山形県	天童市	福島県	只見町	栃木県	日光市	埼玉県	秩父市	埼玉県	大里広域市町
山形県	東根市	福島県	南会津町	栃木県	小山市	埼玉県	所沢市	村圏組合	
山形県	尾花沢市	福島県	相馬市	栃木県	真岡市	埼玉県	飯能市	千葉県	千葉市
山形県	南陽市	福島県	南相馬市	栃木県	大田原市	埼玉県	加須市	千葉県	市川市
山形県	山辺町	福島県	広野町	栃木県	矢板市	埼玉県	本庄市	千葉県	船橋市
山形県	中山町	福島県	川内村	栃木県	那須塩原市	埼玉県	東松山市	千葉県	館山市
山形県	河北町	福島県	双葉町	栃木県	さくら市	埼玉県	春日部市	千葉県	木更津市
山形県	西川町	福島県	新地町	栃木県	那須烏山市	埼玉県	狭山市	千葉県	松戸市
山形県	朝日町	福島県	いわき市	栃木県	下野市	埼玉県	羽生市	千葉県	野田市
山形県	大江町	茨城県	水戸市	栃木県	上三川町	埼玉県	鴻巣市	千葉県	茂原市
山形県	大石田町	茨城県	日立市	栃木県	茂木町	埼玉県	上尾市	千葉県	成田市
山形県	金山町	茨城県	土浦市	栃木県	芳賀町	埼玉県	草加市	千葉県	佐倉市
山形県	最上町	茨城県	古河市	栃木県	壬生町	埼玉県	越谷市	千葉県	東金市
山形県	舟形町	茨城県	石岡市	栃木県	塩谷町	埼玉県	蕨市	千葉県	旭市
山形県	真室川町	茨城県	結城市	栃木県	高根沢町	埼玉県	戸田市	千葉県	習志野市
山形県	大蔵村	茨城県	龍ヶ崎市	栃木県	那須町	埼玉県	入間市	千葉県	柏市
山形県	鮭川村	茨城県	下妻市	栃木県	那珂川町	埼玉県	朝霞市	千葉県	勝浦市
山形県	戸沢村	茨城県	常総市	群馬県	前橋市	埼玉県	志木市	千葉県	市原市
山形県	高島町	茨城県	常陸太田市	群馬県	高崎市	埼玉県	和光市	千葉県	流山市
山形県	川西町	茨城県	高萩市	群馬県	桐生市	埼玉県	新座市	千葉県	八千代市
山形県	小国町	茨城県	北茨城市	群馬県	伊勢崎市	埼玉県	桶川市	千葉県	我孫子市
山形県	白鷹町	茨城県	笠間市	群馬県	太田市	埼玉県	久喜市	千葉県	鴨川市
山形県	飯豊町	茨城県	取手市	群馬県	沼田市	埼玉県	北本市	千葉県	鎌ヶ谷市
山形県	三川町	茨城県	牛久市	群馬県	館林市	埼玉県	八潮市	千葉県	君津市
山形県	庄内町	茨城県	つくば市	群馬県	渋川市	埼玉県	富士見市	千葉県	富津市
山形県	遊佐町	茨城県	鹿嶋市	群馬県	藤岡市	埼玉県	三郷市	千葉県	浦安市
福島県	福島市	茨城県	守谷市	群馬県	富岡市	埼玉県	蓮田市	千葉県	四街道市
福島県	二本松市	茨城県	常陸大宮市	群馬県	安中市	埼玉県	坂戸市	千葉県	袖ヶ浦市
福島県	伊達市	茨城県	坂東市	群馬県	みどり市	埼玉県	幸手市	千葉県	八街市
福島県	桑折町	茨城県	稲敷市	群馬県	榛東村	埼玉県	鶴ヶ島市	千葉県	印西市
福島県	国見町	茨城県	かすみがうら	群馬県	吉岡町	埼玉県	日高市	千葉県	南房総市
福島県	川俣町	市		群馬県	上野村	埼玉県	ふじみ野市	千葉県	匝瑳市
福島県	大玉村	茨城県	桜川市	群馬県	神流町	埼玉県	白岡市	千葉県	山武市
福島県	須賀川市	茨城県	神栖市	群馬県	南牧村	埼玉県	伊奈町	千葉県	いすみ市
福島県	鏡石町	茨城県	鉾田市	群馬県	甘楽町	埼玉県	三芳町	千葉県	大網白里市
福島県	天栄村	茨城県	つくばみらい	群馬県	中之条町	埼玉県	毛呂山町	千葉県	酒々井町
福島県	玉川村	市		群馬県	長野原町	埼玉県	越生町	千葉県	富里市
福島県	平田村	茨城県	小美玉市	群馬県	嬭恋村	埼玉県	滑川町	千葉県	白井市
福島県	浅川町	茨城県	茨城町	群馬県	草津町	埼玉県	嵐山町	千葉県	神崎町

千葉県	多古町	東京都	武蔵村山市	新潟県	新発田市	石川県	津幡町	長野県	塩尻市
千葉県	東庄町	東京都	多摩市	新潟県	小千谷市	福井県	福井市	長野県	佐久市
千葉県	芝山町	東京都	稲城市	新潟県	加茂市	福井県	敦賀市	長野県	千曲市
千葉県	一宮町	東京都	羽村市	新潟県	十日町市	福井県	小浜市	長野県	東御市
千葉県	睦沢町	東京都	あきる野市	新潟県	見附市	福井県	勝山市	長野県	安曇野市
千葉県	白子町	東京都	西東京市	新潟県	村上市	福井県	鯖江市	長野県	小海町
千葉県	長柄町	東京都	瑞穂町	新潟県	燕市	福井県	越前市	長野県	佐久穂町
千葉県	長南町	東京都	檜原村	新潟県	糸魚川市	福井県	永平寺町	長野県	川上村
千葉県	大多喜町	東京都	奥多摩町	新潟県	妙高市	福井県	池田町	長野県	南相木村
千葉県	御宿町	東京都	大島町	新潟県	五泉市	福井県	南越前町	長野県	北相木村
千葉県	鋸南町	東京都	利島村	新潟県	上越市	福井県	越前町	長野県	軽井沢町
東京都	千代田区	東京都	神津島村	新潟県	阿賀野市	福井県	美浜町	長野県	御代田町
東京都	中央区	東京都	三宅村	新潟県	佐渡市	福井県	高浜町	長野県	立科町
東京都	港区	東京都	御蔵島村	新潟県	魚沼市	福井県	おおい町	長野県	長和町
東京都	新宿区	東京都	八丈町	新潟県	南魚沼市	福井県	坂井地区広域	長野県	青木村
東京都	文京区	東京都	小笠原村	新潟県	胎内市	連合		長野県	箕輪町
東京都	台東区	神奈川県	横浜市	新潟県	聖籠町	山梨県	甲府市	長野県	飯島町
東京都	墨田区	神奈川県	川崎市	新潟県	弥彦村	山梨県	富士吉田市	長野県	南箕輪村
東京都	江東区	神奈川県	相模原市	新潟県	田上町	山梨県	都留市	長野県	中川村
東京都	品川区	神奈川県	横須賀市	新潟県	阿賀町	山梨県	山梨市	長野県	宮田村
東京都	目黒区	神奈川県	平塚市	新潟県	出雲崎町	山梨県	大月市	長野県	松川町
東京都	大田区	神奈川県	鎌倉市	新潟県	湯沢町	山梨県	韭崎市	長野県	高森町
東京都	世田谷区	神奈川県	小田原市	新潟県	津南町	山梨県	南アルプス市	長野県	阿南町
東京都	渋谷区	神奈川県	茅ヶ崎市	新潟県	刈羽村	山梨県	北杜市	長野県	阿智村
東京都	中野区	神奈川県	逗子市	新潟県	関川村	山梨県	甲斐市	長野県	平谷村
東京都	杉並区	神奈川県	三浦市	新潟県	粟島浦村	山梨県	笛吹市	長野県	根羽村
東京都	豊島区	神奈川県	秦野市	富山県	富山市	山梨県	上野原市	長野県	下條村
東京都	北区	神奈川県	厚木市	富山県	高岡市	山梨県	甲州市	長野県	天龍村
東京都	荒川区	神奈川県	大和市	富山県	魚津市	山梨県	中央市	長野県	泰阜村
東京都	板橋区	神奈川県	伊勢原市	富山県	氷見市	山梨県	市川三郷町	長野県	喬木村
東京都	練馬区	神奈川県	海老名市	富山県	滑川市	山梨県	早川町	長野県	豊丘村
東京都	足立区	神奈川県	座間市	富山県	射水市	山梨県	身延町	長野県	大鹿村
東京都	葛飾区	神奈川県	南足柄市	富山県	中新川広域行	山梨県	南部町	長野県	筑北村
東京都	江戸川区	神奈川県	綾瀬市	政事務組合		山梨県	富士川町	長野県	麻績村
東京都	八王子市	神奈川県	葉山町	富山県	砺波地方介護	山梨県	昭和町	長野県	生坂村
東京都	立川市	神奈川県	寒川町	保険組合		山梨県	道志村	長野県	山形村
東京都	武蔵野市	神奈川県	大磯町	富山県	新川地域介護	山梨県	西桂町	長野県	朝日村
東京都	三鷹市	神奈川県	二宮町	保険・ケーブルテレビ事業		山梨県	忍野村	長野県	坂城町
東京都	青梅市	神奈川県	中井町	組合		山梨県	山中湖村	長野県	小布施町
東京都	府中市	神奈川県	大井町	石川県	金沢市	山梨県	鳴沢村	長野県	高山村
東京都	昭島市	神奈川県	松田町	石川県	能美市	山梨県	富士河口湖町	長野県	山ノ内町
東京都	調布市	神奈川県	山北町	石川県	白山市	山梨県	小菅村	長野県	木島平村
東京都	町田市	神奈川県	開成町	石川県	穴水町	山梨県	丹波山村	長野県	野沢温泉村
東京都	小金井市	神奈川県	開成町	石川県	七尾市	長野県	長野市	長野県	信濃町
東京都	日野市	神奈川県	箱根町	石川県	志賀町	長野県	松本市	長野県	飯綱町
東京都	東村山市	神奈川県	真鶴町	石川県	野々市市	長野県	上田市	長野県	小川村
東京都	国分寺市	神奈川県	湯河原町	石川県	かほく市	長野県	飯田市	長野県	栄村
東京都	国立市	神奈川県	愛川町	石川県	羽咋市	長野県	須坂市	長野県	北アルプス広
東京都	福生市	神奈川県	清川村	石川県	小松市	長野県	小諸市	域連合	
東京都	狛江市	新潟県	新潟市	石川県	川北町	長野県	伊那市	長野県	木曾広域連合
東京都	東大和市	新潟県	長岡市	石川県	中能登町	長野県	駒ヶ根市	長野県	諏訪広域連合
東京都	清瀬市	新潟県	三条市	石川県	輪島市	長野県	中野市	岐阜県	大垣市
東京都	東久留米市	新潟県	柏崎市	石川県	加賀市	長野県	飯山市	岐阜県	高山市

岐阜県	多治見市	静岡県	磐田市	三重県	いなべ市	京都府	宇治田原町	兵庫県	西宮市
岐阜県	関市	静岡県	掛川市	三重県	志摩市	京都府	笠置町	兵庫県	芦屋市
岐阜県	中津川市	静岡県	袋井市	三重県	伊賀市	京都府	和束町	兵庫県	伊丹市
岐阜県	瑞浪市	静岡県	御前崎市	三重県	木曽岬町	京都府	精華町	兵庫県	相生市
岐阜県	羽島市	静岡県	菊川市	三重県	東員町	京都府	南山城村	兵庫県	豊岡市
岐阜県	恵那市	静岡県	森町	三重県	菟野町	京都府	京丹波町	兵庫県	加古川市
岐阜県	美濃加茂市	静岡県	浜松市	三重県	朝日町	京都府	伊根町	兵庫県	赤穂市
岐阜県	土岐市	静岡県	湖西市	三重県	川越町	大阪府	大阪市	兵庫県	西脇市
岐阜県	各務原市	愛知県	名古屋	三重県	多気町	大阪府	堺市	兵庫県	宝塚市
岐阜県	可児市	愛知県	岡崎市	三重県	明和町	大阪府	岸和田市	兵庫県	三木市
岐阜県	下呂市	愛知県	一宮市	三重県	玉城町	大阪府	豊中市	兵庫県	高砂市
岐阜県	海津市	愛知県	瀬戸市	三重県	度会町	大阪府	池田市	兵庫県	川西市
岐阜県	岐南町	愛知県	春日井市	三重県	大紀町	大阪府	吹田市	兵庫県	小野市
岐阜県	笠松町	愛知県	津島市	三重県	南伊勢町	大阪府	泉大津市	兵庫県	三田市
岐阜県	養老町	愛知県	刈谷市	三重県	紀北広域連合	大阪府	高槻市	兵庫県	加西市
岐阜県	垂井町	愛知県	豊田市	三重県	紀南介護保険	大阪府	貝塚市	兵庫県	篠山市
岐阜県	関ヶ原町	愛知県	西尾市	広域連合		大阪府	枚方市	兵庫県	養父市
岐阜県	坂祝町	愛知県	犬山市	三重県	鈴鹿亀山地区	大阪府	茨木市	兵庫県	丹波市
岐阜県	富加町	愛知県	常滑市	広域連合		大阪府	八尾市	兵庫県	南あわじ市
岐阜県	川辺町	愛知県	江南市	滋賀県	大津市	大阪府	泉佐野市	兵庫県	朝来市
岐阜県	七宗町	愛知県	小牧市	滋賀県	彦根市	大阪府	富田林市	兵庫県	淡路市
岐阜県	八百津町	愛知県	稲沢市	滋賀県	長浜市	大阪府	寝屋川市	兵庫県	宍粟市
岐阜県	東白川村	愛知県	尾張旭市	滋賀県	近江八幡市	大阪府	河内長野市	兵庫県	加東市
岐阜県	御嵩町	愛知県	高浜市	滋賀県	草津市	大阪府	松原市	兵庫県	たつの市
岐阜県	白川村	愛知県	岩倉市	滋賀県	守山市	大阪府	大東市	兵庫県	猪名川町
岐阜県	安八郡広域連合	愛知県	豊明市	滋賀県	栗東市	大阪府	和泉市	兵庫県	多可町
岐阜県	揖斐広域連合	愛知県	日進市	滋賀県	甲賀市	大阪府	箕面市	兵庫県	稲美町
岐阜県	もとす広域連合	愛知県	愛西市	滋賀県	野洲市	大阪府	柏原市	兵庫県	播磨町
静岡県	下田市	愛知県	清須市	滋賀県	湖南市	大阪府	羽曳野市	兵庫県	市川町
静岡県	東伊豆町	愛知県	北名古屋	滋賀県	高島市	大阪府	摂津市	兵庫県	福崎町
静岡県	南伊豆町	愛知県	弥富市	滋賀県	東近江市	大阪府	高石市	兵庫県	神河町
静岡県	松崎町	愛知県	みよし市	滋賀県	米原市	大阪府	藤井寺市	兵庫県	太子町
静岡県	西伊豆町	愛知県	あま市	滋賀県	日野町	大阪府	東大阪市	兵庫県	上郡町
静岡県	熱海市	愛知県	豊山町	滋賀県	竜王町	大阪府	泉南市	兵庫県	佐用町
静岡県	三島市	愛知県	扶桑町	滋賀県	愛荘町	大阪府	交野市	兵庫県	香美町
静岡県	御殿場市	愛知県	大治町	滋賀県	豊郷町	大阪府	大阪狭山市	兵庫県	新温泉町
静岡県	裾野市	愛知県	蟹江町	滋賀県	甲良町	大阪府	阪南市	奈良県	奈良市
静岡県	伊豆市	愛知県	飛鳥村	滋賀県	多賀町	大阪府	島本町	奈良県	大和高田市
静岡県	伊豆の国市	愛知県	阿久比町	京都府	京都市	大阪府	豊能町	奈良県	大和郡山市
静岡県	函南町	愛知県	美浜町	京都府	福知山市	大阪府	能勢町	奈良県	天理市
静岡県	清水町	愛知県	武豊町	京都府	舞鶴市	大阪府	忠岡町	奈良県	橿原市
静岡県	小山町	愛知県	幸田町	京都府	綾部市	大阪府	熊取町	奈良県	桜井市
静岡県	富士宮市	愛知県	知多北部広域連合	京都府	宇治市	大阪府	田尻町	奈良県	五條市
静岡県	富士市	連合		京都府	宮津市	大阪府	岬町	奈良県	御所市
静岡県	静岡市	三重県	東三河広域連合	京都府	亀岡市	大阪府	太子町	奈良県	生駒市
静岡県	島田市	三重県	津市	京都府	城陽市	大阪府	河南町	奈良県	香芝市
静岡県	焼津市	三重県	四日市市	京都府	向日市	大阪府	千早赤阪村	奈良県	葛城市
静岡県	藤枝市	三重県	伊勢市	京都府	長岡京市	大阪府	くすのき広域連合	奈良県	宇陀市
静岡県	牧之原市	三重県	松阪市	京都府	京田辺市	兵庫県	神戸市	奈良県	平群町
静岡県	吉田町	三重県	桑名市	京都府	南丹市	兵庫県	姫路市	奈良県	斑鳩町
静岡県	川根本町	三重県	名張市	京都府	大山崎町	兵庫県	尼崎市	奈良県	安堵町
静岡県		三重県	鳥羽市	京都府	久御山町	兵庫県	明石市	奈良県	川西町

奈良県	田原本町	鳥取県	八頭町	広島県	江田島市	香川県	さぬき市	高知県	四万十町
奈良県	御杖村	鳥取県	三朝町	広島県	府中町	香川県	東かがわ市	高知県	大月町
奈良県	高取町	鳥取県	湯梨浜町	広島県	海田町	香川県	三豊市	高知県	三原村
奈良県	上牧町	鳥取県	琴浦町	広島県	熊野町	香川県	土庄町	高知県	黒潮町
奈良県	王寺町	鳥取県	北栄町	広島県	坂町	香川県	小豆島町	高知県	中芸広域連合
奈良県	広陵町	鳥取県	大山町	広島県	安芸太田町	香川県	三木町	高知県	仁淀川町
奈良県	河合町	鳥取県	日南町	広島県	北広島町	香川県	直島町	福岡県	北九州市
奈良県	大淀町	鳥取県	日野町	広島県	大崎上島町	香川県	宇多津町	福岡県	福岡市
奈良県	黒滝村	鳥取県	江府町	広島県	世羅町	香川県	綾川町	福岡県	大牟田市
奈良県	天川村	鳥取県	南部箕蚊屋広	広島県	神石高原町	香川県	琴平町	福岡県	久留米市
奈良県	野迫川村	域連合		山口県	下関市	香川県	多度津町	福岡県	直方市
奈良県	十津川村	島根県	松江市	山口県	宇部市	香川県	まんのう町	福岡県	飯塚市
奈良県	下北山村	島根県	出雲市	山口県	山口市	愛媛県	松山市	福岡県	八女市
奈良県	上北山村	島根県	益田市	山口県	萩市	愛媛県	宇和島市	福岡県	筑後市
奈良県	川上村	島根県	大田市	山口県	防府市	愛媛県	八幡浜市	福岡県	大川市
奈良県	東吉野村	島根県	安来市	山口県	下松市	愛媛県	新居浜市	福岡県	行橋市
和歌山県	和歌山市	島根県	吉賀町	山口県	岩国市	愛媛県	西条市	福岡県	中間市
和歌山県	海南市	島根県	邑智郡総合事	山口県	光市	愛媛県	大洲市	福岡県	小郡市
和歌山県	橋本市	務組合		山口県	長門市	愛媛県	伊予市	福岡県	筑紫野市
和歌山県	有田市	島根県	浜田地区広域	山口県	柳井市	愛媛県	四国中央市	福岡県	春日市
和歌山県	御坊市	行政組合		山口県	美祢市	愛媛県	西予市	福岡県	大野城市
和歌山県	田辺市	島根県	雲南広域連合	山口県	周南市	愛媛県	東温市	福岡県	太宰府市
和歌山県	新宮市	島根県	隠岐広域連合	山口県	山陽小野田市	愛媛県	上島町	福岡県	古賀市
和歌山県	紀の川市	岡山県	岡山市	山口県	周防大島町	愛媛県	久万高原町	福岡県	福津市
和歌山県	岩出市	岡山県	倉敷市	山口県	和木町	愛媛県	砥部町	福岡県	嘉麻市
和歌山県	紀美野町	岡山県	笠岡市	山口県	上関町	愛媛県	内子町	福岡県	朝倉市
和歌山県	かつらぎ町	岡山県	総社市	山口県	田布施町	愛媛県	伊方町	福岡県	みやま市
和歌山県	九度山町	岡山県	高梁市	山口県	平生町	愛媛県	松野町	福岡県	糸島市
和歌山県	高野町	岡山県	新見市	山口県	阿武町	愛媛県	鬼北町	福岡県	那珂川町
和歌山県	湯浅町	岡山県	備前市	徳島県	徳島市	愛媛県	愛南町	福岡県	粕屋町
和歌山県	広川町	岡山県	瀬戸内市	徳島県	鳴門市	高知県	高知市	福岡県	苅田町
和歌山県	有田川町	岡山県	和気町	徳島県	小松島市	高知県	室戸市	福岡県	みやこ町
和歌山県	美浜町	岡山県	早島町	徳島県	阿南市	高知県	安芸市	福岡県	福岡県介護保
和歌山県	日高町	岡山県	里庄町	徳島県	吉野川市	高知県	南国市	陰広域連合	
和歌山県	由良町	岡山県	新庄村	徳島県	阿波市	高知県	須崎市	佐賀県	佐賀中部広域
和歌山県	印南町	岡山県	鏡野町	徳島県	美馬市	高知県	宿毛市	連合	
和歌山県	みなべ町	岡山県	奈義町	徳島県	勝浦町	高知県	土佐清水市	佐賀県	杵藤地区広域
和歌山県	日高川町	岡山県	西粟倉村	徳島県	上勝町	高知県	四万十市	市町村圏組合	
和歌山県	白浜町	岡山県	久米南町	徳島県	石井町	高知県	香南市	佐賀県	唐津市
和歌山県	上富田町	岡山県	美咲町	徳島県	那賀町	高知県	香美市	佐賀県	玄海町
和歌山県	すさみ町	岡山県	吉備中央町	徳島県	牟岐町	高知県	東洋町	佐賀県	有田町
和歌山県	那智勝浦町	広島県	広島市	徳島県	美波町	高知県	芸西村	長崎県	長崎市
和歌山県	太地町	広島県	呉市	徳島県	海陽町	高知県	本山町	長崎県	佐世保市
和歌山県	古座川町	広島県	竹原市	徳島県	松茂町	高知県	大豊町	長崎県	諫早市
和歌山県	北山村	広島県	三原市	徳島県	北島町	高知県	土佐町	長崎県	大村市
和歌山県	串本町	広島県	尾道市	徳島県	藍住町	高知県	大川村	長崎県	平戸市
鳥取県	鳥取市	広島県	福山市	徳島県	板野町	高知県	いの町	長崎県	松浦市
鳥取県	米子市	広島県	府中市	徳島県	つるぎ町	高知県	中土佐町	長崎県	対馬市
鳥取県	倉吉市	広島県	庄原市	香川県	高松市	高知県	佐川町	長崎県	壱岐市
鳥取県	境港市	広島県	大竹市	香川県	丸亀市	高知県	越知町	長崎県	五島市
鳥取県	岩美町	広島県	東広島市	香川県	坂出市	高知県	梶原町	長崎県	西海市
鳥取県	若桜町	広島県	廿日市市	香川県	善通寺市	高知県	日高村	長崎県	長与町
鳥取県	智頭町	広島県	安芸高田市	香川県	観音寺市	高知県	津野町	長崎県	時津町

長崎県	東彼杵町	大分県	中津市	鹿児島県	いちき串木野
長崎県	川棚町	大分県	日田市	市	
長崎県	波佐見町	大分県	佐伯市	鹿児島県	指宿市
長崎県	小値賀町	大分県	臼杵市	鹿児島県	志布志市
長崎県	佐々町	大分県	津久見市	鹿児島県	奄美市
長崎県	新上五島町	大分県	竹田市	鹿児島県	南九州市
長崎県	島原地域広域	大分県	豊後高田市	鹿児島県	伊佐市
市町村圏組合		大分県	杵築市	鹿児島県	始良市
熊本県	熊本市	大分県	宇佐市	鹿児島県	三島村
熊本県	八代市	大分県	豊後大野市	鹿児島県	十島村
熊本県	人吉市	大分県	由布市	鹿児島県	さつま町
熊本県	荒尾市	大分県	国東市	鹿児島県	長島町
熊本県	水俣市	大分県	姫島村	鹿児島県	湧水町
熊本県	玉名市	大分県	日出町	鹿児島県	大崎町
熊本県	山鹿市	大分県	九重町	鹿児島県	東串良町
熊本県	菊池市	大分県	玖珠町	鹿児島県	錦江町
熊本県	宇土市	宮崎県	宮崎市	鹿児島県	南大隅町
熊本県	上天草市	宮崎県	都城市	鹿児島県	肝付町
熊本県	宇城市	宮崎県	延岡市	鹿児島県	中種子町
熊本県	阿蘇市	宮崎県	日南市	鹿児島県	南種子町
熊本県	天草市	宮崎県	小林市	鹿児島県	屋久島町
熊本県	合志市	宮崎県	日向市	鹿児島県	大和村
熊本県	美里町	宮崎県	串間市	鹿児島県	宇検村
熊本県	玉東町	宮崎県	えびの市	鹿児島県	瀬戸内町
熊本県	南関町	宮崎県	三股町	鹿児島県	龍郷町
熊本県	長洲町	宮崎県	高原町	鹿児島県	喜界町
熊本県	大津町	宮崎県	国富町	鹿児島県	徳之島町
熊本県	菊陽町	宮崎県	綾町	鹿児島県	天城町
熊本県	南小国町	宮崎県	高鍋町	鹿児島県	伊仙町
熊本県	小国町	宮崎県	新富町	鹿児島県	和泊町
熊本県	産山村	宮崎県	西米良村	鹿児島県	知名町
熊本県	高森町	宮崎県	木城町	鹿児島県	与論町
熊本県	西原村	宮崎県	川南町	沖縄県	那覇市
熊本県	南阿蘇村	宮崎県	都農町	沖縄県	宜野湾市
熊本県	御船町	宮崎県	門川町	沖縄県	石垣市
熊本県	嘉島町	宮崎県	諸塚村	沖縄県	浦添市
熊本県	益城町	宮崎県	椎葉村	沖縄県	名護市
熊本県	甲佐町	宮崎県	美郷町	沖縄県	糸満市
熊本県	山都町	宮崎県	高千穂町	沖縄県	沖縄市
熊本県	氷川町	宮崎県	日之影町	沖縄県	うるま市
熊本県	芦北町	宮崎県	五ヶ瀬町	沖縄県	多良間村
熊本県	津奈木町	鹿児島県	鹿児島市	沖縄県	竹富町
熊本県	錦町	鹿児島県	鹿屋市	沖縄県	与那国町
熊本県	多良木町	鹿児島県	枕崎市	沖縄県	沖縄県介護保
熊本県	湯前町	鹿児島県	阿久根市	陰広域連合	
熊本県	水上村	鹿児島県	出水市		
熊本県	相良村	鹿児島県	指宿市		
熊本県	山江村	鹿児島県	西之表市		
熊本県	球磨村	鹿児島県	垂水市		
熊本県	あさぎり町	鹿児島県	薩摩川内市		
熊本県	苓北町	鹿児島県	日置市		
大分県	大分市	鹿児島県	曾於市		
大分県	別府市	鹿児島県	霧島市		



記載月に「4」を入力

記載月に「5」を入力

※〇〇は新元号

(様式1) [スクリーン]メニューの[オマケ]スクリーンでの実行コマンドを必ず実行してください。 □

介護保険事業状況報告
(平成 31年 □月分)

保険者番号: _____
保険者名: _____

1. 一般状況

(1) 第1号被保険者数

年齢区分	前月現在	当月中増	当月中減	当月末現在
65歳以上75歳未満				
75歳以上85歳未満				

(様式1) [スクリーン]メニューの[オマケ]スクリーンでの実行コマンドを必ず実行してください。 □

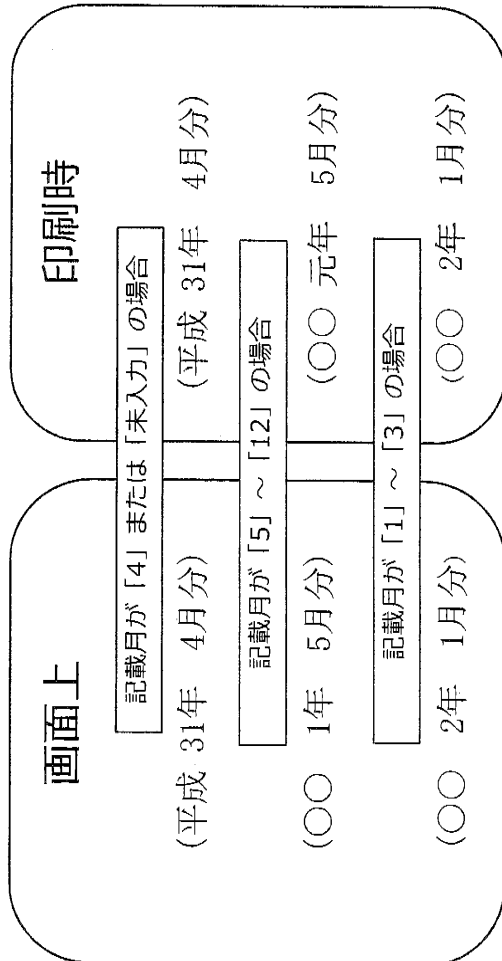
介護保険事業状況報告
(〇〇 1年 □月分)

保険者番号: _____
保険者名: _____

1. 一般状況

(1) 第1号被保険者数

年齢区分	前月現在	当月中増	当月中減	当月末現在
65歳以上75歳未満				
75歳以上85歳未満				



(様式1) 印刷時

介護保険事業状況報告
(〇〇 元年 5月分)

保険者番号: _____
保険者名: _____

1. 一般状況

(1) 第1号被保険者数

年齢区分	前月末現在	当月中増	当月中減	当月末現在
65歳以上75歳未満				
75歳以上85歳未満				

事 務 連 絡
平成31年2月14日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険事業状況報告システムにおける改元対応について

高齢者保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）に基づく皇位の継承に伴い、2019年5月1日に改元が行われ、新しい元号については4月1日に閣議決定され発表の予定とされているところです。

これを受け、介護保険事業状況報告システムにおける改元対応について、下記のとおり整理させていただきましたので、管内市町村（保険者）への周知方よろしく申し上げます。

記

1. 厚生労働省へ報告される都道府県及び市町村の報告データのレイアウトについて
都道府県及び市町村（保険者）が厚生労働省へ送付している各様式の報告データについては、記載年月を「和暦年（元号を除く）」と共に「西暦年」へ変換した値をデータに保存しているため、システム改修は発生しないこととなります。

（例）平成31年4月の場合は、和暦年「31」、西暦年「2019」として報告
〇〇1年5月の場合は、和暦年「1」、西暦年「2019」として報告
※〇〇は新元号

都道府県及び市町村（保険者）において独自の連携システムを運用している場合、画面・帳票等で和暦表示などの影響等を確認し、適宜システム改修等を行うなどご検討ください。

2. システムにおける新元号の扱いについて

（1）「元年」の取扱い

元号の初年については、「元年」と記載することが慣例となっており、様式の記

載年は「1」と入力しますが、様式を印刷する際は「元年」と記載されます。

(2) 年度の取扱い

年度の表記については、4月を起算とする会計年度に基づいた記載となりますので、2019年4月から2020年3月の帳票については平成31年度として記載いたします。なお、都道府県及び市町村（保険者）における年度の取り扱いについては、事務運用に支障がないよう適宜ご対応ください。

(3) システムをご利用のPC上での新元号について

ご利用のPC（カレンダーや時計など）に表示される和暦年については4月1日以降にMicrosoft社から提供される改元対応のパッチを適用頂く必要が御座います。

都道府県システムでは和暦元号をOS(Windows)から取得する仕組みとなっております。パッチが適用されていない状態でもシステムは動作しますが、PC自体が正常な状態ではなくなるため、配布後に早い段階での適用をご検討頂きたいと思っております。

(問い合わせ先)

厚生労働省老健局介護保険計画課

本吉 史尚

電話：03-5253-1111(内2175)

夜間直通：03-3595-2890

Mail：motoyoshi-fumitaka@mhlw.go.jp

新

(様式1)

介護保険事業状況報告
(平成 年度)

保険者番号: □□□□□□■
保険者名: _____

1. 一般状況

(同 右)

(2) 第1号被保険者数

年齢区分	前年度末現在	当年度中増	当年度中減	当年度末現在
65歳以上75歳未満				
75歳以上85歳未満				
85歳以上				
(再掲)外国人被保険者				
(再掲)住所その他特別被保険者				
計		※1	※2	

(同 右)

旧

(様式1)

介護保険事業状況報告
(平成 年度)

保険者番号: □□□□□□■
保険者名: _____

(1) 第1号被保険者のいる世帯数

	前年度末現在	当年度中増	当年度中減	当年度末現在
計				

(2) 第1号被保険者数

年齢区分	前年度末現在	当年度中増	当年度中減	当年度末現在
65歳以上75歳未満				
75歳以上				
(再掲)外国人被保険者				
(再掲)住所その他特別被保険者				
計		※1	※2	

(3) 第1号被保険者増減内訳

当年度中増(※1)	職権復活		65歳到達		適用除外		計
	転入	職権復活	65歳到達	非該当	適用除外	該当	
当年度中減(※2)	職権喪失		死亡		適用除外		計
	転出	職権喪失	死亡	適用除外	適用除外	該当	

(次葉へ)

新

(様式1の2)

介護保険事業状況報告 (平成 年度)

保険者番号: □□□□□□
保険者名: _____

1. 一般状況 (続き)

(5) 食費・居住費に係る負担限度額認定(総数)

申請件数	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設		その他		合計
	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	
利用者負担第三段階 認定件数									
認定件数 (当該月未現在)									
利用者負担第二段階 認定件数									
認定件数 (当該月未現在)									
利用者負担第一段階 認定件数									
認定件数 (当該月未現在)									

(6) 利用者負担減額・免除認定(総数)

利用者負担	
申請件数	
減額 認定件数	
認定件数 (当年度未現在)	
免除 認定件数	
認定件数 (当年度未現在)	

(7) 介護老人福祉施設措置入所者に係る減額・免除認定(総数)

申請件数	特定負担限度額		利用者負担	
	食費	居住費	減額 認定件数	免除 認定件数
利用者負担第三段階 認定件数				
認定件数 (当年度未現在)				
利用者負担第二段階 認定件数				
認定件数 (当年度未現在)				
利用者負担第一段階 認定件数				
認定件数 (当年度未現在)				

(同 右)

旧

(様式1の2)

介護保険事業状況報告 (平成 年度)

保険者番号: □□□□□□
保険者名: _____

1. 一般状況 (続き)

(5) 食費・居住費に係る負担限度額認定(総数)

申請件数	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設		その他		合計
	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	
利用者負担第三段階 認定件数									
認定件数 (当年度未現在)									
利用者負担第二段階 認定件数									
認定件数 (当年度未現在)									
利用者負担第一段階 認定件数									
認定件数 (当年度未現在)									

新

(様式1の3)

介護保険事業状況報告

(平成 年度)

保険者番号: □□□□□□
保険者名: _____

1. 一般状況(続き)

(8) 食費・居住費に係る負担限度額認定(再掲:第2号被保険者分)

申請件数	介護老人福祉施設 介護医療院			介護医療型 医療施設			介護老人保健施設 介護老人保健施設			地域密着型介護老人福祉施設 地域入居者生活介護			合計	
	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費		
利用者負担第三段階 認定件数														
認定件数 (当該月末現在)														
利用者負担第二段階 認定件数														
認定件数 (当該月末現在)														
利用者負担第一段階 認定件数														
認定件数 (当該月末現在)														

(9) 利用者負担減額・免除認定(再掲:第2号被保険者分)

利用者負担	
申請件数	
減額 認定件数	
認定件数 (当年度末現在)	
免除 認定件数	
認定件数 (当年度末現在)	

(10) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定(再掲:第2号被保険者分)

申請件数	特定負担限度額		利用者負担
	食費	居住費	
利用者負担第三段階 認定件数			
認定件数 (当年度末現在)			
利用者負担第二段階 認定件数			
認定件数 (当年度末現在)			
利用者負担第一段階 認定件数			
認定件数 (当年度末現在)			

(同 右)

旧

(様式1の3)

介護保険事業状況報告

(平成 年度)

保険者番号: □□□□□□
保険者名: _____

1. 一般状況(続き)

(8) 食費・居住費に係る負担限度額認定(再掲:第2号被保険者分)

申請件数	介護老人福祉施設 介護医療院			介護医療型 医療施設			介護老人保健施設 介護老人保健施設			地域密着型介護老人福祉施設 地域入居者生活介護			合計	
	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費		
利用者負担第三段階 認定件数														
認定件数 (当年度末現在)														
利用者負担第二段階 認定件数														
認定件数 (当年度末現在)														
利用者負担第一段階 認定件数														
認定件数 (当年度末現在)														

(9) 利用者負担減額・免除認定(再掲:第2号被保険者分)

利用者負担	
申請件数	
減額 認定件数	
認定件数 (当年度末現在)	
免除 認定件数	
認定件数 (当年度末現在)	

(10) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定(再掲:第2号被保険者分)

申請件数	特定負担限度額		利用者負担
	食費	居住費	
利用者負担第三段階 認定件数			
認定件数 (当年度末現在)			
利用者負担第二段階 認定件数			
認定件数 (当年度末現在)			
利用者負担第一段階 認定件数			
認定件数 (当年度末現在)			

新

(様式1の6)

介護保険事業状況報告

(平成 年度)

保険者番号: □□□□□□■
保険者名: _____

1. 一般状況(続き)

(13) 居宅介護(介護予防)サービス受給者数

	予防給付		介護給付					合計
	要支援1	要支援2	経過的 要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	
第1号被保険者								
第2号被保険者								
総 数								

(14) 地域密着型(介護予防)サービス受給者数

	予防給付		介護給付					合計
	要支援1	要支援2	経過的 要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	
第1号被保険者								
第2号被保険者								
総 数								

(15) 施設介護サービス受給者数

	予防給付		介護給付					合計
	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	
介護老人福祉施設								
第1号被保険者								
第2号被保険者								
介護老人保健施設								
第1号被保険者								
第2号被保険者								
介護療養型医療施設								
第1号被保険者								
第2号被保険者								
介護医療院								
第1号被保険者								
第2号被保険者								
総 数								

(15) 施設介護サービス受給者数

	予防給付		介護給付					合計
	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	
介護老人福祉施設								
第1号被保険者								
第2号被保険者								
介護老人保健施設								
第1号被保険者								
第2号被保険者								
介護療養型医療施設								
第1号被保険者								
第2号被保険者								
総 数								

旧

(様式1の6)

介護保険事業状況報告

(平成 年度)

保険者番号: □□□□□□■
保険者名: _____

1. 一般状況(続き)

(13) 居宅介護(介護予防)サービス受給者数

	予防給付		介護給付					合計
	要支援1	要支援2	経過的 要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	
第1号被保険者								
第2号被保険者								
総 数								

(14) 地域密着型(介護予防)サービス受給者数

	予防給付		介護給付					合計
	要支援1	要支援2	経過的 要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	
第1号被保険者								
第2号被保険者								
総 数								

(15) 施設介護サービス受給者数

	予防給付		介護給付					合計
	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	
介護老人福祉施設								
第1号被保険者								
第2号被保険者								
介護老人保健施設								
第1号被保険者								
第2号被保険者								
介護療養型医療施設								
第1号被保険者								
第2号被保険者								
介護医療院								
第1号被保険者								
第2号被保険者								
総 数								

(15) 施設介護サービス受給者数

	予防給付		介護給付					合計
	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	
介護老人福祉施設								
第1号被保険者								
第2号被保険者								
介護老人保健施設								
第1号被保険者								
第2号被保険者								
介護療養型医療施設								
第1号被保険者								
第2号被保険者								
総 数								

(様式1の7)

介護保険事業状況報告
(平成 年度)

保険者番号: □□□□□□■
保険者名

1. 一般状況(続き)
(16) 居宅介護(介護予防)サービスのサービス別受給者数【現物給付分】
① 総数

	予防給付		介護給付					合計
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
訪問介護								
訪問入浴介護								
訪問看護								
訪問リハビリテーション								
居宅療養管理指導								
通所介護								
通所リハビリテーション								
短期入所生活介護								
短期入所療養介護(介護予防型)								
短期入所療養介護(介護型)								
福祉用具貸与								
特定施設入居者生活介護								
介護予防支援・居宅介護支援								

② 総数(再掲:第1号被保険者の2割負担対象者分)

	予防給付		介護給付					合計
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
訪問介護								
訪問入浴介護								
訪問看護								
訪問リハビリテーション								
居宅療養管理指導								
通所介護								
通所リハビリテーション								
短期入所生活介護								
短期入所療養介護(介護予防型)								
短期入所療養介護(介護型)								
福祉用具貸与								
特定施設入居者生活介護								
介護予防支援・居宅介護支援								

③ 総数(再掲:第1号被保険者の3割負担対象者分)

	予防給付		介護給付					合計
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
訪問介護								
訪問入浴介護								
訪問看護								
訪問リハビリテーション								
居宅療養管理指導								
通所介護								
通所リハビリテーション								
短期入所生活介護								
短期入所療養介護(介護予防型)								
短期入所療養介護(介護型)								
福祉用具貸与								
特定施設入居者生活介護								
介護予防支援・居宅介護支援								

(様式1の7)

介護保険事業状況報告
(平成 年度)

保険者番号: □□□□□□■
保険者名

1. 一般状況(続き)
(16) 居宅介護(介護予防)サービスのサービス別受給者数【現物給付分】
① 総数

	予防給付		介護給付					合計
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
訪問介護								
訪問入浴介護								
訪問看護								
訪問リハビリテーション								
居宅療養管理指導								
通所介護								
通所リハビリテーション								
短期入所生活介護								
短期入所療養介護(介護予防型)								
短期入所療養介護(介護型)								
福祉用具貸与								
特定施設入居者生活介護								
介護予防支援・居宅介護支援								

② 総数(再掲:第1号被保険者の2割負担対象者分)

	予防給付		介護給付					合計
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
訪問介護								
訪問入浴介護								
訪問看護								
訪問リハビリテーション								
居宅療養管理指導								
通所介護								
通所リハビリテーション								
短期入所生活介護								
短期入所療養介護(介護予防型)								
短期入所療養介護(介護型)								
福祉用具貸与								
特定施設入居者生活介護								
介護予防支援・居宅介護支援								

(追加)

新

(様式1の7)

介護保険事業状況報告

(平成 年度)

保険者番号: □□□□□□■
保険者名: _____

1. 一般状況(続き)

(17) 居宅介護(介護予防)サービスのサービス別利用回(日)数【現物給付分】

① 総 数

	予防給付					介護給付					合計
	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計		
訪問介護(回)											
訪問入浴介護(回)											
訪問看護(回)											
訪問リハビリテーション(回)											
通所介護(回)											
通所リハビリテーション(回)											
短期入所生活介護(日)											
短期入所療養介護(介護予防) (日)											
短期入所療養介護(介護) (日)											
短期入所介護(介護予防) (日)											
短期入所介護(介護) (日)											

※ 訪問介護、通所介護及び通所リハビリテーションについては、介護予防サービスを除く。

② 総 数(再掲、第1号被保険者の2割負担対象者分)

	予防給付					介護給付					合計
	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計		
訪問介護(回)											
訪問入浴介護(回)											
訪問看護(回)											
訪問リハビリテーション(回)											
通所介護(回)											
通所リハビリテーション(回)											
短期入所生活介護(日)											
短期入所療養介護(介護予防) (日)											
短期入所療養介護(介護) (日)											
短期入所介護(介護予防) (日)											
短期入所介護(介護) (日)											

※ 訪問介護、通所介護及び通所リハビリテーションについては、介護予防サービスを除く。

③ 総 数(再掲、第1号被保険者の3割負担対象者分)

	予防給付					介護給付					合計
	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計		
訪問介護(回)											
訪問入浴介護(回)											
訪問看護(回)											
訪問リハビリテーション(回)											
通所介護(回)											
通所リハビリテーション(回)											
短期入所生活介護(日)											
短期入所療養介護(介護予防) (日)											
短期入所療養介護(介護) (日)											
短期入所介護(介護予防) (日)											
短期入所介護(介護) (日)											

※ 訪問介護、通所介護及び通所リハビリテーションについては、介護予防サービスを除く。

旧

(様式1の7)

介護保険事業状況報告

(平成 年度)

保険者番号: □□□□□□■
保険者名: _____

1. 一般状況(続き)

(17) 居宅介護(介護予防)サービスのサービス別利用回(日)数【現物給付分】

① 総 数

	予防給付					介護給付					合計
	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計		
訪問介護(回)											
訪問入浴介護(回)											
訪問看護(回)											
訪問リハビリテーション(回)											
通所介護(回)											
通所リハビリテーション(回)											
短期入所生活介護(日)											
短期入所療養介護(介護予防) (日)											
短期入所療養介護(介護) (日)											
短期入所介護(介護予防) (日)											
短期入所介護(介護) (日)											

※ 訪問介護、通所介護及び通所リハビリテーションについては、介護予防サービスを除く。

② 総 数(再掲、第1号被保険者の2割負担対象者分)

	予防給付					介護給付					合計
	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計		
訪問介護(回)											
訪問入浴介護(回)											
訪問看護(回)											
訪問リハビリテーション(回)											
通所介護(回)											
通所リハビリテーション(回)											
短期入所生活介護(日)											
短期入所療養介護(介護予防) (日)											
短期入所療養介護(介護) (日)											
短期入所介護(介護予防) (日)											
短期入所介護(介護) (日)											

※ 訪問介護、通所介護及び通所リハビリテーションについては、介護予防サービスを除く。

(追 加)

新

(様式1の7)

介護保険事業状況報告

(平成 年度)

保険者番号: □□□□□□■
保険者名: _____

1. 一般状況(続き)

(19) 地域密着型(介護予防)サービスの利用回数【現物給付分】

① 総数

	予防給付					介護給付					合計	
	要支援1	要支援2	計	軽度の要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計		
地域密着型通所介護												
認知症対応型通所介護												
② 総数(再掲:第1号被保険者の3割負担対象者分)												

(同 右)

(20) 施設介護サービス受給者数【現物給付分】

① 総数(再掲:第1号被保険者の2割負担対象者分)

	予防給付					介護給付					合計	
	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計			
介護老人福祉施設												
介護老人保健施設												
介護療養型医療施設												
介護医療院												
② 総数(再掲:第1号被保険者の3割負担対象者分)												

(20) 施設介護サービス受給者数((15)の再掲:第1号被保険者の2割負担対象者分)【現物給付分】

	予防給付					介護給付					合計	
	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計			
介護老人福祉施設												
介護老人保健施設												
介護療養型医療施設												
介護医療院												
② 総数(再掲:第1号被保険者の3割負担対象者分)												

旧

(様式1の7)

介護保険事業状況報告

(平成 年度)

保険者番号: □□□□□□■
保険者名: _____

1. 一般状況(続き)

(19) 地域密着型(介護予防)サービスの利用回数【現物給付分】

① 総数

	予防給付					介護給付					合計	
	要支援1	要支援2	計	軽度の要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計		
地域密着型通所介護												
認知症対応型通所介護												
② 総数(再掲:第1号被保険者の2割負担対象者分)												

(追 加)

(20) 施設介護サービス受給者数((15)の再掲:第1号被保険者の2割負担対象者分)【現物給付分】

	予防給付					介護給付					合計	
	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計			
介護老人福祉施設												
介護老人保健施設												
介護療養型医療施設												
② 総数(再掲:第1号被保険者の2割負担対象者分)												

(追 加)

新

(様式2)

介護保険事業状況報告
(平成 年度)

保険者番号 : □□□□□□
保険者名 :

2. 保険給付決定状況
(1) 介護給付・予防給付
①-1 総数

種 類	施設別												合 計	
	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護福祉施設	介護予防施設	地域生活支援センター	居宅介護支援事業所	介護サービスセンター	訪問介護事業所	訪問看護ステーション	訪問介護員センター	訪問看護ステーション		
1. 介護給付														
2. 予防給付														
3. 合計														

旧

(様式2)

介護保険事業状況報告
(平成 年度)

保険者番号 : □□□□□□
保険者名 :

2. 保険給付決定状況
(1) 介護給付・予防給付
①-1 総数

種 類	施設別												合 計	
	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護福祉施設	介護予防施設	地域生活支援センター	居宅介護支援事業所	介護サービスセンター	訪問介護事業所	訪問看護ステーション	訪問介護員センター	訪問看護ステーション		
1. 介護給付														
2. 予防給付														
3. 合計														

(様式2の3)

介護保険事業状況報告 (平成 年度)

保険者番号 : □□□□□□■
保険者名 : _____

2. 保険給付決定状況
(1) 介護給付・予防給付
① 総 数 (由緒・介護給付・予防給付の特例分)

種 類	予防給付		介護給付		合 計
	要支給1	要支給2	計	計	
要介護1					
要介護2					
要介護3					
要介護4					
要介護5					
特別支援1					
特別支援2					
特別支援3					
特別支援4					
特別支援5					
特別支援6					
特別支援7					
特別支援8					
特別支援9					
特別支援10					
特別支援11					
特別支援12					
特別支援13					
特別支援14					
特別支援15					
特別支援16					
特別支援17					
特別支援18					
特別支援19					
特別支援20					
特別支援21					
特別支援22					
特別支援23					
特別支援24					
特別支援25					
特別支援26					
特別支援27					
特別支援28					
特別支援29					
特別支援30					
特別支援31					
特別支援32					
特別支援33					
特別支援34					
特別支援35					
特別支援36					
特別支援37					
特別支援38					
特別支援39					
特別支援40					
特別支援41					
特別支援42					
特別支援43					
特別支援44					
特別支援45					
特別支援46					
特別支援47					
特別支援48					
特別支援49					
特別支援50					
特別支援51					
特別支援52					
特別支援53					
特別支援54					
特別支援55					
特別支援56					
特別支援57					
特別支援58					
特別支援59					
特別支援60					
特別支援61					
特別支援62					
特別支援63					
特別支援64					
特別支援65					
特別支援66					
特別支援67					
特別支援68					
特別支援69					
特別支援70					
特別支援71					
特別支援72					
特別支援73					
特別支援74					
特別支援75					
特別支援76					
特別支援77					
特別支援78					
特別支援79					
特別支援80					
特別支援81					
特別支援82					
特別支援83					
特別支援84					
特別支援85					
特別支援86					
特別支援87					
特別支援88					
特別支援89					
特別支援90					
特別支援91					
特別支援92					
特別支援93					
特別支援94					
特別支援95					
特別支援96					
特別支援97					
特別支援98					
特別支援99					
特別支援100					

(様式2の3)

介護保険事業状況報告 (平成 年度)

保険者番号 : □□□□□□■
保険者名 : _____

2. 保険給付決定状況
(1) 介護給付・予防給付
① 総 数 (由緒・介護給付・予防給付の特例分)

種 類	予防給付		介護給付		合 計
	要支給1	要支給2	計	計	
要介護1					
要介護2					
要介護3					
要介護4					
要介護5					
特別支援1					
特別支援2					
特別支援3					
特別支援4					
特別支援5					
特別支援6					
特別支援7					
特別支援8					
特別支援9					
特別支援10					
特別支援11					
特別支援12					
特別支援13					
特別支援14					
特別支援15					
特別支援16					
特別支援17					
特別支援18					
特別支援19					
特別支援20					
特別支援21					
特別支援22					
特別支援23					
特別支援24					
特別支援25					
特別支援26					
特別支援27					
特別支援28					
特別支援29					
特別支援30					
特別支援31					
特別支援32					
特別支援33					
特別支援34					
特別支援35					
特別支援36					
特別支援37					
特別支援38					
特別支援39					
特別支援40					
特別支援41					
特別支援42					
特別支援43					
特別支援44					
特別支援45					
特別支援46					
特別支援47					
特別支援48					
特別支援49					
特別支援50					
特別支援51					
特別支援52					
特別支援53					
特別支援54					
特別支援55					
特別支援56					
特別支援57					
特別支援58					
特別支援59					
特別支援60					
特別支援61					
特別支援62					
特別支援63					
特別支援64					
特別支援65					
特別支援66					
特別支援67					
特別支援68					
特別支援69					
特別支援70					
特別支援71					
特別支援72					
特別支援73					
特別支援74					
特別支援75					
特別支援76					
特別支援77					
特別支援78					
特別支援79					
特別支援80					
特別支援81					
特別支援82					
特別支援83					
特別支援84					
特別支援85					
特別支援86					
特別支援87					
特別支援88					
特別支援89					
特別支援90					
特別支援91					
特別支援92					
特別支援93					
特別支援94					
特別支援95					
特別支援96					
特別支援97					
特別支援98					
特別支援99					
特別支援100					

(様式1の5)

介護保険事業状況報告

(平成 年度)

保険者番号: □□□□□□
 保険者名: _____

1. 一般状況(続き)

(12) 要介護(要支援)認定者数

③ 総数(再掲: 第1号被保険者の3割負担対象者分)

	要支援1	要支援2	計	経過的 要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計
第1号被保険者											
65歳以上70歳未満											
70歳以上75歳未満											
75歳以上80歳未満											
80歳以上85歳未満											
85歳以上90歳未満											
90歳以上											
総数											
第1号被保険者				経過的 要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計
65歳以上70歳未満											
70歳以上75歳未満											
75歳以上80歳未満											
80歳以上85歳未満											
85歳以上90歳未満											
90歳以上											
総数											
第1号被保険者				経過的 要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計
65歳以上70歳未満											
70歳以上75歳未満											
75歳以上80歳未満											
80歳以上85歳未満											
85歳以上90歳未満											
90歳以上											
総数											

※ 国民健康保険団体会連合会が保有する受給者台帳を基にしたものであり、提出後に所得更正等により遡って1割負担対象者、2割負担対象者となる場合がある。

(追加)

新

(様式1の7)

介護保険事業状況報告 (平成 年度)

保険者番号: □□□□□□■
保険者名: _____

(同 右)

旧

(様式1の7)

介護保険事業状況報告 (平成 年度)

保険者番号: □□□□□□■
保険者名: _____

1. 一般状況(続き)
 (18) 地域密着型(介護予防)サービスのサービス別受給者数[現物給付分]
 ① 総 数

	予防給付		介護給付					合計
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
夜間対応型訪問介護								
地域密着型通所介護								
認知症対応型通所介護								
小規模多機能型居宅介護								
認知症対応型共同生活介護								
地域密着型特別支援施設入居者生活介護								
認知症対応型共同生活介護								
地域密着型特別支援施設入居者生活介護								
認知症対応型共同生活介護								
地域密着型特別支援施設入居者生活介護								
合計								

② 総 数(再掲:第1号被保険者の2割負担対象者分)

	予防給付		介護給付					合計
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
夜間対応型訪問介護								
地域密着型通所介護								
認知症対応型通所介護								
小規模多機能型居宅介護								
認知症対応型共同生活介護								
地域密着型特別支援施設入居者生活介護								
認知症対応型共同生活介護								
地域密着型特別支援施設入居者生活介護								
認知症対応型共同生活介護								
地域密着型特別支援施設入居者生活介護								
合計								

③ 総 数(再掲:第1号被保険者の3割負担対象者分)

	予防給付		介護給付					合計
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
夜間対応型訪問介護								
地域密着型通所介護								
認知症対応型通所介護								
小規模多機能型居宅介護								
認知症対応型共同生活介護								
地域密着型特別支援施設入居者生活介護								
認知症対応型共同生活介護								
地域密着型特別支援施設入居者生活介護								
認知症対応型共同生活介護								
地域密着型特別支援施設入居者生活介護								
合計								

(追 加)

(様式2)

介護保険事業状況報告 (平成 年度)

保険者番号 : □□□□□□■
保険者名 :

2. 保険給付決定状況

(1) 介護給付・予防給付

①-3 総 数(円高・第1号被保険者の3割負担対象者分)

種 別	予防給付		介護給付		合 計
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	
7 療育					
8 在宅介護支援センター					
9 訪問介護					
10 訪問看護					
11 訪問診療					
12 訪問リハビリテーション					
13 訪問介護(居宅介護)					
14 訪問看護(居宅介護)					
15 訪問診療(居宅介護)					
16 訪問リハビリテーション(居宅介護)					
17 居宅介護支援(居宅介護)					
18 居宅介護支援(居宅介護)					
19 居宅介護支援(居宅介護)					
20 居宅介護支援(居宅介護)					
21 居宅介護支援(居宅介護)					
22 居宅介護支援(居宅介護)					
23 居宅介護支援(居宅介護)					
24 居宅介護支援(居宅介護)					
25 居宅介護支援(居宅介護)					
26 居宅介護支援(居宅介護)					
27 居宅介護支援(居宅介護)					
28 居宅介護支援(居宅介護)					
29 居宅介護支援(居宅介護)					
30 居宅介護支援(居宅介護)					
31 居宅介護支援(居宅介護)					
32 居宅介護支援(居宅介護)					
33 居宅介護支援(居宅介護)					
34 居宅介護支援(居宅介護)					
35 居宅介護支援(居宅介護)					
36 居宅介護支援(居宅介護)					
37 居宅介護支援(居宅介護)					
38 居宅介護支援(居宅介護)					
39 居宅介護支援(居宅介護)					
40 居宅介護支援(居宅介護)					
41 居宅介護支援(居宅介護)					
42 居宅介護支援(居宅介護)					
43 居宅介護支援(居宅介護)					
44 居宅介護支援(居宅介護)					
45 居宅介護支援(居宅介護)					
46 居宅介護支援(居宅介護)					
47 居宅介護支援(居宅介護)					
48 居宅介護支援(居宅介護)					
49 居宅介護支援(居宅介護)					
50 居宅介護支援(居宅介護)					
51 居宅介護支援(居宅介護)					
52 居宅介護支援(居宅介護)					
53 居宅介護支援(居宅介護)					
54 居宅介護支援(居宅介護)					
55 居宅介護支援(居宅介護)					
56 居宅介護支援(居宅介護)					
57 居宅介護支援(居宅介護)					
58 居宅介護支援(居宅介護)					
59 居宅介護支援(居宅介護)					
60 居宅介護支援(居宅介護)					
61 居宅介護支援(居宅介護)					
62 居宅介護支援(居宅介護)					
63 居宅介護支援(居宅介護)					
64 居宅介護支援(居宅介護)					
65 居宅介護支援(居宅介護)					
66 居宅介護支援(居宅介護)					
67 居宅介護支援(居宅介護)					
68 居宅介護支援(居宅介護)					
69 居宅介護支援(居宅介護)					
70 居宅介護支援(居宅介護)					
71 居宅介護支援(居宅介護)					
72 居宅介護支援(居宅介護)					
73 居宅介護支援(居宅介護)					
74 居宅介護支援(居宅介護)					
75 居宅介護支援(居宅介護)					
76 居宅介護支援(居宅介護)					
77 居宅介護支援(居宅介護)					
78 居宅介護支援(居宅介護)					
79 居宅介護支援(居宅介護)					
80 居宅介護支援(居宅介護)					
81 居宅介護支援(居宅介護)					
82 居宅介護支援(居宅介護)					
83 居宅介護支援(居宅介護)					
84 居宅介護支援(居宅介護)					
85 居宅介護支援(居宅介護)					
86 居宅介護支援(居宅介護)					
87 居宅介護支援(居宅介護)					
88 居宅介護支援(居宅介護)					
89 居宅介護支援(居宅介護)					
90 居宅介護支援(居宅介護)					
91 居宅介護支援(居宅介護)					
92 居宅介護支援(居宅介護)					
93 居宅介護支援(居宅介護)					
94 居宅介護支援(居宅介護)					
95 居宅介護支援(居宅介護)					
96 居宅介護支援(居宅介護)					
97 居宅介護支援(居宅介護)					
98 居宅介護支援(居宅介護)					
99 居宅介護支援(居宅介護)					
100 居宅介護支援(居宅介護)					

(追加)

新

(様式2の7)

介護保険事業状況報告

(平成 年度)

保険者番号 : □□□□□□■
保険者名 :

2. 保険給付決定状況(続き)
 (3)-1 高額介護(介護予防)サービス費

ア 利用者負担第四段階		世帯合算	その他	計
件数	給付費			
イ 利用者負担第三段階		世帯合算	その他	計
件数	給付費			
ウ 利用者負担第二段階		世帯合算	その他	計
件数	給付費			
エ 利用者負担第一段階		世帯合算	その他	計
件数	給付費			
オ 合計		世帯合算	その他	計
件数	給付費			

- (3)-2 高額介護(介護予防)サービス費(年間上限)

ア 利用者負担第三段階		世帯合算	その他	計
件数	給付費			

旧

(様式2の7)

介護保険事業状況報告

(平成 年度)

保険者番号 : □□□□□□■
保険者名 :

2. 保険給付決定状況(続き)
 (3) 高額介護(介護予防)サービス費
 ① 平成28年4月支出決定分から平成29年8月支出決定分
 ア 利用者負担第五段階

ア 利用者負担第五段階		世帯合算	その他	計
件数	給付費			
イ 利用者負担第四段階		世帯合算	その他	計
件数	給付費			
ウ 利用者負担第三段階		世帯合算	その他	計
件数	給付費			
エ 利用者負担第二段階		世帯合算	その他	計
件数	給付費			
オ 利用者負担第一段階		世帯合算	その他	計
件数	給付費			
カ 合計		世帯合算	その他	計
件数	給付費			

- ② 平成29年9月支出決定分から平成30年3月支出決定分
 ア 利用者負担第三段階

ア 利用者負担第三段階		世帯合算	その他	計
件数	給付費			
イ 利用者負担第二段階		世帯合算	その他	計
件数	給付費			
ウ 利用者負担第一段階		世帯合算	その他	計
件数	給付費			
カ 合計		世帯合算	その他	計
件数	給付費			

新

(様式2の7)

介護保険事業状況報告

(平成 年度)

保険者番号 : □□□□□□■
保険者名 :

2. 保険給付決定状況(続き)
 (4) 高額医療合算介護(介護予防)サービス費
 ①平成30年4月支出決定分から平成30年8月支出決定分
 ア 現役並み所得者(上位所得者)

件数	給付費

イ 一般

件数	給付費

ウ 低所得者Ⅱ

件数	給付費

エ 低所得者Ⅰ

件数	給付費

オ 合計

件数	給付費

- ②平成30年9月支出決定分から平成31年3月支出決定分
 ア 現役並み所得者(上位所得者)

件数	給付費

(ア) 現役並み所得者Ⅲ

件数	給付費

(イ) 現役並み所得者Ⅱ

件数	給付費

(ウ) 現役並み所得者Ⅰ

件数	給付費

イ 一般

件数	給付費

ウ 低所得者Ⅱ

件数	給付費

エ 低所得者Ⅰ

件数	給付費

オ 合計

件数	給付費

旧

(様式2の7)

介護保険事業状況報告

(平成 年度)

保険者番号 : □□□□□□■
保険者名 :

2. 保険給付決定状況(続き)
 (4) 高額医療合算介護(介護予防)サービス費
 ア 現役並み所得者(上位所得者)

件数	給付費

イ 一般

件数	給付費

ウ 低所得者Ⅱ

件数	給付費

エ 低所得者Ⅰ

件数	給付費

オ 合計

件数	給付費

(追加)

新	旧
<p>(同右)</p> <p>② 前年度末現在の「75歳以上85歳未満」と「85歳以上」が結合されている欄に当該年度の前年度末現在で75歳以上の第1号被保険者数を、当年度末現在の「75歳以上85歳未満」の欄に当年度末現在の75歳以上85歳未満の第1号被保険者数をそれぞれ記入すること。</p> <p>③ 当年度末現在の「85歳以上」の欄には、当該年度末現在で85歳以上の第1号被保険者数を記入すること。</p> <p>④ 「(再掲)外国人被保険者」には、外国人被保険者の数を、「前年度末現在」及び「当年度末現在」欄にそれぞれ再掲すること。</p> <p>⑤ 「(再掲)住所地特例被保険者」には、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第13条の規定により他の市町村の介護保</p>	<p>介護保険事業状況報告（年報）記載要領</p> <p>1. 一般状況（様式1から様式1の7）</p> <p>(1) 「(1) 第1号被保険者のいる世帯数」には、当該市町村において第1号被保険者のいる世帯数を記入すること。</p> <p>「前年度末現在」欄には報告の対象となる年度（以下「当該年度」という。）の前年度末現在の世帯数を、「当年度末現在」欄には当該年度末現在の世帯数を、また、「当年度中増」欄については、当該年度において被保険者資格の取得により増加した世帯数を、「当年度中減」欄については、被保険者資格の喪失により減少した世帯数をそれぞれ記入すること。</p> <p>外国人については、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号。以下「改正住基法」という。)の施行前(平成24年7月8日)までは、外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づく登録を行っており、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)により決定された入国当初の在留期間が1年以上であるか、1年未満であっても入国目的や入国後の生活実態等から1年以上滞在すると認められることにより当該市町村の被保険者資格を取得している第1号被保険者(以下「外国人被保険者」という。)のいる世帯数を記入すること。</p> <p>また、改正住基法等の施行後については、改正住基法第30条の45に規定する外国人の在留期間が適法に3カ月を超えるか、3カ月以下であっても入国目的や入国後の生活実態等から3カ月を超えて滞在すると認められることにより当該市町村の被保険者資格を取得している第1号被保険者(以下「外国人被保険者」という。)のいる世帯数を記入すること。</p> <p>(2) 「(2) 第1号被保険者数」には、当該市町村の第1号被保険者数を年齢階級等に区分して記入すること。</p> <p>① 「65歳以上75歳未満」には、「前年度末現在」欄に当該年度の前年度末現在で65歳以上75歳未満の第1号被保険者数を、「当年度末現在」欄に当該年度末現在で65歳以上75歳未満の第1号被保険者数をそれぞれ記入すること。</p> <p>② 「75歳以上」には、「前年度末現在」欄に当該年度の前年度末現在で75歳以上の第1号被保険者数を、「当年度末現在」欄に当該年度末現在で75歳以上の第1号被保険者数をそれぞれ記入すること。</p> <p>③ 「(再掲)外国人被保険者」には、外国人被保険者の数を、「前年度末現在」及び「当年度末現在」欄にそれぞれ再掲すること。</p> <p>④ 「(再掲)住所地特例被保険者」には、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第13条の規定により他の市町村の介護保</p>

険施設等に入所するために住所を変更した者であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第25条第1項の規定による届け出を行った第1号被保険者数を、「前年度末現在」及び「当年度末現在」欄にそれぞれ再掲すること。

- ⑥ 「計」には、「前年度末現在」欄、「当年度末現在」欄それぞれに「65歳以上75歳未満」及び「75歳以上85歳未満」、「85歳以上」の合計を記入すること。また、「当年度中増」欄については、当該年度において被保険者資格の取得により増加した第1号被保険者数を、「当年度中減」欄については、被保険者資格の喪失により減少した第1号被保険者数をそれぞれ記入すること。なお、「当年度中増」欄については、65歳到達により当該年度中に第2号被保険者から第1号被保険者となった者を含めて計上すること。

(同右)

険施設等に入所するために住所を変更した第1号被保険者数を、「前年度末現在」及び「当年度末現在」欄にそれぞれ再掲すること。

- ⑤ 「計」には、「前年度末現在」欄、「当年度末現在」欄それぞれに「65歳以上75歳未満」及び「75歳以上」の合計を記入すること。また、「当年度中増」欄については、当該年度において被保険者資格の取得により増加した第1号被保険者数を、「当年度中減」欄については、被保険者資格の喪失により減少した第1号被保険者数をそれぞれ記入すること。なお、「当年度中増」欄については、65歳到達により当該年度中に第2号被保険者から第1号被保険者となった者を含めて計上すること。

(3)「(3)第1号被保険者増減内訳」には、「(2)第1号被保険者数」における「当年度中増」及び「当年度中減」について、その増減事由別の内訳を記入すること。

- ① 「転入」欄については、当該市町村に住所を有することにより被保険者資格を取得した第1号被保険者数を、「転出」欄については、当該市町村に住所を有しなくなったことにより当該市町村の被保険者資格を喪失した第1号被保険者数を記入すること。
- ② 「職権復活」欄、「職権喪失」欄については、当該市町村の職権により被保険者資格を取得または喪失した第1号被保険者数を記入すること。
- ③ 「65歳到達」欄については、当該市町村に住所を有する法第7条第8項に規定する医療保険加入者でない者が65歳に到達したことより被保険者資格を取得した数と当該市町村に住所を有する第2号被保険者が65歳到達により第1号被保険者となった数の合計を記入すること。
- ④ 「死亡」欄については、死亡を事由として被保険者資格を喪失した第1号被保険者数を記入すること。
- ⑤ 「適用除外非該当」欄については、介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第11条第1項の規定により適用除外となる指定障害者支援施設等（以下「適用除外施設」という。）から退所又は退院することにより、当該市町村の被保険者資格を取得した第1号被保険者数を記入すること。
- ⑥ 「適用除外該当」欄については、適用除外施設へ入所又は入院することにより、当該市町村の被保険者資格を喪失した第1号被保険者数を記入すること。
- ⑦ 「その他」欄については、①から⑥以外の事由で被保険者資格を取得または喪失した第1号被保険者数を記入すること。主なものとしては、住所地特例の対象となる被保険者が住所地特例の対象とならない被保険者になった場合や外国人が被保険者資格を取得又は喪失した場合等が該当する。
- ⑧ 「計」欄については、「当年度中増」、「当年度中減」それぞれに各事由の合計を記入すること。

(同右)

(4)「(4) 所得段階別第1号被保険者数(当年度末現在)」には、当該年度末現在において、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項各号に掲げる第1号被保険者の区分別に、該当する第1号被保険者数(前年度以前の保険料として当該年度に賦課した第1号被保険者数を含む。)を「年度末現在被保険者数」欄に記入すること。

① 同条第1項の標準割合を別に定めている場合にあつては、当該割合を、四捨五入で小数点以下第2位までの値に1000を乗じ、整数値にして「保険者の定める割合」欄に記入すること。

② 同条第2項の保険料基準額を12月で除した額を「標準月額保険料」欄に記入すること。

(5)「(5) 食費・居住費にかかる負担限度額認定(総数)」には、食費・居住費に係る負担限度の減額申請件数及び減額認定件数について記入すること。

① 施行法第13条の規定により平成12年4月1日の時点で既に介護老人福祉施設に入所していた者(以下「旧措置入所者」という。)に係る負担減額認定及び市町村民税課税層における特例減額措置の適用がある者については本欄に含めず、(7)表及び(11)表に記入すること。

② 本表は、当該年度中に受け付けた申請件数及び決定した食費及び居住費についてそれぞれの認定件数を記入すること。

③ 「申請件数」欄については、申請時に介護保険施設に入所している場合はその施設の欄に、介護保険施設に入所していない場合は「その他」の欄に記入すること。認定件数欄についても、申請時点の区分別で記入すること。

④ 「利用者負担第三段階」欄については、その者の属する世帯全員が市町村民税非課税であつて「利用者負担第二段階」以外の者または負担限度額が食費については1日あたり650円、居住費(滞在費)については個室の場合日額1,310円、準個室の場合日額1,310円、従来型個室の場合日額1,310円(老健、療養等)、820円(特養等)、多床室の場合日額370円であれば生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護者(以下「被保護者」という。)にならない者であることによる認定件数を記入すること。

⑤ 「利用者負担第二段階」欄については、その者の属する世帯全員が市町村民税非課税でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者または負担限度額が食費については1日あたり390円、居住費(滞在費)については個室の場合日額820円、準個室の場合日額490円、従来型個室の場合日額490円(老健、療養等)、420円(特養等)、多床室の場合日額370円であれば被保護者にならない者であることによる認定件数を記入すること。

⑥ 「利用者負担第一段階」欄については、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)に規定する老齢福祉年金受給者(以下「老齢福祉年金受給者」という。)でかつその者の属する世帯全員が市町村民税非課税である者または被保護者である者または負担限度額が食費については1日あたり300円、居住費(滞在費)については個室の場合日額820円、準個室の場合日額490円、従来型個室の場合日額4

<p>(同右)</p> <p>⑦ 「合計」欄には「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」、「<u>介護医療院</u>」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」及び「その他」の件数の合計を記入すること。</p>	<p>90円(老健、療養等)、320円(特養等)、多床室の場合日額0円であれば被保護者にならない者であることによる認定件数を記入すること。</p> <p>⑦ 「合計」欄には「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」及び「その他」の件数の合計を記入すること。</p>
<p>(同右)</p> <p>③ 「減額認定件数」欄については、保険給付割合を100分の90、100分の80又は100分の70を超え100分の100未満の範囲内で定めたものについて記入すること。</p>	<p>⑧ 「認定件数(当該年度末)」欄には、当該年度末現在の有効認定件数の総数を記入すること。</p> <p>(6) 「(6)利用者負担減額・免除認定(総数)」には、法第50条及び法第60条に基づく、利用者負担の減額・免除申請件数及び減額・免除認定件数について記入すること。</p> <p>① 本表は、当該年度中に受け付けた申請件数、実際に当該年度中に決定した認定件数を記入すること。</p> <p>② 旧措置入所者に係る利用者負担減額・免除認定については本表に含めず(7)表に記入すること。</p> <p>③ 「減額認定件数」欄については、保険給付割合を100分の90又は100分の80を超え100分の100未満の範囲内で定めたものについて記入すること。</p>
<p>(同右)</p>	<p>④ 「免除認定件数」欄については、保険給付割合を100分の100と定めたものについて記入すること。</p> <p>⑤ 「認定件数(当年度末現在)」欄には、当該年度末現在の有効認定件数の総数を記入すること。</p> <p>(7) 「(7)介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定(総数)」には、旧措置入所者に係る食費及び居住費の特定負担限度額についての減額申請件数及び減額認定件数、利用者負担の減額・免除申請件数及び減額・免除認定件数について記入すること。</p> <p>① 「特定負担限度額」欄については、前記(5)②、④及び⑤に準じて記入すること。</p> <p>② 「老福受給者等認定件数」欄については、老齢福祉年金受給者でかつその者の属する世帯全員が市町村民税非課税である者及びこれに準ずると認められる者または被保護者である者または負担限度額が食費については1日あたり300円、居住費(滞在費)については個室の場合日額820円、準個室の場合日額490円、従来型個室の場合日額490円(老健、療養等)、320円(特養等)、多床室の場合日額0円であれば被保護者にならない者であることによる認定件数を記入すること。</p> <p>③ 「利用者負担」欄については、(6)に準じて、利用者負担の減額・免除認定についての申請件数及び認定件数を記入すること。</p> <p>④ 実質的負担軽減者にあつては、ユニット型準個室又は従来型個室、多床室へ入居した場合であつて</p> <p>(ア)利用者負担第三段階の場合は、食費については利用者負担段階第三段階に記入し、居住費についてはユニット型準個室・従来型個室・多床室に関わらず全て老福受給者等へ記入すること。</p> <p>(イ)利用者負担第二段階の場合は、食費については利用者負担第二段階に記入し、居住費に</p>

<p>(同右)</p> <p>(10)「(12) 要介護 (要支援) 認定者数 ①総数」は、当該年度末現在の要支援認定者数及び要介護認定者数を男女別、要支援状態区分及び要介護状態区分別に記入すること。記入にあたっては、保険者が国民健康保険団体連合会 (以下「連合会」という。) に提出する受給者異動連絡票、受給者訂正連絡票により作成された受給者台帳から算出すること。</p> <p>「(12) 要介護 (要支援) 認定者数 ②総数 (再掲: 第1号被保険者の2割負担対象者分)」及び「(12) 要介護 (要支援) 認定者数 ③総数 (再掲: 第1号被保険者の3割負担対象者分)」は、当該年度末現在の要支援認定者数及び要介護認定者数のうち、法第49条の2第1項及び第2項又は第59条の2第1項及び第2項が適用される第1号被保険者の2割負担対象者分又は3割負担対象者分について、男女別、要支援状態区分及び要介護状態区分別に記入すること。記入にあたっては、保険者が連合会に提出する受給者異動連絡票、受給者訂正連絡票により作成された受給者台帳から算出すること。</p>	<p>についての負担限度額がユニット型準個室 (1日あたり490円)・従来型個室 (1日あたり420円)・多床室 (1日あたり320円) のときは利用者負担第二段階に記入し、居住費についての負担限度額が従来型個室 (1日あたり370円) のときは老福受給者等に、居住費についての負担額がユニット型準個室・従来型個室・多床室にかかわらず1日につき0円の場合は全て老福受給者等に記入すること。</p> <p>(8)「(8) 食費・居住費に係る負担限度額認定 (再掲: 第2号被保険者分)」、「(9) 利用者負担減額・免除認定 (再掲: 第2号被保険者分)」、「(10) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定 (再掲: 第2号被保険者分)」には、当該年度末現在で第2号被保険者である者に係る減額・免除申請件数及び減額・免除認定件数について (5)、(6) 及び (7) に準じて記入すること。</p> <p>(9)「(11) 利用者負担第4段階における食費・居住費の特例減額措置」には、介護保険法施行規則第83条の5第4号 (市町村民税課税層における特例減額措置の適用がある者) に該当する者に係る申請件数及び認定件数について記入すること。</p> <p>① 本表は、当該年度中に受け付けた申請件数及び決定した認定件数を記入すること。</p> <p>② 「認定件数 (当年度末現在)」欄には、当該年度末現在の有効認定件数の総数を記入すること。</p> <p>(10)「(12) 要介護 (要支援) 認定者数 ①総数」は、当該年度末現在の要支援認定者数及び要介護認定者数を男女別、要支援状態区分及び要介護状態区分別に記入すること。記入にあたっては、保険者が国民健康保険団体連合会 (以下「連合会」という。) に提出する受給者異動連絡票、受給者訂正連絡票により作成された受給者台帳から算出すること。</p> <p>「(12) 要介護 (要支援) 認定者数 ②総数 (再掲: 第1号被保険者の2割負担対象者分)」は、当該年度末現在の要支援認定者数及び要介護認定者数のうち、法第49条の2又は第59条の2が適用される第1号被保険者の2割負担対象者分について、男女別、要支援状態区分及び要介護状態区分別に記入すること。記入にあたっては、保険者が連合会に提出する受給者異動連絡票、受給者訂正連絡票により作成された受給者台帳から算出すること。</p> <p>なお、当該部分の報告は、連合会から国民健康保険中央会 (以下「中央会」という。) を経由し、厚生労働大臣へ資料を提出したものについては保険者からの報告書の記載事項から除くため、保険者から厚生労働大臣への報告は不要である。</p> <p>① 「第1号被保険者」については、当該年度末現在で第1号被保険者である要介護認定者数及び要支援認定者数を記入し、「65歳以上70歳未満」、「70歳以上75歳未満」、「75歳以上80歳未満」、「80歳以上85歳未満」、「85歳以上90歳未満」及び「90歳以上」に区分してその内訳を該当する欄に記入すること。また、「計」欄には、要支援・要介護状態区分別の合計を記入すること。</p>
<p>(同右)</p>	<p>① 「第1号被保険者」については、当該年度末現在で第1号被保険者である要介護認定者数及び要支援認定者数を記入し、「65歳以上70歳未満」、「70歳以上75歳未満」、「75歳以上80歳未満」、「80歳以上85歳未満」、「85歳以上90歳未満」及び「90歳以上」に区分してその内訳を該当する欄に記入すること。また、「計」欄には、要支援・要介護状態区分別の合計を記入すること。</p>

(同右)

- ② 「第2号被保険者」については、当該年度末現在で第2号被保険者である要介護認定者数及び要支援認定者数を記入し、「計」欄には各要支援状態区分及び要介護状態区分の合計をそれぞれ記入すること。
- ③ 「総数」については、「第1号被保険者」及び「第2号被保険者」の合計を記入すること。
- (11) 「(13) 居宅介護(介護予防)サービス受給者数」及び「(14) 地域密着型(介護予防)サービス受給者数」には、当該年度における居宅介護(介護予防)サービス及び地域密着型(介護予防)サービスの受給者数の延べ人数を要支援状態区分及び要介護状態区分別に記入すること。
- ① 月報の記載月については、法第41条第10項(法第42条の2第9項、第46条第7項、第48条第7項、第53条第7項、第54条の2第9項及び第58条第7項によって準用される場合を含む。)の規定に基づき連合会に審査及び支払の委託を行った保険給付(以下「現物給付分」という。)の受給者にあつては、連合会が審査を行った月の翌月の記載月分に記入することとし、現物給付分以外の保険給付(以下「償還払い分」という。)の受給者にあつては、保険者が保険給付の支出を決定した月の翌月の記載月分に記入することとしていることに留意すること。なお、出納整理期間内の保険給付支払に関する受給者数は、月報での報告は不要としているが、年報は累計であるため含めて報告すること。
- ② 要支援・要介護状態区分については、現物給付分の受給者にあつては、連合会が審査を行った月の前月(サービス提供月)末時点の要支援・要介護状態区分により、償還払い分の受給者にあつても、サービス提供月末時点の要支援・要介護状態区分により、それぞれ区分すること。
- ③ 「第1号被保険者」については、当該年度末現在における第1号被保険者である居宅介護(介護予防)サービス及び地域密着型(介護予防)サービス受給者の当該年度各月ごとの受給者数の累計人数を要介護状態区分別に該当する欄に記入し、「計」欄には、要支援・要介護状態区分別の合計を記入すること。
- ④ 「第2号被保険者」については、当該年度末現在における第2号被保険者である居宅介護(介護予防)サービス及び地域密着型(介護予防)サービス受給者の当該年度各月ごとの受給者数の累計人数を要支援状態区分及び要介護状態区分別に該当する欄に記入し、「計」欄には各要支援状態区分及び要介護状態区分の合計をそれぞれ記入すること。
- ⑤ 「総数」については、「第1号被保険者」及び「第2号被保険者」の合計を記入すること。
- (12) 「(15) 施設介護サービス受給者数」には、当該年度における施設介護サービス受給者の延べ人数を介護保険施設別、要支援状態区分及び要介護状態区分別に(11)①から④に準じて記入すること。
- 「総数」については、当該年度各月ごとの総数の累計人数を記入すること。
- (13) 同一月に居宅介護(介護予防)サービス、地域密着型(介護予防)サービス及び施設介護サービスのうち複数のサービスを受給した場合(例えば、居宅介護(介護予防)サービスを受給していた者が当

(同右)

(15)「(16) 居宅介護 (介護予防) サービスのサービス別受給者数【現物給付分】 ②総数 (再掲: 第1号被保険者の2割負担対象者分)」、③総数 (再掲: 第1号被保険者の3割負担対象者分)」、「(18) 地域密着型 (介護予防) サービスのサービス別受給者数【現物給付分】 ②総数 (再掲: 第1号被保険者の2割負担対象者分)」、③総数 (再掲: 第1号被保険者の3割負担対象者分)」及び「(20) 施設介護サービス受給者数【現物給付分】①総数 (再掲: 第1号被保険者の2割負担対象者分)」、②総数施設介護サービス受給者数 (再掲: 第1号被保険者の3割負担対象者分)【現物給付分】は当該年度における現物給付による居宅介護 (介護予防) サービスのサービス別受給者数、地域密着型 (介護予防) サービスのサービス別受給者数及び施設介護サービス受給者数のうち、法第49条の2第1項及び第2項又は第59条の2第1項及び第2項が適用される第1号被保険者の2割負担対象者分又は3割負担対象者分について、(14) に準じて要支援状態区分及び要介護状態区分別に記入すること。

(同右)

該月の途中で介護老人福祉施設に入所した場合などは、「(13) 居宅介護サービス受給者数」、「(14) 地域密着型サービス受給者数」及び「(15) 施設介護サービス受給者数」のそれぞれについて該当する欄に月報では計上しているが、年報はその累計を計上すること。

(14)「(16) 居宅介護 (介護予防) サービスのサービス別受給者数【現物給付分】 ①総数」及び「(18) 地域密着型 (介護予防) サービスのサービス別受給者数【現物給付分】 ①総数」は当該年度における現物給付による居宅介護 (介護予防) サービスのサービス別受給者数及び地域密着型 (介護予防) サービスのサービス別受給者数の延べ人数を要支援状態区分及び要介護状態区分別に(11) ①、②に準じて記入すること。

なお、当該部分の報告は、連合会から中央会を経由し、厚生労働大臣へ資料を提出したものについては保険者からの報告書の記載事項から除くため、保険者から厚生労働大臣への報告は不要である。

○ 受給者数は、当該年度各月ごとの受給者数の累計人数を記入し、「計」欄にはそれぞれ要支援状態区分及び要介護状態区分の合計を記入すること。

(15)「(16) 居宅介護 (介護予防) サービスのサービス別受給者数【現物給付分】 ②総数 (再掲: 第1号被保険者の2割負担者分)」、「(18) 地域密着型 (介護予防) サービスのサービス別受給者数【現物給付分】 ②総数 (再掲: 第1号被保険者の2割負担対象者分)」及び「(20) 施設介護サービス受給者数 ((15) の再掲: 第1号被保険者の2割負担対象者分)【現物給付分】は当該年度における現物給付による居宅介護 (介護予防) サービスのサービス別受給者数、地域密着型 (介護予防) サービスのサービス別受給者数及び施設介護サービス受給者数のうち、法第49条の2又は第59条の2が適用される第1号被保険者の2割負担対象者分の延べ人数について、(14) に準じて要支援状態区分及び要介護状態区分別に記入すること。

なお、当該部分の報告は、連合会から中央会を経由し、厚生労働大臣へ資料を提出したものについては保険者からの報告書の記載事項から除くため、保険者から厚生労働大臣への報告は不要である。

(16)「(17) 居宅介護 (介護予防) サービスのサービス別利用回 (日) 数【現物給付分】 ①総数」及び「(19) 地域密着型 (介護予防) サービスの利用回数【現物給付分】 ①総数」については、当該年度における現物給付による居宅介護 (介護予防) サービスのサービス別利用回 (日) 数及び地域密着型 (介護予防) サービスの利用回数を要支援状態区分及び要介護状態区分別に(11) ①、②に準じて記入すること。

なお、当該部分の報告は、連合会から中央会を経由し、厚生労働大臣へ資料を提出したものについては保険者からの報告書の記載事項から除くため、保険者から厚生労働大臣への報告は不要であ

(同右)

(17)「(17) 居宅介護(介護予防)サービスのサービス別利用回(日)数【現物給付分】 ②総数(再掲:第1号被保険者の2割負担対象者分)」、③総数(再掲:第1号被保険者の3割負担対象者分)」及び「(19) 地域密着型(介護予防)サービスの利用回数【現物給付分】 ②総数(再掲:第1号被保険者の2割負担対象者分)」、③総数(再掲:第1号被保険者の3割負担対象者分)」については、法第49条の2第1項及び第2項又は第59条の2第1項及び第2項が適用される第1号被保険者の2割負担対象者分又は3割負担対象者分について、(16)に準じて当該年度における現物給付による居宅介護(介護予防)サービスのサービス別利用回(日)数及び地域密着型(介護予防)サービスの利用回数を要支援状態区分及び要介護状態区分別に記入すること。

(同右)

ア 居宅(介護予防)サービスについて、訪問サービスについては、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所サービスについては、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所サービスについては、短期入所生活介護、短期入所療養介護(介護老人保健施設)、短期入所療養介護(介護療養型医療施設)及び短期入所療養介護(介護医療院)のサービス区分別に、福祉用具・住宅改修サービスについては、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費のサービス区分別に区分するとともに、特定施設入居者生活介護、介護予防支援・居宅介護支援に区分し、要支援状態区分及び要介護状態区分別に記入すること。「計」欄には、要支援状態区分及び要介護状態区分の合計を記入し、「合計」欄にはそれらを合算した数字を記入すること。

る。

○ 利用回(日)数は、当該年度各月ごとのサービス利用回(日)数の累計回(日)数を記入し、「計」欄にはそれぞれ要支援状態区分及び要介護状態区分の合計を記入すること。

(17)「(17) 居宅介護(介護予防)サービスのサービス別利用回(日)数【現物給付分】 ②総数(再掲:第1号被保険者の2割負担対象者分)」及び「(19) 地域密着型(介護予防)サービスの利用回数【現物給付分】 ②総数(再掲:第1号被保険者の2割負担対象者分)」については、法第49条の2又は第59条の2が適用される第1号被保険者の2割負担対象者分について、(16)に準じて当該年度における現物給付による居宅介護(介護予防)サービスのサービス別利用回(日)数及び地域密着型(介護予防)サービスの利用回数を要支援状態区分及び要介護状態区分別に記入すること。

なお、当該部分の報告は、連合会から中央会を経由し、厚生労働大臣へ資料を提出したものである。保険者から報告書の記載事項から除くため、保険者から厚生労働大臣への報告は不要である。

2. 保険給付決定状況(様式2から様式2の8)

(1) 月報の記載月及び要支援状態区分及び要介護状態区分について、1. 一般状況の(11)①及び②をふまえて記入すること。

(2)「(1) 介護給付・予防給付」については次のとおりとすること。

① 「① 総数」には、当該年度における被保険者である者(当該年度中に転出、死亡等の事由で当該市町村の被保険者資格を喪失した者を含む。「③総数(再掲:介護給付・予防給付の特例分)」について同じ。)に係る介護給付・予防給付の件数、単位数、費用額及び給付費の累計を記入すること。なお、ここで報告する介護給付・予防給付は、法第43条第3項、第44条第6項、第45条第6項、及び第55条第3項、第56条第6項、第57条第6項で規定する「超える額」を除くものとする。

ア 居宅(介護予防)サービスについて、訪問サービスについては、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所サービスについては、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所サービスについては、短期入所生活介護、短期入所療養介護(介護老人保健施設)及び短期入所療養介護(介護療養型医療施設)のサービス区分別に、福祉用具・住宅改修サービスについては、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費のサービス区分別に区分するとともに、特定施設入居者生活介護、介護予防支援・居宅介護支援に区分し、要支援状態区分及び要介護状態区分別に記入すること。「計」欄には、要支援・要介護状態区分別の合計を記入し、「合計」欄にはそれらを合算した数字を記入すること。

(同右)

ウ 施設サービスについては、「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」及び「介護医療院」に区分し、該当欄に要支援状態区分及び要介護状態区分別に記入すること。なお、「計」及び「合計」欄には、アに準じて記入すること。

(同右)

② 「①-2 総数（再掲：第1号被保険者の2割負担対象者分）、①-3 総数（再掲：第1号被保険者の3割負担対象者分）」には、当該年度における被保険者である者（当該年度中に転出、死亡等の事由で当該市町村の被保険者資格を喪失した者を含む。）のうち、法第49条の2第1項及び第2項又は第59条の2第1項及び第2項が適用される第1号被保険者の2割負担対象者分又は3割負担対象者分に係る介護給付・予防給付の決定件数、決定単位数、費用額及び給付費の累計を①に準じて記入すること。なお、ここで報告する介護給付・予防給付は、法第43条第3項、第44条第6項、第45条第6項、及び第55条第3項、第56条第6項、第57条第6項で規定する「超える額」を除くものとする。

イ 地域密着型（介護予防）サービスについては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）に区分し、該当欄に要支援状態区分及び要介護状態区分別に記入すること。なお、「計」及び「合計」欄には、アに準じて記入すること。

ウ 施設サービスについては、「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」及び「介護療養型医療施設」に区分し、該当欄に要支援状態区分及び要介護状態区分別に記入すること。なお、「計」及び「合計」欄には、アに準じて記入すること。

エ 「総計」については、「訪問サービス」、「通所サービス」、「短期入所サービス」、「福祉用具・住宅改修サービス」、「特定施設入居者生活介護」、「介護予防支援・居宅介護支援」、「地域密着型（介護予防）サービス」、及び「施設介護サービス」の合計を記入すること。

オ 現物給付分については、居宅介護（介護予防）サービス、地域密着型（介護予防）サービス及び施設介護サービスの種類別に、「ア 件数」には当該年度各月における審査決定に基づいて介護給付費等請求額通知書に記載された件数、「イ 単位数」には同請求額通知書に記載の単位数、「ウ 費用額」には「イ 単位数」をもとに算出された介護費用の額（利用者負担を含む。）、「エ 給付費」には保険給付として支給した額（特定入所者介護（介護予防）サービス費、高額介護（介護予防）サービス費及び市町村特別給付分を含まない。）をそれぞれ累計で記入する。

償還払い分については、当該年度各月における保険者の支給決定に基づく件数、単位数、費用額及び給付費をそれぞれ累計で記入すること。「合計」については、「訪問サービス」、「通所サービス」、「短期入所サービス」、「福祉用具・住宅改修サービス」、「特定施設入居者生活介護」、「介護予防支援・居宅介護支援」、「地域密着型（介護予防）サービス」及び「施設介護サービス」の合計を記入すること。

② 「② 総数（再掲：第1号被保険者の2割負担対象者分）」には、当該年度における被保険者である者（当該年度中に転出、死亡等の事由で当該市町村の被保険者資格を喪失した者を含む。）のうち、法第49条の2又は第59条の2が適用される第1号被保険者の2割負担対象者分に係る介護給付・予防給付の件数、単位数、費用額及び給付費の累計を①に準じて記入すること。なお、ここで報告する介護給付・予防給付は、法第43条第3項、第44条第6項、第45条第6項、及び第55条第3項、第56条第6項、第57条第6項で規定する「超える額」を除くものとする。

③ 「② 第2号被保険者分(再掲)」には、当該年度における第2号被保険者である者(当該年度中に転出、死亡等の事由で当該市町村の第2号被保険者の被保険者資格を喪失した者を含む。「④ 第2号被保険者分(再掲：介護給付・予防給付の特例分)」について同じ。)に係る介護給付・予防給付の件数、単位数、費用額及び給付費の累計を①に準じて記入すること。

④ 「③ 総数(再掲：介護給付・予防給付の特例分)」には、法第50条第1項、第2項及び第3項並びに法第60条第1項、第2項及び第3項に規定する特別事情による特例給付について、当該年度における被保険者である者に係る当該特例給付の決定件数、決定単位数、費用額及び給付費(100分の90、100分の80又は100分の70を超えて支給した額)を①に準じて記入すること。

⑤ 「④ 第2号被保険者分(再掲：介護給付・介護予防給付の特例分)」には、法第50条第1項及び法第60条第1項に規定する特別事情による特例給付について、当該年度における第2号被保険者である者に係る当該特例給付の件数、単位数、費用額及び給付費の累計を①に準じて記入すること。

(同右)

(4) 「(3) - 1 高額介護(介護予防)サービス費」については、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第22条の2の2及び第29条の2の2の規定による高額介護予防サービス費について、件数及び給付費を記入すること。

ア 世帯合算による高額介護(介護予防)サービス費を給付した場合は、合算の対象となった各世帯員の給付費を算定し、「ア 利用者負担第四段階」「イ 利用者負担第三段階」「ウ 利用者負担第二段階」「エ 利用者負担第一段階」「オ 合計」のうち該当する区分の「世帯合算」欄に世帯員ごとの件数及び世帯員全員の給付費をそれぞれ計上すること。

イ 世帯合算によらず単独被保険者に対し高額介護(介護予防)サービス費を支給した場合は、「ア 利用者負担第四段階」「イ 利用者負担第三段階」「ウ 利用者負担第二段階」「エ 利用者負担第一段階」「オ 合計」のうち該当する区分の「その他」欄に件数、給付費の累計をそれぞれ記入すること。なお、「オ 合計」の「その他」欄については、それぞれアからエの合計を計上すること。

ウ 令第22条の2の2第10項及び第11項

③ 「③ 第2号被保険者分(再掲)」には、当該年度における第2号被保険者である者(当該年度中に転出、死亡等の事由で当該市町村の第2号被保険者の被保険者資格を喪失した者を含む。「④ 第2号被保険者分(再掲：介護給付・予防給付の特例分)」について同じ。)に係る介護給付・予防給付の件数、単位数、費用額及び給付費の累計を①に準じて記入すること。

④ 「④ 総数(再掲：介護給付・介護予防給付の特例分)」には、法第50条第1項及び第2項並びに及び法第60条第1項及び第2項に規定する特別事情による特例給付について、当該年度における被保険者である者に係る当該特例給付の件数、単位数、費用額及び給付費(100分の90又は100分の80を超えて支給した額)の累計を①に準じて記入すること。

⑤ 「⑤ 第2号被保険者分(再掲：介護給付・介護予防給付の特例分)」には、法第50条第1項及び法第60条第1項に規定する特別事情による特例給付について、当該年度における第2号被保険者である者に係る当該特例給付の件数、単位数、費用額及び給付費の累計を①に準じて記入すること。

(3) 「(2) 特定入所者介護(介護予防)サービス費(別掲)」については次のとおりとすること。

① 「①総数」には、当該年度における被保険者である者(当該年度中に転出、死亡等の事由で当該市町村の被保険者資格を喪失した者を含む。)に係る特定入所者介護(介護予防)サービス費の件数、給付費の累計を記入すること。

② 「②第2号被保険者分」には、当該年度における第2号被保険者である者に係る特定入所者介護(介護予防)サービス費について、①に準じて記入すること。

(4) 「(3) 高額介護(介護予防)サービス費」には、法第51条の規定による高額介護サービス費及び法第61条の規定による高額介護予防サービス費について、件数及び給付費を記入すること。(平成29年4月支出決定分から平成29年8月支出決定分)

ア 世帯合算による高額介護(介護予防)サービス費を支給した場合は、合算の対象となった各世帯員の給付費を算定し、「ア 利用者負担第五段階」「イ 利用者負担第四段階」「ウ 利用者負担第三段階」「エ 利用者負担第二段階」「オ 利用者負担第一段階」「カ 合計」のうち該当する区分の「世帯合算」欄に件数、給付費をそれぞれ計上すること。なお、「カ 合計」の「世帯合算」については、「件数」には世帯合算による給付件数、「給付費」には給付費の合計を計上すること。

イ 令第22条の2の2第10項及び第11項

並びに第29条の2の2第10項及び第11項の規定により特定公費負担給付から高額介護（介護予防）サービス費への振替支給（以下「公費振替分」という。）があった場合は、「イ利用者負担第四段階」の「その他」欄に件数、給付費を記入すること。なお、被保護者に係る分については、「オ利用者負担第一段階」の「その他」欄に件数、給付費を記入すること。また、公費振替分は償還払い分として扱うことに留意すること。

エ 「計」欄には、「世帯合算」と「その他」の合計を記入すること。

オ なお、「利用者負担第一段階」とは、利用者負担第一段階でかつその者の属する世帯全員が市町村民税非課税である者または被保護者または利用者負担上限額が15,000円であれば被保護者にならない者、「利用者負担第二段階」とは、その者の属する世帯全員が市町村民税非課税であってその合計所得金額と課税年金収入額が年間80万円以下である者、「利用者負担第三段階」とは、その者の属する世帯全員が市町村民税非課税であって利用者負担第二段階該当者以外の者または利用者負担上限額が24,600円であれば被保護者にならない者、「利用者負担第四段階」とは「利用者負担第一階段」、「利用者負担第二段階」、「利用者負担第三段階」のいずれにも該当しない者とする。

なお、世帯合算の場合で、

- ① 「利用者負担第一階段」に該当する世帯員と「利用者負担第三段階」に該当する世帯員がいる場合には、「利用者負担第三段階」に
- ② 「利用者負担第一階段」に該当する世帯員と「利用者負担第二段階」に該当する世帯員がいる場合には、「利用者負担第二段階」に
- ③ 「利用者負担第三段階」に該当する世帯員と「利用者負担第二段階」に該当する世帯員がいる場合には、「利用者負担第三段階」にそれぞれ記入すること。

(削除)

並びに第29条の2の2第10項及び第11項の規定により特定公費負担給付から高額介護（介護予防）サービス費への振替支給（以下「公費振替分」という。）があった場合は、「イ利用者負担第四段階」の「その他」欄に件数、給付費を記入すること。なお、被保護者に係る分については、「オ利用者負担第一段階」の「その他」欄に件数、給付費を記入すること。また、公費振替分は償還払い分として扱うことに留意すること。

エ 「計」欄には、「世帯合算」と「その他」の合計を記入すること。

オ なお、「利用者負担第一階段」とは、利用者負担第一段階でかつその者の属する世帯全員が市町村民税非課税である者または被保護者または利用者負担上限額が15,000円であれば被保護者にならない者、「利用者負担第二段階」とは、その者の属する世帯全員が市町村民税非課税であってその合計所得金額と課税年金収入額が年間80万円以下である者、「利用者負担第三段階」とは、その者の属する世帯全員が市町村民税非課税であって利用者負担第二段階該当者以外の者または利用者負担上限額が24,600円であれば被保護者にならない者、「利用者負担第五段階」とは、その者の属する世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がおり、かつ、世帯内の第1号被保険者の収入の合計額が520万円（世帯内の第1号被保険者が本人のみの場合は383万円）以上である者、「利用者負担第四段階」とは「利用者負担第一階段」、「利用者負担第二段階」、「利用者負担第三段階」、「利用者負担第五段階」のいずれにも該当しない者とする。

なお、世帯合算の場合で、

- ① 「利用者負担第一階段」に該当する世帯員と「利用者負担第三段階」に該当する世帯員がいる場合には、「利用者負担第三段階」に
- ② 「利用者負担第一階段」に該当する世帯員と「利用者負担第二段階」に該当する世帯員がいる場合には、「利用者負担第二段階」に
- ③ 「利用者負担第三段階」に該当する世帯員と「利用者負担第二段階」に該当する世帯員がいる場合には、「利用者負担第三段階」にそれぞれ記入すること。

(5) 「(3) 高額介護（介護予防）サービス費」には、法第51条の規定による高額介護サービス費及び法第61条の規定による高額介護予防サービス費について、件数及び給付費を記入すること。（平成29年9月支出決定分から平成30年3月支出決定分）

ア 世帯合算による高額介護（介護予防）サービス費を支給した場合は、合算の対象となった各世帯員の給付費を算定し、「ア利用者負担第四段階」「イ利用者負担第三段階」「ウ利用者負担第二段階」「エ利用者負担第一階段」「オ合計」のうち該当する区分の「世帯合算」欄に件数、給付費をそれぞれ計上すること。なお、「オ合計」の「世帯合算」については、「件数」には世帯合算による給付件数、「給付費」には給付費の合計を計上すること。

イ 令第22条の2の2第10項及び第11項並びに第29条の2の2第10項及び第11項

<p>(削除)</p> <p>(5) 「(3) - 2 高額介護(介護予防)サービス費(年間上限)」については、令附則第21条及び附則第22条の規定による高額介護予防サービス費について、件数及び給付費を記入すること。</p> <p>(6) 「(4) 高額医療合算介護(介護予防)サービス費」には、法第51条の2に規定する高額医療合算介護サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費について、件数及び給付費を記入すること。(平成30年4月支出決定分から平成30年8月支出決定分)</p> <p>(同右)</p>	<p>の規定により特定公費負担給付から高額介護(介護予防)サービス費への振替支給(以下「公費振替分」という。)があった場合は、「イ 利用者負担第三段階」の「その他」欄に件数、給付費を記入すること。なお、被保護者に係る分については、「エ 利用者負担第一段階」の「その他」欄に件数、給付費を記入すること。また、公費振替分は償還払い分として扱うことに留意すること。</p> <p>ウ 「計」欄には、「世帯合算」と「その他」の合計を記入すること。</p> <p>エ なお、「利用者負担第一段階」とは、利用者負担第一段階でかつその者の属する世帯全員が市町村民税非課税である者または被保護者または利用者負担上限額が15,000円であれば被保護者にならない者、「利用者負担第二段階」とは、その者の属する世帯全員が市町村民税非課税であってその合計所得金額と課税年金収入額が年間80万円以下である者、「利用者負担第三段階」とは、その者の属する世帯全員が市町村民税非課税であって利用者負担第2段階該当者以外の者または利用者負担上限額が24,600円であれば被保護者にならない者、「利用者負担第五段階」とは、その者の属する世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がおり、かつ、世帯内の第1号被保険者の収入の合計額が520万円(世帯内の第1号被保険者が本人のみの場合は383万円)以上である者、「利用者負担第四段階」とは「利用者負担第一段階」、「利用者負担第二段階」、「利用者負担第三段階」、のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>なお、世帯合算の場合で、</p> <p>① 「利用者負担第一段階」に該当する世帯員と「利用者負担第三段階」に該当する世帯員がいる場合には、「利用者負担第三段階」に</p> <p>② 「利用者負担第一段階」に該当する世帯員と「利用者負担第二段階」に該当する世帯員がいる場合には、「利用者負担第二段階」に</p> <p>③ 「利用者負担第三段階」に該当する世帯員と「利用者負担第二段階」に該当する世帯員がいる場合には、「利用者負担第三段階」にそれぞれ記入すること。</p> <p>(6) 「(4) 高額医療合算介護(介護予防)サービス費」には、法第51条の2に規定する高額医療合算介護サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費について、件数及び給付費を記入すること。</p> <p>① 件数及び給付費は、医療保険における所得区分ごとに「ア 現役並み所得者(上位所得者)」、「イ 一般」、「ウ 低所得者Ⅱ」、「エ 低所得者Ⅰ」欄にそれぞれ記入すること。「合計」欄には、件数及び給付費のア～エの所得区分別の合計をそれぞれ記入すること。</p> <p>② 70歳未満で医療保険の所得区分が令第22条の3第6項第1号ロ及びハ並びに同項第2号ロ及びハに該当する者がいる世帯への支給があった場合は、所得区分の「ア 現役並み所得者</p>
--	--

<p>(同右)</p>	<p>(上位所得者)」欄に記入すること。</p> <p>③ 70歳未満で医療保険の所得区分が令第22条の3第6項第1号イ及びニ並びに同項第2号イ及びニに該当する者がいる世帯への支給があった場合は、所得区分の「イ 一般」欄に記入すること。</p> <p>④ 70歳未満で医療保険の所得区分が令第22条の3第6項第1号ホ及び同項第2号ホに該当する者がいる世帯への支給があった場合は、所得区分の「ウ 低所得者Ⅱ」欄に記入すること。</p>
<p>(7)「(4)高額医療合算介護(介護予防)サービス費」には、法第51条の2に規定する高額医療合算介護サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費について、件数及び給付費を記入すること。(平成30年9月支出決定分から平成31年3月支出決定分)</p> <p>① 件数及び給付費は、医療保険における所得区分ごとに「(ア)現役並み所得者(上位所得者)(再掲:現役並み所得者Ⅲ)」、「(イ)現役並み所得者(上位所得者)(再掲:現役並み所得者Ⅱ)」、「(ウ)現役並み所得者(上位所得者)(再掲:現役並み所得者Ⅰ)」、「イ 一般」、「ウ 低所得者Ⅱ」、「エ 低所得者Ⅰ」欄にそれぞれ記入すること。「合計」欄には、件数及び給付費のア～エの所得区分別の合計をそれぞれ記入すること。</p> <p>② 「ア 現役並み所得者(上位所得者)(総数)」には、「(ア)現役並み所得者(上位所得者)(再掲:現役並み所得者Ⅲ)」、「(イ)現役並み所得者(上位所得者)(再掲:現役並み所得者Ⅱ)」、「(ウ)現役並み所得者(上位所得者)(再掲:現役並み所得者Ⅰ)」それぞれの合計額を記入すること。</p> <p>③ 医療保険の所得区分が基準日において令第22条の3第6項第1号ロ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同条第7項第1号ロ又は同項第2号ロに該当する者がいる世帯への支給があった場合は、所得区分の「(ア)現役並み所得者(上位所得者)(再掲:現役並み所得者Ⅲ)」欄に記入すること。</p> <p>④ 医療保険の所得区分が基準日において令第22条の3第6項第1号ハ、同項第2号ハ、同項第3号ハ、同条第7項第1号ハ又は同項第2号ハに該当する者がいる世帯への支給があった場合は、所得区分の「(イ)現役並み所得者(上位所得者)(再掲:現役並み所得者Ⅱ)」欄に記入すること。</p> <p>⑤ 医療保険の所得区分が基準日において令第22条の3第6項第1号イ、同項第2号イ、同項第3号イ、同条第7項第1号イ又は同項第2号イに該当する者がいる世帯への支給があった場合は、所得区分の「(ウ)現役並み所得者(上位所得者)(再掲:現役並み所得者Ⅰ)」欄に記入すること。</p> <p>⑥ 医療保険の所得区分が基準日において令第22条の3第6項第1号ニ、同項第2号ニ、同項第3号ニ、同条第7項第1号ニ又は同項第2号ニに該当する者がいる世帯への支給があった場合は、所得区分の「イ 一般」欄に記入すること。</p> <p>⑦ 医療保険の所得区分が基準日において令第22条の3第6項第1号ホ、同項第2号ホ、同項第3号ホ、同号へ(計算期間において、当該基準日</p>	

被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合に限る)、同条第7項第1号ホ、同号へ(計算期間において、当該基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合に限る)、同項第2号ホ又は同号へ(計算期間において、当該基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合に限る)に該当する者がいる世帯への支給があった場合は、所得区分の「ウ 低所得者Ⅱ」欄に記入すること。

⑧ 医療保険の所得区分が基準日において令第2条の3第6項第3号へ(計算期間において、当該基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合を除く)、同条第7項第1号へ(計算期間において、当該基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合を除く)、同項第2号へ(計算期間において、当該基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合を除く)に該当する者がいる世帯への支給があった場合は、所得区分の「ウ 低所得者Ⅰ」欄に記入すること。

(7) 「(5) 市町村特別給付」については、次のとおりとすること。

(同右)

(7) 「市町村特別給付」については、次のとおりとすること。

- ① 当該年度において、市町村が条例で定めるところにより市町村特別給付を実施している場合は、実施している給付の種類ごとに、その件数、費用額、給付費の累計をそれぞれ「① 件数」、「② 費用額」、「③ 給付費」に、要介護状態区分別に記入すること。なお、「種類」欄に例示している給付以外の給付については、「種類」欄の「その他」に件数、費用額及び給付費の累計をまとめて記入すること。
- ② 「合計」欄には当該市町村が実施している給付についての合計を記入し、「計」欄には、要支援・要介護状態区分別の合計を記入すること。

3. 保険料収納状況(様式3)

(1) 「調定額累計」欄には、保険料として調定した額を記入すること。

- ① 「現年度分」には、当該年度末までに当該年度分の保険料として賦課した調定額(前年度以前の保険料として当該年度に賦課したものを含む。)を記入すること。
- ② 「滞納繰越分」には、前年度以前に調定された滞納保険料のうち、当該年度に繰り越された滞納繰越分を記入すること。

(2) 「収納額累計」欄には、当該年度分として収納した保険料の累計額(出納閉鎖時までに収納した額を含む。)を「現年度分」、「滞納繰越分」に区分して記入すること。なお、当該年度に収納した保険料のうち過誤納付がある場合には、その額を「収納額

(同右)

累計」から控除すること。

- (3)「還付未済額(別掲)」欄には、過誤納付に係る還付金の未済額を「現年度分」、「滞納繰越分」に区分して記入すること。なお、年金保険者に返納するもの及び未確定の還付金についても、当該欄に記入すること。
- (4)「不納欠損額」欄には、当該年度に不納欠損処分を行った累計額を記入すること。
- (5)「未収額」欄には、「調定額累計」から「収納額累計」及び「不納欠損額」を控除した額を記入すること。
- (6)「減免額(別掲)」には、市町村の条例に定める地震、風水害、火災等の災害等を要件に保険料が減免されている額の累計について別掲すること。
- (7)「特別徴収」には、法第131条の規定による特別徴収による保険料の累計額について記入し、「普通徴収」には、同条の規定による普通徴収による保険料の累計額について記入すること。
- (8)「計」には、「特別徴収」と「普通徴収」の合計を記入することとし、「合計」には、「現年度分」と「滞納繰越分」の合計を記入すること。

4. 保険給付支払状況(様式3)

- (1)「介護サービス等諸費」には、法第41条から42条の3まで及び第44条から第50条までに規定する介護給付について、「介護予防サービス等諸費」には、法第53条から54条の3まで及び第56条から第60条までに規定する予防給付について、「高額介護サービス等費」には、法第51条に規定する高額介護サービス費及び法第61条に規定する高額介護予防サービス費について、「高額医療合算介護サービス等費」には、法第51条の2に規定する高額医療合算介護サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費について、「特定入所者介護サービス等費」には、法第51条の3、第51条の4、第61条の3及び第61条の4に規定する特定入所者介護サービス費等について、「その他の保険給付費」には、当該市町村の条例で定める市町村特別給付について、それぞれ記入すること。
- (2)「支払義務額累計」欄については、当該年度分として支出決定のあった給付額の累計額を記入すること。なお、法第21条第1項の規定による第三者行為に伴う損害賠償金(以下「損害賠償金」という。)、法第22条第1項及び第2項の規定による不正利得に伴う徴収金又は法第22条3項の規定による不正利得に伴う返還金(以下「徴収金」という。)及び過誤払いの保険給付等不当利得に伴う返還金(以下「返還金」という。)の歳入調定額がある場合は、その額を支払義務額から控除すること。
- (3)「支払済額累計」欄については、当該年度分として出納閉鎖時までの支払済累計額を記入すること。なお、当該年度に支払った保険給付に係る返還金が戻入された場合は、その額を支払済額から控除すること。
- (4)「徴収金等累計」欄については、徴収金、損害賠償金及び前年度以前に支出決定した保険給付に係る返還金の歳入調定額の当該年度末までの累計額を記入すること。
- (5)「戻入未済額累計」欄については、当該年度に支給決定した保険給付に係る返還金であって、出納

(同右)

閉鎖時までに入金が済んでいない累計額を記入すること。

- (6) 「未払額」欄については、「支払義務額累計」から「支払済額累計」を控除し、「徴収金等累計」及び「戻入未済額累計」を加えた額を記入すること。「計」には、各区分の合計額を記入すること。

5. 介護保険特別会計経理状況（様式4から様式4の3）

- (1) 介護保険特別会計の経理状況については、当該年度の決算額を報告すること。
- (2) 「(1) 保険事業勘定」の「(歳入)」の「国庫支出金」欄の介護給付費負担金、「都道府県支出金」欄の都道府県負担金等については、精算前の額（翌年度に返還する額を含んだ実際の受入額）を記入すること。また、翌年度分と相殺する予定のものについては、相殺前の額を記入すること。
- (3) 「(1) 保険事業勘定」の「(歳入)」の「繰入金」欄には、介護給付及び予防給付に要する費用について保険者が100分の12.5を負担する額、介護給付費準備基金の取り崩し額、職員給与や認定費用等総務費に充てるため一般会計から繰り入れた額等の精算前の額を記入すること。
- (4) 翌年度への繰越金（歳入・歳出の差引額）については、欄外の「歳入歳出差引残額」へ記入すること。なお、翌年度分と相殺する予定のものについては、相殺前の額を含めて記入すること。また、「歳入歳出差引残額」のうち、「国庫支出金」の介護給付費負担金及び「都道府県支出金」の都道府県負担金等のうち返還する額等を除いた基金への積み立て予定額は「うち基金繰入額」へ記入すること。
- (5) 「介護給付費準備基金保有額」欄については、3月31日時点（当該年度の決算額）の介護給付費準備基金の保有額を記入すること。
- (6) 「(2) 介護サービス事業勘定」の該当が無い場合には、保険者名と保険者番号のみを記入して報告すること。
- (7) 「(3) 介護給付費負担金精算額等」については、「ア 前年度以前」の「歳入（精算交付額）」欄には前年度以前に係る介護給付費負担金等で当該年度において受け入れた額を、「歳出（返還額）」欄には前年度以前に係る介護給付費負担金等で当該年度において返還を行った額を、また「イ 今年度」の「歳入（精算交付予定額）」欄には当該年度に係る介護給付費負担金等で次年度に受け入れする額（予定額）を、「歳出（返還予定額）」欄には当該年度に係る介護給付費負担金等で次年度に返還する額（予定額）を記入すること。

6. その他

- (1) 各様式の「(平成 年度)」欄には、当該年度を記入すること。
- (2) 各様式の「保険者番号」欄、「保険者名」欄には、当該市町村の保険者番号（都道府県番号及び市町村番号の5桁を記入するものとし、末尾のチェックデジットは記入しない。）、保険者名をそれぞれ記入すること。
- (3) 年度途中で保険者の合併等（広域連合や一部事務組合の結成を含む。）が行われた場合は、合併後存続（新設）の保険者が合併によって廃止された保険者の分を併せて報告すること。

事務連絡
平成31年1月10日

各都道府県 } 衛生主管部（局）
障害保健福祉主管部（局）
介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部
企画課
障害福祉課

厚生労働省老健局
介護保険計画課

（公財）ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について（依頼）

（公財）ひかり協会が行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「（公財）ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼）」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）により御協力をお願いしているところではありますが、事件発生から63年の歳月が経過し、被害者の高齢化が進むなか、適切なサービスが65歳以降にも提供されるかという点について、多くの被害者が不安を抱えております。

このため、現在、（公財）ひかり協会においては、障害のある被害者に対して、これまで障害福祉サービスを利用していた被害者が65歳以降も量・内容ともに同様のサービスを受けられるよう関連する通知の周知や要介護認定等申請を促すなどの相談活動を行っているところです。

一方で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等については、その運用に関して個々の実態に即したものとなっていない等の声も寄せられています。

つきましては、こうした状況を踏まえ、障害のある被害者や（公財）ひかり協会から相談があった場合には、別添の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」（平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（平成27年2月18日付け事務連絡）に基づき、市町村において、障害者総合支援法に基づく介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、障害保健福祉部局と介護保険部局とが連携し、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害者総合支援法に基づく介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努めていただくようお願いいたします。また、障害のある被害者への支援の必要性や本人の意向を踏まえて、個々の実態に即した支給決定がなされるよう、市町村等の関係行政機関と緊密な連絡調整を図るとともに、管内市町村あて周知徹底いただくようお願いいたします。

障企発第0328002号
障障発第0328002号
平成19年3月28日
一部改正
障企発0928第2号
障障発0928第2号
平成23年9月28日
一部改正
障企発0330第4号
障障発0330第11号
平成24年3月30日
一部改正
障企発0329第5号
障障発0329第9号
平成25年3月29日
一部改正
障企発0331第2号
障障発0331第2号
平成26年3月31日
一部改正
障企発0331第1号
障障発0331第5号
平成27年3月31日
一部改正

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課長
障害福祉課長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）に基づく自立支援給付（以下「自立支援給付」という。）については、法第7条の他の法令による給付又は事業との調整規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付又は地域支援事業が優先されることとなる。このうち、介護給付費等（法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の支給決定及び補装具費の支給に係る認定を行う際の介護保険制度との適用関係等についての考え方は次のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体及び関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

本通知の施行に伴い、平成12年3月24日障企第16号・障障第8号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知「介護保険制度と障害者施策との適用関係等について」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

1. 自立支援給付と介護保険制度との適用関係等の基本的な考え方について

(1) 介護保険の被保険者とならない者について

障害者についても、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、原則として介護保険の被保険者となる。

ただし、次の①及び②に掲げる者並びに③～⑪の施設に入所又は入院している者については、①～⑪に掲げる施設（以下「介護保険適用除外施設」という。）から介護保険法の規定によるサービス（以下「介護保険サービス」という。）に相当する介護サービスが提供されていること、当該施設に長期に継続して入所又は入院している実態があること等の理由から、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第11条及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第170条の規定により、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。

なお、介護保険適用除外施設を退所又は退院すれば介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受ければ、これに応じた介護保険施設に入所（要介護認定を受けた場合に限る。）し、又は在宅で介護保険サービスを利用することができる。

- ① 法第19条第1項の規定による支給決定（以下「支給決定」という。）（法第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第11項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）に係るものに限る。）を受けて同法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者
- ② 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の規定により法第5条第12項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。以下「障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者
- ③ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- ④ 児童福祉法第6条の2第3項の厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）
- ⑤ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法

律第167号) 第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

- ⑥ 国立及び国立以外のハンセン病療養所
- ⑦ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項第1号に規定する救護施設
- ⑧ 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設(同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するものに限る。)
- ⑨ 障害者支援施設(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第16条第1項第2号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。)
- ⑩ 指定障害者支援施設(支給決定(生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。))を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。)
- ⑪ 法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者であって、障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第2条の3に規定する施設(法第5条第6項に規定する療養介護を行うものに限る。)

(2) 介護給付費等と介護保険制度との適用関係

介護保険の被保険者である65歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態となった場合(40歳以上65歳未満の者の場合は、その要介護状態又は要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合)には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができる。また、一定の条件を満たした場合には、地域支援事業を利用することができる。

その際、自立支援給付については、法第7条の他の法令による給付又は事業との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付又は地域支援事業が優先されることとなるが、介護給付費等の支給決定を行う際の介護保険制度との適用関係の基本的な考え方は以下のとおりであるので、市町村は、介護保険の被保険者(受給者)である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に

係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を受け、又は利用することが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

① 優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付又は地域支援事業は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付並びに第一号事業とされている（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第2条）。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。

② 介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を優先して受け、又は利用することとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

なお、その際には、従前のサービスに加え、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについても、その実施の有無、当該障害者の利用の可否等について確認するよう留意する必要がある。

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援

護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

③ 具体的な運用

②により、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない又は地域支援事業が利用することができない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。

イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合（当該事情が解消するまでの間に限る。）。

ウ 介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合（介護給付費に係るサービスについては、必要な障害支援区分が認定された場合に限る。）。

（３）補装具費と介護保険制度との適用関係

補装具費の支給認定を行う際の介護保険制度との適用関係についても、基本的な考え方は（２）の①及び②と同様であるが、具体的には以下のとおりである。介護保険で貸与される福祉用具としては、補装具と同様の品目（車いす、歩行器、歩行補助つえ）が含まれているところであり、それらの品目は介護保険法に規定する保険給付が優先される。ただし、車いす

等保険給付として貸与されるこれらの品目は標準的な既製品の中から選択することになるため、医師や身体障害者更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については、これらの品目については、法に基づく補装具費として支給して差し支えない。

2. その他

- (1) 介護保険サービスが利用可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を申請していない場合等は、介護保険サービスの利用が優先される旨を説明し、申請を行うよう、周知徹底を図られたい。
- (2) 平成18年3月31日以前の身体障害者福祉法等による日常生活用具の給付・貸与事業において、介護保険による福祉用具の対象となる品目については、介護保険法の規定による貸与や購入費の支給を優先して行うこととされていたところであるが、法における地域生活支援事業については自立支援給付とは異なり、地域の実情に応じて行われるものであり、法令上、給付調整に関する規定は適用がないものである。しかしながら、日常生活用具に係る従来の取り扱いや本通知の趣旨を踏まえ、地域生活支援事業に係る補助金の効率的な執行の観点も考慮しつつ、その適切な運用に努められたい。

事 務 連 絡
平成 27 年 2 月 18 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 障害保健福祉部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課
障害福祉課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について

標記については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成 19 年 3 月 28 日障企発第 0328002 号・障障発第 0328002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知。以下「適用関係通知」という。）でお示しするとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知しているところである。

しかしながら、その運用に関して障害者の個々の実態に即したものとなっていない等の声も寄せられていることを踏まえ、各市町村における具体的な運用等についての実態調査を実施したところである。

本調査結果は別添のとおりであるが、自立支援給付と介護保険制度との適用関係に係る留意事項を下記のとおりまとめたので、御了知の上、管内市町村、関係機関に周知徹底いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いしたい。

なお、本事務連絡については、老健局とも協議済みであることを念のため申し添える。介護保険担当課室へも本事務連絡を情報提供し、適宜、連携を図るようお願いしたい。

記

1. 介護給付費等と介護保険制度との適用関係について

(1) 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの特定について

適用関係通知において、市町村は、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、適切に判断することとしているが、改めて各市町村においては、適切な運用をお願いしたい。

(2) 具体的な運用について

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能であることとしている。市町村においては、当該介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。

また、障害福祉サービス利用者が要介護認定等を受けた結果、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の範囲内では、利用可能なサービス量が減少することも考えられる。しかし、介護保険利用前に必要とされていたサービス量が、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。

2. 介護保険制度の円滑な利用に当たっての留意点

(1) 障害福祉サービス利用者への介護保険制度の案内について

要介護認定等の申請は、申請に係る者の状態について大きな変更が生ずることが見込まれないということから、65歳到達日（誕生日の前日）、特定疾病に該当する者の40歳到達日（誕生日の前日）又は適用除外施設退所日（以下「65歳到達日等」という。）の3か月前以内に

要介護認定等申請を受理し、65歳到達日等に認定することを運用上の対応として可能としている。

そのため、障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間を考慮して65歳到達日等前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うこと。

その際には、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員から、又は、(3)にお示しする相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。

(2) 障害福祉サービス利用者等に対する介護保険制度との併給が可能な旨の案内について

介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を障害福祉サービス利用者にも与えることのないよう、適用関係通知(2)②の場合や③の場合については介護給付費等の支給が可能な旨、利用者及び関係者へ適切に案内を行うこと。

(3) 指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との連携について

障害福祉サービス利用者が介護保険サービスを利用するに当たっては、障害者が適切なサービスを受けられるよう

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)における指定特定相談支援事業所の相談支援専門員がモニタリングを通じて、必要な介護保険サービスを円滑に利用できるよう利用者に対し、介護保険制度に関する案内を行うことや、介護保険サービスの利用に際しては、本人に了解の上、利用する指定居宅介護支援事業者等に対し、利用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等サービス等利用計画に記載されている情報を提供するよう適切に引継ぎを行うこと
- ・ 介護保険サービス利用開始後も引き続き障害福祉サービスを利用する場合は、サービス担当者会議等を活用して相談支援専門員と介護支援専門員が随時情報共有を図ること

等必要な案内や連携を行うこと等の周知をお願いしたい。

※なお、ここでいう「指定居宅介護支援事業者等」とは、小規模多機能型居宅介護や介護老人福祉施設のように、人員配置基準において

介護支援専門員の配置が義務づけられている事業者を含むものである。

3. 要介護認定等の申請について

介護保険の被保険者である障害者については、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付を受けることが可能か否か等について判断するためにも、障害者の生活に急激な変化が生じないように配慮しつつ、まずは、要介護認定等申請を行っていただいた上で介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当である。

したがって、要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけること。

4. 指定障害者支援施設等入所者の要介護認定等について

介護保険適用除外施設である指定障害者支援施設等入所者は、介護保険サービスに相当する介護サービスが提供されていること等の理由から、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。一方で、個々の事情に応じて介護保険適用除外施設を退所又は退院することもあり得るが、その場合には介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定等を受けることにより、これに応じた介護保険サービスを利用することが可能となる。


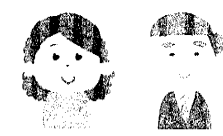
この点、例えば、介護保険適用除外施設からの退所者が介護老人福祉施設等へ入所しようとする場合には、通常、一定の期間を要することから、指定障害者支援施設等の退所日と要介護認定申請の時期の兼ね合いで必要な手続きや調整が円滑に行われにくいという指摘があるが、介護保険サービスの利用を円滑に進めるために、関係者間での密な情報共有や連携を図ることにより、柔軟に対応願いたい。

介護を社会で支え合い、老後の不安を軽減しましょう

介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行、介護離職問題などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的として2000年に創設されました。現在では、約632万人の方が利用し、介護を必要とする高齢者を支える制度として定着しています。介護保険への加入は40歳以上とし、40歳から64歳の方については、ご自身も老化に起因する疾病により介護が必要となる可能性が高くなることに加えて、ご自身の親が高齢となり介護が必要となる状態になる可能性が高まる時期であり、また老後の不安の原因である介護を社会全体で支えるためにも、保険料をご負担いただいています。

介護保険の加入者（被保険者）

介護保険の被保険者は、65歳以上の方（第1号被保険者）と、40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）に分けられます。第1号被保険者は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。また、第2号被保険者は、加齢に伴う疾病（特定疾病※）が原因で要介護（要支援）認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。

	65歳以上の方（第1号被保険者）	40歳から64歳の方（第2号被保険者）
対象者	65歳以上の方 	40歳以上65歳未満の健保組合、全国健康保険協会、市町村国保などの医療保険加入者 (40歳になれば自動的に資格を取得し、65歳になるときに自動的に第1号被保険者に切り替わります。) 
受給要件	・要介護状態 ・要支援状態	・要介護（要支援）状態が、老化に起因する疾病（特定疾病※）による場合に限定。
保険料の徴収方法	・市町村と特別区が徴収（原則、年金からの天引き） ・65歳になった月から徴収開始	・医療保険料と一体的に徴収（健康保険加入者は、原則、事業主が1/2を負担） ・40歳になった月から徴収開始

※ 特定疾病とは

1 がん（末期）	9 脊柱管狭窄症
2 関節リウマチ	10 早老症
3 筋萎縮性側索硬化症	11 多系統萎縮症
4 後縦靭帯骨化症	12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
5 骨折を伴う骨粗鬆症	13 脳血管疾患
6 初老期における認知症	14 閉塞性動脈硬化症
7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病	15 慢性閉塞性肺疾患
8 脊髄小脳変性症	16 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

第2号被保険者の介護保険料

1. 健康保険に加入している方の第2号保険料

健康保険に加入する第2号被保険者が負担する介護保険料は、健康保険の保険料と一体的に徴収されます。なお、介護保険料は医療保険料と同様に、原則、被保険者と事業主で1/2ずつ負担します。

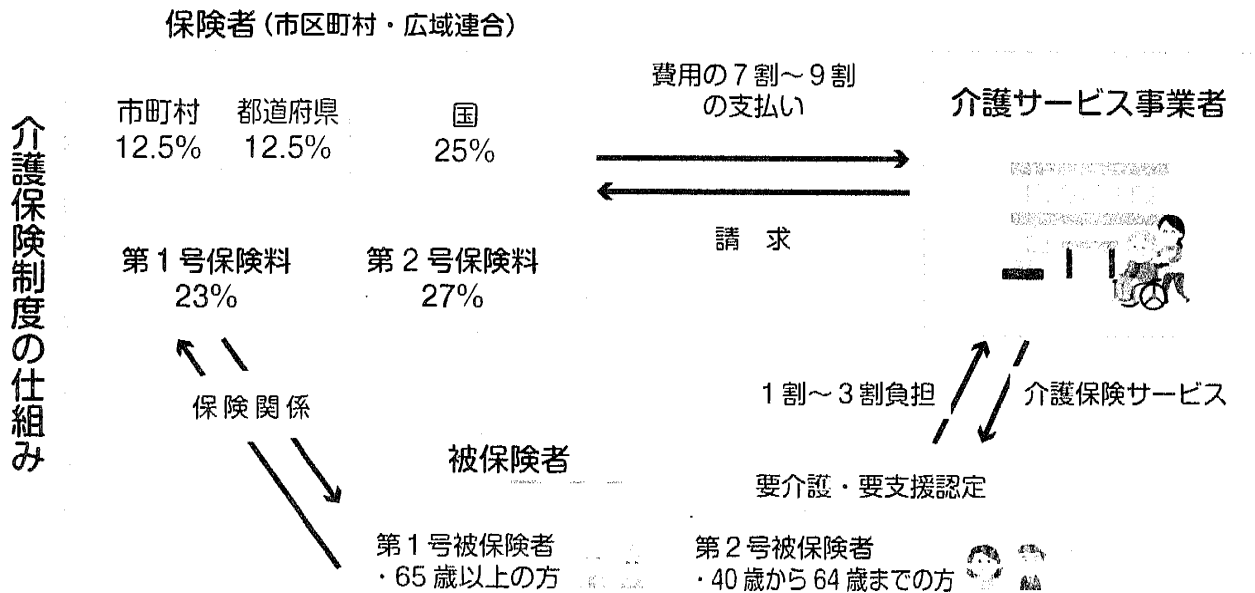
2. 国民健康保険に加入している方の第2号保険料

国民健康保険に加入している第2号被保険者が負担する介護保険料については、国民健康保険の保険料と一体的に徴収されます。

介護保険の運営主体（保険者）と財政

介護保険の保険者とは、市町村と特別区（広域連合を設置している場合は広域連合）になります。

介護保険者は、介護サービス費用の7割～9割を給付するとともに、第1号被保険者の保険料を徴収し、介護保険財政を運営しています。財源は公費5割、保険料5割（現在、第1号保険料23%、第2号保険料27%）とされています。



ご利用できる主な介護サービスについて（詳しくは、お住まいの市区町村や地域包括支援センターにお問い合わせください）

<p>訪問介護</p>	<p>訪問介護員（ホームヘルパー）が、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービスです。</p>	<p>短期入所生活介護（ショートステイ）</p>	<p>施設などに短期間宿泊して、食事や入浴などの支援や、心身の機能を維持・向上するための機能訓練の支援などを行うサービスです。家族の介護負担軽減を図ることができます。</p>
<p>訪問看護</p>	<p>自宅で療養生活が送れるよう、看護師等が清潔ケアや排せつケアなどの日常生活の援助や、医師の指示のもと必要な医療の提供を行うサービスです。</p>	<p>特定施設入居者生活介護</p>	<p>有料老人ホームなどに入居している高齢者が、日常生活上の支援や介護サービスを利用できます。</p>
<p>福祉用具貸与</p>	<p>日常生活や介護に役立つ福祉用具（車いす、ベッドなど）のレンタルができるサービスです。</p>	<p>特別養護老人ホーム</p>	<p>常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの介護を一体的に提供します。（※原則要介護3以上の方が対象）</p>
<p>通所介護（デイサービス）</p>	<p>食事や入浴などの支援や、心身の機能を維持・向上するための機能訓練、口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。</p>	<p>通所リハビリテーション（デイケア）</p>	<p>利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心に、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせる日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。</p>
<p>通所リハビリテーション（デイケア）</p>	<p>施設や病院などにおいて、日常生活の自立を助けるために理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などがリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。</p>		<p>定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供するサービスです。訪問介護員だけでなく看護師なども連携しているため、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることもできます。</p>

ご自身やご家族に介護が必要になった場合、介護サービスを利用するには要介護（要支援）認定を受けることが必要です。具体的な手続きの流れは以下のようになります。

介護サービスの利用を希望する方は、市区町村の窓口で「要介護（要支援）認定」の申請をします（地域包括支援センター（下記参照）などで手続きを代行している場合があります）。また、申請の際、第1号被保険者は「介護保険の被保険者証」、第2号被保険者は、「医療保険の被保険者証」が必要です。

■認定調査・主治医意見書

市区町村の職員などの認定調査員がご自宅を訪問し、心身の状況について本人やご家族から聞き取りなどの調査を行います。調査の内容は全国共通です。また、市区町村から直接、主治医（かかりつけ医）に医学的見地から、心身の状況について意見書を作成してもらいます（市区町村から直接依頼）。

■審査・判定

認定調査の結果と主治医の意見書をもとに、保険・福祉・医療の学識経験者による「介護認定審査会」で審査し、どのくらいの介護が必要か判定します。要介護度は要介護1～5または要支援1、2のいずれかとなります。

また、第2号被保険者は、要介護（要支援）状態に該当し、その状態が「特定疾病（P1参照）」によって生じた場合に認定されます。

原則として申請から30日以内に、市区町村から認定結果が通知されます。

要介護1～5と認定された方は、在宅で介護サービスを利用する場合、居宅介護支援事業者と契約し、その事業者のケアマネジャーに依頼して、利用するサービスを決め、介護サービス計画（ケアプラン）を作成してもらいます。施設へ入所を希望する場合は、希望する施設に直接申し込みます。要支援1・2と認定された方は、地域包括支援センター（下記参照）で担当職員が介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成します。

サービス事業者に「介護保険被保険者証」と「介護保険負担割合証」を提示して、ケアプランに基づいた居宅サービスや施設サービスを利用します。ケアプランに基づいた利用者負担は、費用の1割～3割※です。

※65歳以上の第1号被保険者については、合計所得金額160万円以上の所得を有する方は原則2割負担、220万円以上の所得を有する方は原則3割負担となります。（第2号被保険者は、所得に関わらず1割負担）

1. 地域の人々の健康、安心、暮らしを支援します

地域の高齢者が健康で安心して暮らせるように、保健・医療・福祉の面から総合的に支援するための機関です。市区町村や、市区町村が委託する組織により公的に運営されており、市区町村に1つ以上設置されています。

介護についての不安や悩みについて、安心して相談することができ、相談・支援は無料です。市区町村のホームページなどで、お住まいの地域の地域包括支援センターをご確認ください。（地域によっては、地域包括支援センターの名称が異なる場合があります）

2. 高齢の家族の生活に関することや介護のこと、仕事との両立の悩みなど幅広く対応しています

地域包括支援センターには、医療、福祉、介護の専門家である保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどのスタッフがいます。得意分野を生かして連携を取りながら、相談の内容に応じて、制度の概要の説明や相談窓口の紹介など、具体的な解決策の提案をします。また、必要であれば介護サービスや、さまざまな支援が受けられるよう、手続きを手伝ってくれます。

地域の高齢者の健康づくりや高齢者の権利を守ること、暮らしやすい地域づくりなども地域包括支援センターの役割です。

※ご自身やご家族の介護のことで不安なことがあれば、迷わずお住まいの市区町村の地域包括支援センターにご相談ください。



介護離職ゼロを目指して

現在、介護を理由として離職する方が毎年約 10 万人いると言われています。
政府としては、一億総活躍社会を実現するため、必要な介護サービスの確保を図るとともに、働く環境の改善や、家族への支援を行うことで、2020 年代初頭までに、介護離職者をなくすことを目指しています。

介護休業・介護休暇等の制度

育児・介護休業法で定められた制度について一部紹介します。法律の詳細は「育児・介護休業法のあらまし」(詳細は「主な参照先 URL」欄に記載)を参照するか、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にご相談ください。また勤務先の制度については勤務先の人事・総務担当に相談してください。

1. 介護休業制度

介護が必要な家族 1 人について、通算して 93 日まで、3 回を上限として分割して休業できる制度で、労働者から会社に申し出ることによって利用できます。

また、介護休業期間中は、要件を満たせば雇用保険から休業前の賃金の 67%がハローワークから支給されます(介護休業給付金)。

2. 介護休暇制度

介護が必要な家族 1 人につき、1 年度に 5 日まで、対象家族が 2 人以上の場合は 1 年度に 10 日まで、介護休業や年次有給休暇とは別に 1 日単位または半日(所定労働時間の 2 分の 1)単位で休暇を取得でき、労働者から会社に申し出ることによって利用できます。

3. 介護のための短時間勤務等の制度

事業主は以下の a~d のいずれかの制度(介護が必要な家族 1 人につき利用開始から 3 年間で 2 回以上の利用が可能な制度)を作らなければならないことになっています。

- a **短時間勤務の制度** : 日単位、週単位、月単位などで勤務時間や勤務日数の短縮を行う制度です。
- b **フレックスタイム制度** : 1 か月以内の一定の期間の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で各自の始業・終業時刻を自分で決めて働く制度です。
- c **時差出勤の制度** : 1 日の労働時間は変えずに、所定の始業時刻と終業時刻を早めたり、遅くしたりする制度です。
- d **労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度**

4. 介護のための所定外労働の制限(残業免除の制度)

介護終了まで利用できる残業免除の制度で、労働者から会社に申し出ることによって利用できます。

お問い合わせ先

- ・市区町村の介護保険担当課：介護に関する全般的な相談や介護保険を利用する場合の手続きなど
- ・地域包括支援センター：高齢者の日常生活に関する困りごとや介護の予防に関する相談など
- ・都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)：育児・介護休業法に関する相談など
- ・ハローワーク：介護休業給付の申請手続など
- ・若年性認知症支援コーディネーター：若年性認知症に関する相談など

主な参照先 URL

介護サービス情報公表制度	http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/ 地域包括支援センター、介護サービス事業所を検索できます。
介護の地域窓口	http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/kaigo/madoguchi/ 市町村の介護に関する窓口を公表しています。
育児・介護休業法のあらまし	https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/34.html 育児・介護休業等の概要、対象となる従業員、手続方法などをパンフレットにまとめています。
介護休業給付について	https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_continue.html#g3 介護休業給付の受給要件、申請方法などをまとめています。
介護離職ゼロポータルサイト	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000112622.html 介護サービスや介護と仕事を両立していくために活用いただける制度の関連情報へアクセスできます。
若年性認知症コールセンター	http://y-ninchisyotel.net/index.html 若年性認知症や若年性認知症支援に関する相談窓口をまとめています。

介護給付費財政調整交付金及び介護給付費負担金の適正な交付並びに財政安定化基金の運営について

(1) 介護給付費財政調整交付金における不適切事案について

① 会計検査院指摘分

会計検査院が、平成25年度から平成29年度までの間に交付された介護給付費財政調整交付金について実地検査を行った結果、3県8保険者において、介護給付費財政調整交付金が過大に交付（50,389千円）され、不当であるとの指摘を受けた。

指摘内容は、所得段階別加入割合補正係数の算出の誤り（具体例：各所得段階人数の集計を誤って所得段階別被保険者数を記載）や、調整基準標準給付費の算出の誤り（具体例：高額医療合算介護（介護予防）サービス費の二重計上）などによるものである。

② 各保険者自主点検分

会計検査院の会計実地検査とは別に、毎年度実施をいただいている過去5年度分の各保険者自主点検分による再確定処理については、38都道府県の122保険者において、介護給付費財政調整交付金が会計検査院による指摘と同様の理由により過大（145,088千円）に交付されていることも判明した。

③ 不適切事案の主たる要因

これらのような事例は、制度創設からこれまでの間、例年発生しているところであり、指摘事項の大半は、制度の理解が不十分なことに起因した各種諸係数の捉え方の誤り、調整基準標準給付費の算定時における数値の計上誤りや様式帳票への転記ミスなどといったケアレスミスによるものとなっており、関係法令や交付要綱等を理解していないことや数値等の確認が不十分であったことが、その主たる要因となっている。

また、従前から介護保険事業状況報告等を活用し、数値等の検証を十分行うよう指導しているところであるが、会計検査院から指摘を受けたり、自主点検分による再確定処理が発生したりした都道府県においては、それを怠っていることが認められたところである。

④ 今後の課題

各都道府県におかれては、介護給付費財政調整交付金の各種係数の算定方法

や誤りやすい事例などについて、各保険者を集めた事務研修会や勉強会の開催などを通じて、制度に対する十分な理解を促していただくとともに、介護保険事業状況報告等から、大きく異なる点がないかといった確認・検証について保険者自らが行うことはもとより、都道府県におかれても確認・検証を行うなど、各保険者に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

(2) 不適切事案を防止するための対策について

① 簡易シートの活用

介護給付費財政調整交付金の制度への理解と事務処理軽減の一助として普通調整交付金を簡易に算定できるシート（以下「簡易シート」という。）（別添. 1 及び別添. 2）を作成し、別途配布することになっているので活用いただきたい。

② 研修会及び勉強会の活用

都道府県が管内各保険者を集めた研修会や勉強会を開催するにあたっては、国としても講師の派遣や資料提供などの協力依頼について、今後もできる限り対応していきたいと考えているので、ご相談いただきたい。

③ 研修会及び勉強会の内容

例えば、「介護保険財政の適正な事務処理について」をテーマとし、国から派遣された講師作成によるレジュメを用いながら、各保険者職員に対し、「介護保険財政の現状」、「介護給付費財政調整交付金の目的と役割」という基本概念から始まり、簡易シートを活用した具体的な計算など、各事務担当者がどのような点についてミスを犯しやすい傾向にあるのか等を実例を用いながら、なるべくわかりやすく解説することが考えられる。

(3) 介護給付費負担金について

会計検査院が、平成23年度から28年度までの間に交付された介護給付費負担金について、会計実地検査を行ったところ、1保険者において過大に交付（1,803千円）され、不当であるとの指摘を受けた。

指摘内容は、保険者が、介護給付費等のうち特定施設入居者生活介護費及び特定入所者介護サービス費を「施設等分」と「その他分」に区分する際に、計数の

転記を誤り「施設等分」を過小に計上したことに加え、「その他分」の合計額を、介護給付費の総額から「施設等分」の合計額を差し引いて求めたため、結果的に「その他分」の額も誤って計上していたものである。

また、保険者による自主点検においても、「施設等分」と「その他分」の計上誤り等、介護給付費負担金の算定に誤りがあることが判明した。

各都道府県におかれては、今後とも介護給付費財政調整交付金と同様、適正な運用が図れるよう、「介護給付費負担金の適切な算定について」（平成23年8月17日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）を参考に、管内保険者への適切な助言・指導に努めていただきたい。

（４）各保険者の主な誤り事由について

参考までに、平成30年度における介護給付費財政調整交付金及び介護給付費負担金の会計検査院会計実地検査及び各保険者の自主点検における主な誤り事由（別添. 3）を添付するので今後の業務の参考にさせていただきたい。

（５）財政安定化基金の運営について

平成28年3月に会計検査院から、会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告（「介護保険制度の実施状況に関する会計検査の結果について」）が行われ、厚生労働省に対して財政安定化基金の運営について、「厚生労働省において、財政安定化基金からの交付金については、保険者間の負担の公平性を確保するために、交付超過額が生じた保険者から当該交付超過額を返還させる取扱いとすることなどについて検討すること」等の指摘を受けたところ。

このため、当該指摘を踏まえ、「財政安定化基金の運営について」（平成29年3月15日付け介護保険計画課長通知）を発出したところであり、引き続き財政安定化基金の交付額の精算について、各自治体の実情等に応じて必要な措置を検討いただくようお願いしたい。

1. 諸係数調報告数字

調整基準標準給付費		損害賠償金 その他の 収入額 (C)		合計 (A+a)+(B)-(C)	第一号被保険者数						
介護・予防 給付費 (A)	審査支払 手数料 (B)	介護/高齢医療費 給付費(予防)サービス費 (a)			前期	後期(前半)	後期(後半)	後期(後半) 後期(合計)	合計		
4,455,685,787	6,348,755	7,549,979	0	4,469,584,521	70,731	64,461	32,230	19,737	9,869	29,606	32,524
1ヶ月あたりの平均値											
					5,894	5,372	2,686	8,058	13,952		

第一号被保険者数
所得段階別被保険者数(4月1日現在)

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	合計
869	722	853	1,181	924	1,030	669	361	217	6,826

被保護者の取扱いに注意。

所得基準金額 120万円 200万円 300万円



2. 諸係数調算定上の補正係数

調整基準標準給付費		損害賠償金 その他の 収入額 (C)		合計 (A+a)+(B)-(C)	高齢者加入割合			
介護・予防 給付費 (A)	審査支払 手数料 (B)	介護/高齢医療費 給付費(予防)サービス費 (a)			前期	後期(前半)	後期(後半) 後期(合計)	合計
4,455,685,787	6,348,755	7,549,979	0	4,469,584,521	0.4224	0.3850	0.1925	0.5776

算定シート「調整
標準給付費」欄

算定シートa欄

算定シートb欄

算定シートc欄

算定シートd欄

42.24%	38.50%	19.25%	57.76%
--------	--------	--------	--------

所得段階別加入割合

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	合計
0.127	0.106	0.125	0.173	0.135	0.151	0.098	0.053	0.032	1.000

算定シート①欄

算定シート②欄

算定シート③欄

算定シート④欄

算定シート⑤欄

算定シート⑥欄

算定シート⑦欄

算定シート⑧欄

算定シート⑨欄

算定シート⑩欄

算定シート⑪欄

算定シート⑫欄

算定シート⑬欄

算定シート⑭欄

算定シート⑮欄

算定シート⑯欄

算定シート⑰欄

算定シート⑱欄

算定シート⑲欄

算定シート⑳欄

算定シート㉑欄

算定シート㉒欄

算定シート㉓欄

算定シート㉔欄

算定シート㉕欄

算定シート㉖欄

算定シート㉗欄

算定シート㉘欄

算定シート㉙欄

算定シート㉚欄

算定シート㉛欄

算定シート㉜欄

算定シート㉝欄

算定シート㉞欄

算定シート㉟欄

算定シート㊱欄

算定シート㊲欄

算定シート㊳欄

算定シート㊴欄

算定シート㊵欄

算定シート㊶欄

算定シート㊷欄

算定シート㊸欄

算定シート㊹欄

算定シート㊺欄

算定シート㊻欄

算定シート㊼欄

算定シート㊽欄

算定シート㊾欄

算定シート㊿欄

算定シート1欄

算定シート2欄

算定シート3欄

算定シート4欄

算定シート5欄

算定シート6欄

算定シート7欄

算定シート8欄

算定シート9欄

算定シート10欄

算定シート11欄

算定シート12欄

算定シート13欄

算定シート14欄

算定シート15欄

算定シート16欄

算定シート17欄

算定シート18欄

算定シート19欄

算定シート20欄

算定シート21欄

算定シート22欄

算定シート23欄

算定シート24欄

算定シート25欄

算定シート26欄

算定シート27欄

算定シート28欄

算定シート29欄

算定シート30欄

算定シート31欄

算定シート32欄

算定シート33欄

算定シート34欄

算定シート35欄

算定シート36欄

算定シート37欄

算定シート38欄

算定シート39欄

算定シート40欄

算定シート41欄

算定シート42欄

算定シート43欄

算定シート44欄

算定シート45欄

算定シート46欄

算定シート47欄

算定シート48欄

算定シート49欄

算定シート50欄

算定シート51欄

算定シート52欄

算定シート53欄

算定シート54欄

算定シート55欄

算定シート56欄

算定シート57欄

算定シート58欄

算定シート59欄

算定シート60欄

算定シート61欄

算定シート62欄

算定シート63欄

算定シート64欄

算定シート65欄

算定シート66欄

算定シート67欄

算定シート68欄

算定シート69欄

算定シート70欄

算定シート71欄

算定シート72欄

算定シート73欄

算定シート74欄

算定シート75欄

算定シート76欄

算定シート77欄

算定シート78欄

算定シート79欄

算定シート80欄

算定シート81欄

算定シート82欄

算定シート83欄

算定シート84欄

算定シート85欄

算定シート86欄

算定シート87欄

算定シート88欄

算定シート89欄

算定シート90欄

算定シート91欄

算定シート92欄

算定シート93欄

算定シート94欄

算定シート95欄

算定シート96欄

算定シート97欄

算定シート98欄

算定シート99欄

算定シート100欄

算定シート101欄

算定シート102欄

算定シート103欄

算定シート104欄

算定シート105欄

算定シート106欄

算定シート107欄

算定シート108欄

算定シート109欄

算定シート110欄

算定シート111欄

算定シート112欄

算定シート113欄

算定シート114欄

算定シート115欄

算定シート116欄

算定シート117欄

算定シート118欄

算定シート119欄

算定シート120欄

算定シート121欄

算定シート122欄

算定シート123欄

算定シート124欄

算定シート125欄

算定シート126欄

算定シート127欄

算定シート128欄

算定シート129欄

算定シート130欄

算定シート131欄

算定シート132欄

算定シート133欄

算定シート134欄

算定シート135欄

算定シート136欄

算定シート137欄

算定シート138欄

算定シート139欄

算定シート140欄

算定シート141欄

算定シート142欄

算定シート143欄

算定シート144欄

算定シート145欄

算定シート146欄

算定シート147欄

算定シート148欄

算定シート149欄

算定シート150欄

算定シート151欄

算定シート152欄

算定シート153欄

算定シート154欄

算定シート155欄

算定シート156欄

算定シート157欄

算定シート158欄

算定シート159欄

算定シート160欄

算定シート161欄

算定シート162欄

算定シート163欄

算定シート164欄

算定シート165欄

算定シート166欄

算定シート167欄

算定シート168欄

算定シート169欄

算定シート170欄

算定シート171欄

算定シート172欄

算定シート173欄

算定シート174欄

算定シート175欄

算定シート176欄

算定シート177欄

算定シート178欄

算定シート179欄

算定シート180欄

算定シート181欄

算定シート182欄

算定シート183欄

算定シート184欄

算定シート185欄

算定シート186欄

算定シート187欄

算定シート188欄

算定シート189欄

算定シート190欄

算定シート191欄

算定シート192欄

算定シート193欄

算定シート194欄

算定シート195欄

平成30年度会計検査院実地検査及び自主点検における主な誤り事由

■ 事由 ■		件数 ()は、会計検査院による指摘を再掲
【介護給付費財政調整交付金】		
1	調整基準標準給付費の算定誤り(高額介護サービス費の算定額誤り)	18 (2)
2	調整基準標準給付費の算定誤り(損害賠償金その他収入額の計上漏れ)	17
3	調整基準標準給付費の変動(諸係数確定後の戻入による影響)	14 (1)
4	普通調整交付金交付割合の算定誤り(前期・後期高齢者被保険者数の算定月誤り)	11 (4)
4	調整基準標準給付費の算定誤り(高額医療介護(予防)サービス費の計上誤り)	11 (4)
6	調整基準標準給付費の算定誤り(住宅改修費の計上誤り)	9 (3)
7	普通調整交付金交付割合の算定誤り(前期・後期高齢者被保険者数の計上誤り)	8 (2)
7	調整基準標準給付費の算定誤り(高額介護サービス費の重複計上)	8 (1)
9	調整基準標準給付費の算定誤り(介護・予防給付費の計上誤り)	7
9	普通調整交付金交付割合の算定誤り(所得段階別被保険者数の計上誤り)	7 (1)
■ 事由 ■		
【介護給付費負担金】		
1	「施設等分」と「その他分」の計上誤り	63 (1)
2	控除すべき震災等被災者への減免額の計上誤りなど、支出及び収入の計上誤り	13
3	その他(利用者に対する過払い返還請求の誤り等)	14

※保険者の重複計上あり

国民健康保険団体連合会が行う介護報酬の審査支払に係る手数料に対する介護給付費負担金の国庫負担割合の見直しについて

これまで、各国民健康保険団体連合会が、市町村（保険者）からの委託を受けて行っている介護報酬の審査支払事務に必要な経費（以下「審査支払手数料」という。）については、介護保険制度創設当初から、標準給付費額（「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」（平成10年政令第413号）第6条第5項に規定する標準給付費額をいう。）の一部として、審査支払件数に95円以内の額を乗じて得た額の20%に相当する額を介護給付費負担金として交付している。

今般、会計検査院の指摘や平成18年度の施設等給付費に係る費用負担割合の見直しを踏まえ、平成31年度から施設等給付費に係る審査支払手数料の国の負担割合を15%に見直すことにしている（施設等給付費以外のものはこれまでどおり国が20%負担）。（別添「介護給付費等負担金交付要綱新旧対照表（案）」参照）

それに伴い、平成31年度の介護給付費負担金の事業実績報告においては、審査支払件数を「施設等分」と「その他分」に分け、審査支払手数料を「施設等分」と「その他分」にそれぞれ計上していただく必要があるのでご留意されたい。

具体的な算出方法等については、今後お示しするので、管内市町村（保険者）にあらかじめ情報提供されたい。

○審査支払手数料に係る費用負担割合

	現行	見直し後	
		施設等分	その他分
国（※）	20%	施設等分	15%
		その他分	20%
都道府県	12.5%	施設等分	17.5%
		その他分	12.5%
市町村	12.5%	現行どおり	
保険料	50%	現行どおり	

（※）調整交付金5%除く

介護給付費等負担金交付要綱新旧対照表 (案)

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>介護給付費等負担金交付要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この負担金の交付額は、算定政令の規定により算出するものとする。ただし、介護給付費負担事業のうち、国民健康保険団体連合会への審査支払の委託に係る経費については、次により算出された額とする。</p> <p>なお、交付額の算出に当たっては、法第21条第1項の規定による損害賠償金、第22条第1項の規定による徴収金及び加算金、同条第3項の規定による返還金及び加算金、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231号の3第2項の規定による延滞金その他の収入額がある場合は、介護給付及び予防給付に要する費用の額から当該収入額を控除するものとする。</p> <p>ア 算定政令第1条第1項第2号及び第4号に掲げる費用に係る経費については、審査支払件数に95円以内の額を乗じて得た額の100分の1.5に相当する額</p> <p>イ 算定政令第1条第1項第1号及び第3号に掲げる費用に係る経費については、審査支払件数に95円以内の額を乗じて得た額の100分の2.0に相当する額</p> <p>5～14 (略)</p>	<p>別紙</p> <p>介護給付費等負担金交付要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この負担金の交付額は、算定政令の規定により算出するものとする。ただし、介護給付費負担事業のうち、国民健康保険団体連合会への審査支払の委託に係る経費については、審査支払件数に95円以内の額を乗じて得た額の100分の2.0に相当する額とする。</p> <p>なお、交付額の算出に当たっては、法第21条第1項の規定による損害賠償金、第22条第1項の規定による徴収金及び加算金、同条第3項の規定による返還金及び加算金、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231号の3第2項の規定による延滞金その他の収入額がある場合は、介護給付及び予防給付に要する費用の額から当該収入額を控除するものとする。</p> <p>5～14 (略)</p>

※上記以外にも、低所得者保険料軽減事業に係る様式で、第2段階、第3段階を追加するなどの改正を行う。

介護報酬改定等に伴うシステム改修事業に係る補助金の執行に向けた留意点

(1) 介護保険関連システムの改修について

- 介護保険関連システムについては、制度改正等（以下「改正」という）に伴うシステム改修を確実に実施し、改正後の制度運営を適正、かつ円滑に実施する必要があるため、都道府県及び市町村等（保険者）におかれては、契約しているシステム改修業者とご調整いただき、確実にシステムが改修されるようお願いしたい。
- なお、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業に係る補助金については、改正に伴うシステム改修（以下、「都道府県実施分及び市町村実施分（一般分）」という。）のほか、市町村実施分として、
 - ・ 介護ワンストップサービスを実施するための改修等（以下、「介護ワンストップサービス実施分」という。）
 - ・ 特定個人情報データ標準レイアウト改版のための改修（以下、「特定個人情報データ標準レイアウト改版分」という。）
 - ・ 介護保険料軽減強化支援事業による改修等（以下、「介護保険料軽減強化支援事業分」という。）
 の種目を設けている。

(2) 各種目における補助金の交付に向けた対応

- 都道府県実施分及び市町村実施分（一般分）

2019年度に、都道府県及び市町村等（保険者）において、システム改修が必要となる主な改正事項は以下のとおり。

 - ① 介護職員の更なる処遇改善【2019年10月実施予定】
 - ② 消費税率引上げによる影響分に係る上乘せ【2019年10月実施予定】

なお、可能な限り過不足が生じないように配分するため、過日、他の種目とは別に、システム改修費用等の調査を依頼したので、期日までに回答をお願いしたい。

- 介護ワンストップサービス実施分、特定個人情報データ標準レイアウト改版分、介護保険料軽減強化支援事業分

後日、平成30年度第2次補正予算における交付決定をおこなう。

